

兄の子の謝玄を推舉して天子の詔に應じた。そこで、郗超は感歎して曰ふには、「謝安の聰明なのは、衆人と其の趣を異にしてゐて、却つて自分の親戚の者を推薦したのは、感服の至りである。彼の玄の才能は、必ず安の拔擢推舉した明に負かないで成功するであらう。何となれば、自分は或る時、玄が其の才能を使つたのを見たことがあつたが、忽卒の間とても、未だ一處として其の任務を誤つたことがなかつたからである。」と。

【補説】○「以秦人強盛」の「秦人」は、日本のよみくせとして「ジンヒト」と訓む。「晉」と「秦」とは同音で誤り易いから、「秦」をハタシンといつて音は「ジン」に、「晉」を「ススムシン」といつて、音は「シン」にしてゐる。そして「人」はヒトと訓讀することになつてゐる。「強盛」には、ナルヲを送つて「以」に返る。○「詔求」は、「詔シテ」に應じて「求メシム」と使役に訓んでゆくことに注意せねばならない。「詔」は使役の一形式である。○「安之明」の「明」に「ナル」を送る。○「乃」は「カヘツテ」の意。「乃」には、「ソコデ」と「カヘツテ」との二つの意味しかないこともよく記憶して、その場合によつて何れかに解するやうにしなければいけない。○「不負」の「負」はツムクと訓み、背反の意である。○「未嘗不得其任」の「未—不—」は二重否定の一形式。

〔語〕

①	無	〔靡・莫〕	□	□	不	〔弗〕	□	□
②	無	□	□	無	□	□	□	□

どんな—でもないものはない。

①②共に、二つの否定助動詞の間に置かれた語に、「トシテ」と送つて、①は、「—トシテ—セザルハ無シ」と訓み、②は、「—トシテ—無キハ無シ」と訓んで、共に「ドンナ—デモ—ナイモノハナイ」の意を表す。時には、「無」を「莫」又は「靡」に、「不」を「弗」にしてあることもあるから注意が肝要である。

55

子平性健歩。好遊四方。靡遠弗至。行輒蹠展。如往來鄰里者。人不知其行千里之遠也。(竹堂文集)

訓點 子平性健歩。好遊四方。靡遠弗至。行輒蹠展。如往來鄰里者。人不知其行千里之遠也。

〔語釋〕「子平」寛政の三奇人の一人である林子平のこと。「蹠展」展は音「ケキ」、木履。木履をはいて歩くこと。

【通解】林子平は生れつき脚が達者で、好んで四方に遊び、どんな遠方にも行かない處はなかつた。行く時にはその度毎にいつでも木履を穿いて、まるで隣村へでも行く人のやうであつた。それで、人々は彼が大變遠方に行くのだといふことを知らなかつたのである。

【補説】○「好遊四方」は、「好遊四方」ト訓んでもよいが、通常は「好」を副詞として「好ミテ」と訓んでゐる。○「帆」は音「テフ」、「ソノ度毎ニ」、「イツデモ」の意として用ひられる。○「靡遠弗到」の「靡—弗—」は、二重否定の一形式で、「遠シトシテ到ラザルハ靡シ」と訓む。「遠」に「シトシテ」の假名を送ることに注意が要る。

道一而已矣。道之在天下也。猶日月也。日月者。天下之日月也。非一國所私有也。道亦然。父子君臣夫婦。無國無之。而慈孝忠義。有別不雜。皆存於自然。非有待於人作也。(日本政記)

訓點

道一而已矣。道之在天下也。猶日月也。日月者。天下之日月也。非一國所私有也。道亦然。父子君臣夫婦。無國無之。而慈孝忠義。有別不雜。皆存於自然。非有待於人作也。

【語釋】「猶日月」恰も太陽や月が赫然として、天に懸つてゐるやうなものである。「慈孝・忠義・有別」父の子に對する慈愛、子の父母に對する孝行、臣の君に對する忠、君の臣に對する義、有別は夫婦が他の夫婦と別有つて紊れないこと。「不雜」混同しない。「人作」人爲に同じ。人が意を用ひてこしらへること。

【通解】人の守り行ふべき道は、只一つだけである。道が天下に存在する状態は、恰も太陽や月が唯一つ赫然として天にある状態の如きものである。此の太陽といひ月といふものは、天下共有の太陽であり月である。決して一國だけが私有し得るものではないのである。道といふものも亦その通りであつて、天下共有共通のものである。かの父子・君臣・夫婦間の道は、どの國にでも無い國は無いのである。そして、父の子に對する慈、子の父に對する孝、臣の君に對する忠、君の臣に對する義、一夫婦毎にそれ／＼に別あつて混同しないといふ人倫は、皆自然に存するものであつて、決して人の作爲を待つて始めて世の中に存在するといふものではないのである。

【補説】○「一而已矣」は、「一ノミ」と訓む。「而已」は二字で、ノミと訓み、限定の意であり、「矣」は斷定・指定の意で、デアルと譯す。○「道之在天下也」の「也」はヤと訓み、「ハ」と譯す。感動指示の意である。○「猶日月也」は直喩である。○「無國無之」は、「無—無—」なる二重否定の形式を取つたもので、「國トシテ之無キハ無シ」と訓む。兩否定詞の間の語「國」にトシテを送ることは、此の形式の場合の原則であるから忘れてはならない。「ドンナ—デモ—シナイモノハナイ」の意である。○「父

子・君臣・夫婦」は慈孝・忠義・有別不離」と夫々不離の關係に在るものであるから、よくその間の連繫を觀察しなければならぬ。即ち「父」と「慈」、「子」と「孝」、「君」と「義」、「臣」と「忠」、「夫婦」と「有別不離」である。○「夫婦」と「有別不離」については、「夫婦有別」であつて、一般には夫は夫として、婦は婦として、それ／＼爲すべき別の事があつて、各々其の分を盡くさねばならないといふやうに解してゐるが何うかと思ふ。これは、たとへば甲の夫婦と、乙の夫婦との間に於ては、相互に別がなくてはならぬとの意であらうと思はれる。

構文

道一而已矣。(主意)

道之在天下也。猶日月也。

日月者、非一國所私有也。

道亦然。

父子 君臣 無國無之。而 慈孝 忠義 有別不離 皆 存於自然、非有待於人作也。

〔三〕

無_ニ名詞_一、無_ニ名詞_一

(—といはず—といはず) —の區別なく皆、

否定助動詞の「無」が二つ重なつて、夫々の下に名詞を使用する場合は、其の名詞に「ト」を送つて、「ト無ク、ト無ク」と訓み、「トイハズ、トイハズ、トイハズ」ノ區別無ク皆」の意とする。此の場合、上と下の名詞は反對の思想で對立してゐる。尙此の形は、往々單に「無_ニ名詞_一」だけのこともあるが、意味に於ては變りはない。

生民之初。無_ニ貴_一。無_ニ賤_一。無_ニ尊_一。無_ニ卑_一。無_ニ長_一。無_ニ幼_一。不_レ耕。而_レ不_レ饑。不_レ蠶。而_レ不_レ寒。故其民逸。民之苦勞。而樂逸也。若水之走下。而聖人者。獨爲之君臣。而使天下之貴役賤。爲之父子。而使天下尊役卑。爲之兄弟。而使天下長役幼。蠶而後衣。耕而後食。率天下而勞之。(唐宋八家文)

訓點

生民之初。無_ニ貴_一。無_ニ賤_一。無_ニ尊_一。無_ニ卑_一。無_ニ長_一。無_ニ幼_一。不_レ耕。而_レ不_レ饑。不_レ蠶。而_レ不_レ寒。故其民逸。民之苦勞。而樂逸也。若水之走下。而聖人者。獨爲之君臣。

而使天下之貴役賤、爲之父子、而使天下尊役卑、爲之兄弟、而使天下長役幼、蠶而後衣、耕而後食、率天下而勞之。

【語釋】「逸」安逸。遊び愜ること。【苦勞】勞を苦しむこと。勞苦をいやがること。【樂逸】逸樂を喜び楽しむこと。

【通解】人民生來の初は、貴賤の別、尊卑の差、長幼の序などの區別はなく、皆耕やすことを知らないけれども、鳥獸を獵して食ふからして饑ゑることがなく、蠶を養はないけれども、羽皮を衣とするからして、寒えることがなく、生活が簡單であるから、其の民は安逸に墮して居た。一體、人民が勞苦をいやがつて、逸樂を喜ぶことは、水の低い方に向つて流れるやうなもので、自然の状態である。然るに、たゞ獨り聖人だけは遠い考があるからして、人民の爲に、君臣の禮を作つて、天下の貴き者をして、賤しき者を使役させ、父子の禮を作つて、天下の尊者をして、卑き者を使役させ、兄弟の禮を作つて天下の長者をして、幼者を使役させ、蠶を飼つて後に衣が出来、耕して後に食物が出来るやうにして、天下の人を引きつれて仕事に骨折らせるのである。

【補説】○「生民」は、生きたし生ける民のこと。○「無貴賤、無尊卑、無長幼」は、「無+名詞、無+名詞」の基本形式に、更にも一つの「無+名詞」が添加されただけのものである。○「走下」は「ヒクキニユク」と訓む。キニの送假名を誤らぬやうにすると共に、「走」をユクと訓むことに注意を要する。○「率天下而

勞之」の「勞」は、文意上から使役形に訓み、シムを送ることに注意すること。

構文

明白な對偶法によつてゐる。

生民之初、無貴賤、無尊卑、無長幼、
不耕而不饑、不蠶而不寒、
故其民逸。

民之而苦勞、樂逸也、
若水之走下。

爲之君臣、而使天下之貴役賤、
爲之父子、而使天下尊役卑、
爲之兄弟、而使天下長役幼、
蠶而後衣、耕而後食、
率天下而勞之。

〔莫〕

無〔莫〕不□□

——しないもの(こと)はない(皆)——である)

否定助動詞を二つ重ねて直ちに返る場合で、肯定の意を強うする。

「—セ(ナラ)ザル(ハ)ナシ」と訓み、「—シナイモノ(コト)ハナイ」「皆—デアル」の意に譯す。そして此の場合に、「莫」は「無」よりは更に否定の意が強い。

58

士之能享大名。顯當世者。莫不有先達之士。負天下之望者。爲之前焉。士之能垂休光。照後世者。亦莫不有後進之士。負天下之望者。爲之後。莫爲之前。雖美而不彰。莫爲之後。雖盛而不傳。是二人者。未始不相須也。(文章軌範)

訓點

士之能享大名。顯當世者。莫不有先達之士。負天下之望者。爲之前焉。士之能垂休光。照後世者。亦莫不有後進之士。負天下之望者。爲之後。莫爲之前。雖美而不彰。莫爲之後。雖盛而不傳。是二人者。未始不相須也。

是二人者。未始不相須也。

【通釋】「士」道に志す者の通稱。「享」得ること。「大名」立派な名聲。「當世」其の時代。「先達之士」先輩。學徳・地位等の自分より先に進んだ人。先進者。「負」一身に集めてゐること。「天下之望」天下の人望。「前」先達。先導すること。「休光」よき光。「休」は、美の義。立派な名聲をいふ。「後進之士」後輩。「後」あと押しをすること。後から推奨唱道すること。「美」美德。「盛」學徳すぐれて勢威あること。「相須」互に助け合ふこと。

【通解】すべて士人が立派な名聲を揚げ、其の時代に顯れるのは、素より自分一人の力で企て及ぶべきものではなく、己より先に道を得、徳を成し、天下の名望を一身に集めてゐる先輩が、先に起つて後輩を引き上げてくれるのによらぬものはない。又士人が立派に業績を残して、後の世までも照し輝かすのも、矢張り後輩で天下の人望を身に受けてゐるものが、其の後から推奨唱道するのによらぬものはない。故に其の前にあつて引立てゝくれる先進者がなくては、たとひ後輩としていかに美德を具備してゐても世に彰れない。又後輩の後押しがなかつたならば、たとひ如何程學徳が立派であり、勢威があつても、後世に傳はるものではない。それ故に、此の先進後進の二者は、密接な關係に在つて、始めから兩々相俟ち相助けて美德を彰し、盛名を傳へねばならないものである。

【補説】○「莫不有」は、「有ラザルハナシ」と訓む。否定助動詞「莫」「不」を二つ重ねて直ちに返讀する場合であつて、肯定の意を強めたものである。○「莫爲之前、雖美而不彰」の「莫——雖——

而不——」は、「——ナクンバ、——ト雖モ而モ——ズ」と訓むことに注意を要する。特に「莫」をナクンバと假定条件を示し、「雖」を「タトヒ——デアツテモ」と假定の意として譯し、「而」を逆接的に「而モ」と訓む點には細心の用意をなさねばならぬ。○「未始不相須也」の副詞「始」にヨリを送ることを忘れてはならない。「未——不——」は、二重否定の一形式である。

構文

明白な對偶法によつて居る。文脈をたどり、文章を正しく把握せんには、常に構成に着眼しなければならぬ。

士之能享大名、顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前焉。
士之能垂休光、照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者、爲之以後。

莫爲之前、雖美而不彰。
莫爲之後、雖盛而不傳。
是二人者、未始不相須也。

〔老〕

無〔莫〕非

——でないもの(こと)はない

〔老〕と同じく、否定助動詞を二つ重ねて直ちに返る場合で、肯定の意を強くする爲の形である。

「——ニ非ザル(ハ)無シ」と訓み、「莫」の場合は「無」に比して一層強意であることを示してゐる。

凡所遭患難變故屈辱讒謗拂逆之事。皆天之所以老吾才。莫非砥礪切磋之地。君子當慮所以處之。欲徒免之不可。(言志錄)

訓點

凡、所、遭、患、難、變、故、屈、辱、讒、謗、拂、逆、之、事、皆、天、之、所、以、老、吾、才、莫、非、砥、礪、切、磋、之、地、君、子、當、慮、所、以、處、之、欲、徒、免、之、不、可。

【通釋】「患難」心配事や難儀な事。「變故」變つた出来事。「屈辱」自分の意志を曲げて他に従ふ恥辱。「讒謗」讒言誹謗。「拂逆」心に悖り逆ふこと。「老」老熟させる。年を寄らせて老人にするの意ではな
【砥礪】「砥」は音「シ」、「といし」のこと。「礪」は「みがく」こと。双物を研ぎ磨く意で、つとめ
はげんで上達すること。「切磋」象牙や角を切り、鏝でとき磨く意で、才智を研ぎみがき、學を進め徳を
修めること。「地」素地。場所。

【通解】凡て何事によらず、心配な事や難儀な事や、事變や、自己の意志を加して他に服する恥辱や、讒言
誹謗や、心に悖り逆ふこと等は、何れも天が我が才を洗練して立派に老熟させる爲のもので、我が才智を
磨き、學を成し徳を修める基となるものである。故に學に志す者は、斯様な事故に遭遇したならば、當然
之を如何に處置すべきかを工夫考慮すべきである。たゞ無闇に斯様な事故から免れようとするのは、宜し

而不——は、「——ナクンバ、——ト雖モ而モ——ズ」と訓むことに注意を要する。特に「莫」をナクンバと假定条件を示し、「雖」を「タトヒ——デアツテモ」と假定の意として譯し、「而」を逆接的に「而モ」と訓む點には細心の用意をなさねばならぬ。○「未始不相須也」の副詞「始」にヨリを送ることを忘れてはならない。「未——不——」は、二重否定の一形式である。

構文

明白な對偶法によつて居る。文脈をたどり、文章を正しく把握せんには、常に構成に着眼しなければならぬ。

士之能享大名、顯當世者、莫不有先達之士、負天下之望者、爲之前焉。
士之能垂休光、照後世者、亦莫不有後進之士、負天下之望者、爲之後。

莫爲之前、雖美而不彰。
莫爲之後、雖盛而不傳。
是二人者、未始不相須也。

〔老〕

無〔莫〕非

——でないもの(こと)はない

〔莫〕と同じく、否定助動詞を二つ重ねて直ちに返る場合で、肯定の意を強くする爲の形である。
「非ザル(ハ)無シ」と訓み、「莫」の場合は「無」に比して一層強意であることを示してゐる。

凡所遭患難變故屈辱讒謗拂逆之事。皆天之所以老吾才。莫非砥礪切磋之地。君子當慮所以處之。欲徒免之不可。(言志錄)

訓點

凡所遭患難・變故・屈辱・讒謗・拂逆之事、皆天之所_ニ以_テ老_ス吾_ノ才、莫_レ非_ニ砥礪_シ切磋_ス之地、君子當_レ慮_ル所_ニ以_テ處_ル之、欲_ス徒_ラ免_レ之、不_レ可_ク。

【患難】 心配事や難儀な事。【變故】 變つた出来事。【屈辱】 自分の意志を曲げて他に従ふ恥辱。【讒謗】 讒言誹謗。【拂逆】 心に忤り逆ふこと。【老】 老熟させる。年を寄らせて老人にするの意ではな_い。【砥礪】 「砥」は音「シ」、「といし」のこと。「礪」は「みがく」こと。双物を研ぎ磨く意で、つとめはげんで上達すること。【切磋】 象牙や角を切り、鏝でとき磨く意で、才智を研ぎみがき、學を進め徳を修めること。【地】 素地。場所。

【通解】 凡て何事によらず、心配な事や難儀な事や、事變や、自己の意志を屈して他に服する恥辱や、讒言誹謗や、心に忤り逆ふこと等は、何れも天が我が才を洗練して立派に老熟させる爲のもので、我が才智を磨き、學を成し徳を修める基となるものである。故に學に志す者は、斯様な事故に遭遇したならば、當然之を如何に處置すべきかを工夫考慮すべきである。たゞ無闇に斯様な事故から免れようとするのは、宜し

くないことである。

【補説】○「凡」は「スベテ」と訓みテを送る。「オヨソ」と訓むのはよくない。○「患難・變故・屈辱・讒謗・拂逆」の一々の熟語間には、並列點を附して置かねばならない。○「所以老吾才」の「老」は、使役に訓んで「セシムル」を送る。そして、これは「老熟・老成」の意で、年をとるとか、老人とかの意ではない。○「莫非砥礪切磋之地」の「莫非」は二重否定形式の一。「ニ非ザルハナシ」と訓み、「非ザルナシ」と訓まないやうに送假名に注意が要る。又、「砥」は音「シ」であつて、「ト」ではない。

【亮】

非不

——でないわけではない——なのである)

【亮】と同じく、否定助動詞を二つ重ねて直ちに返る場合で、肯定の意を強くする。「ナラ(セ)ザルニ非ズ」と訓み、「デナイワケハナイ」即ち「ナノデアル」の意に解す。

60

孟子曰。天時不如地利。地利不如人和。三里之城。七里之郭。環而攻之而不勝。夫環而攻之。必有得天時者矣。然而不勝者。是地利不如人和也。城非不高也。池非不深也。兵革非不堅利也。米粟非不多也。委而去之。是地利不如人和也。(孟子・公孫丑下)

訓點

孟子曰、「天時不如地利。地利不如人和。三里之城、七里之郭、環而攻之而不勝。夫環而攻之、必有得天時者矣。然而不勝者、是地利不如人和也。城非不高也。池非不深也。兵革非不堅利也。米粟非不多也。委而去之、是地利不如人和也。」

【語釋】「天時」 方位・干支(エト)・時日等の吉凶をいふ。これは陰陽説の影響と見るべきであらう。【地利】 山川の險阻や城池の固めなどをいふ。【人和】 上下相親しむこと。【三里・七里】 城郭の小さいものをいふ。支那の一里は我が六町位に當る。【城】 本丸をいふ。【郭】 外城即ち二の丸のこと。【環】 四面より環り圍むこと。【池】 城の濠をいふ。【兵革】 武器。「兵」は武器で「革」は甲冑。【堅利】 堅固で鋭いこと。【米粟】 が丈夫で「兵」が鋭いこと。【米粟】 兵糧。「米」は、穀物の皮を去つたもの、「粟」は、皮のついたまゝの物をいふ。【委】 棄てて顧みないこと。

【通解】 孟子がいふには、「古來國家を保有し勝を制するには、天時・地利・人和の三つが必要である。然しどんなに方角や時日などがよくて天の時を得て居つても、地勢の險阻・城池の堅固など地の利を得てゐるには及ばない。又どんなに要害堅固の地の利を得て居ても、人民の心が和合し上下相親しんで居るには及ばない。何とならば、周圍三里の本丸、七里の二の丸といふやうな小城寨があると假定する。此の小城寨を陥るゝことは、容易である筈であるのに、陥れ得ない場合がある。一體久くし包圍攻撃してゐる

間には、必ず天の時の宜しきに叶ふこともあるであらう。さういふやうにして勝てないといふのは、天の時地の利に及ばないといふ證左である。又此處に一の城があるとす。其の城壁は高くないのではない。其の城池は深くないのではない。又貯蔵の武器は堅固で且つ鋭利でないのではなく、兵糧も豊富で久しきを持するに足るのに、脆くも敗北して城を放棄して逃げ去るのは、人心は相和せず、衆は叛き親は離れて、最後まで守る者がいないからである。これ即ち難攻不落の地の利も、上下團結の力に及ばないといふ譯である。

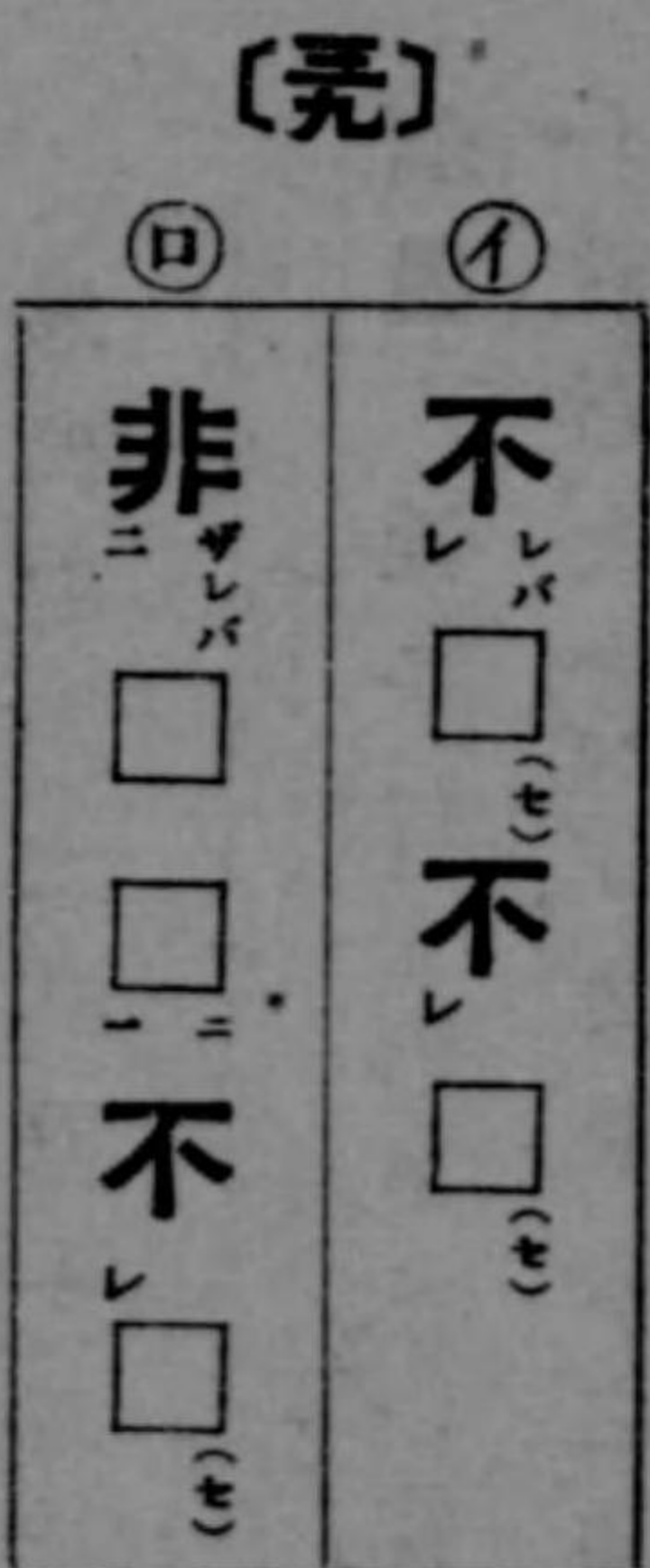
【補説】○「天時不如地利」「地利不如人和」の「不如」は、「ニ及バナイ」「ニ越シタコトハナイ」の意で、比較の一形式である。○「環而攻之而不勝」の「環而」の「而」は、順接であり、「攻之而不勝」の「而」は、逆接である。「ドモ而モ」ズ」となる關係に注意を要する。○「然而」は「然レドモ」とよむことと、「然」は、何を指してゐるかに注意せねばならぬ。「ソレハツノ通りデハアルケレドモ」の意である。「而」には順接・轉接の二用法がある。○「不如地利也」の「レバ也」は、理由を説述する一形式である。○「池非不深也」「兵革非不堅利也」の「非不」也」は、二重打消の一形式である。○「是地利不如人和也」の「是レレバ也」は、理由説述の一形式である。

構文

對偶法式によつてゐる。

孟子曰、天時不如地利、地利不如人和。(主意)

環而攻之而不勝。然而不勝者、是天時不如地利也。
三里之城、七里之郭。夫環而攻之、必有得天時者矣。
城非不高也。兵革非不堅利也。
池非不深也。米粟非不多也。
委而去之、是地利不如人和也。



なければ(し)ない

二重否定の一形式である。「不レ」則不レ「又は「非」則不レ」の「則」の省略されたものであるから、取扱上注意を要する。「不(レ)非」不レ」の形とは全く異つて居る。「(セ)ザレバ」「(セ)ズ」ニ非ザレバ」「(セ)ズ」と訓み、「(シ)ナケレバ」「(シ)ナイ」(デ)ナケレバ」「(シ)ナイ」の意に解す。「不」は「弗」の字になつて居る事もあるが、「弗」の方が強意を示してゐる。

るだけのことである。

孟子曰。伯夷非其君不事。非其友不友。不立於惡人之朝。不與惡人言。立於惡人之朝。與惡人言。如以朝衣朝冠。坐於塗炭。推惡惡之心。思與鄉人立。其冠不正。望望然去之。若將浼焉。(孟子・公孫丑上)

訓點

孟子曰、「伯夷非其君不事。非其友不友。不立於惡人之朝。不與惡人言。立於惡人之朝。與惡人言。如以朝衣朝冠。坐塗炭。推惡惡之心。思與鄉人立。其冠不正。望望然去之。若將浼焉。」

【伯夷】 弟の叔齊と共に殷末・周初に居た賢人。殷の紂王亡されて周の國と爲るや、其の粟を食ふを恥ぢ兄弟は首陽山に隠れて薇を食つて餓死した。【其君】 自分の事へる君として恥づかしからぬ君。【其友】 自分の交る友として恥しからぬ友。【朝衣朝冠】 朝廷の儀式に参列する時の禮服禮帽。【塗炭】 「塗」は泥、泥と炭とは共に、黒く汚いことから、汚く穢れたるをいふ。【推】 伯夷の心を孟子が推し測る。【思】 伯夷がかく思つて居るであらうと推測していふ。【鄉人】 郷里の名もない常人をいふ。【其冠】 郷人の冠。【望望然】 自得しない貌。「望」は怨望の意。【浼】 汗に同じ。汗される。

【通解】 孟子が曰ふには、「伯夷は潔癖であつて、よく其の君を擇んで事へ、其の事へるべき君でなければ決して事へず、又其の友を擇んで交り、其の交るべき友でなければ、決して友として交らなかつた。悪人の居る朝廷には同じく立つて政事を共にせず、又悪人と言葉をかはすことをしなかつた。悪人の居る朝廷に立つて悪人と言葉をかはすのは、恰も禮服を着、禮帽を冠つて、泥や炭のやうな不潔物の中に坐つて居るやうに思つて居た。其の惡を惡み嫌ふ心を推測して見るに、「たゞに悪人と言葉を交はないばかりでなく、自分の同郷の常人達と並び立つ時、其の郷人の冠が傾いて正しくないことがあれば、それだけのことで、望々然として快からず、如何にも不滿の態度で其の場を立ち去り、將に自身の潔白が汚されようとしてゐる。」といふやうに心に思ふことなのであらう。」と。

【補説】 ○「非其君不事・非其友不友」の「非——不——」は、「——ニ非ザレバ——ズ」なる二重否定の形である。「事」はツカへと訓み、「友」には「トセ」を送つて動詞に訓まねばならない。○「不與惡人言」の「不——」は、單なる否定形。「言」は、モノイフと訓み、上に返り連る場合であるから、ハを送つて、「モノイハ(ズ)」となる。「桃李不言、下自成蹊」の「言」も亦モノイフと訓む一例である。○「惡惡」の上の「惡」は動詞でニクムと訓み、音は「ヲ」である。下の惡は名詞で音は「アク」である。○「思」は「思ヘラク」と訓み、孟子が思考するのである。そして「思」の管到に注意することが重要である。○「若將浼焉」は、「將ニコレヲ浼サレントスルガゴトシ」と訓む。「浼」を受身形にすること、「焉」をコレヲと訓んで伯夷を指してゐることなどに留意すべきである。

構文

主として對偶法を用ひてゐる。

孟子曰、

非其君不事、
非其友不友。

不立於惡人之朝、
不與惡人言。
立於惡人之朝、
與惡人言、
如以朝衣朝冠、
坐於塗炭。

推惡惡之心、思與鄉人立、其冠不正、望望然去之、若將浼焉。

62

非心閑、則不能運思。非手敏、則不能施技。然非習熟之久、則何以至于此乎哉。

訓點 非_レ心_レ閑、則_レ不_レ能_レ運_レ思。非_レ手_レ敏、則_レ不_レ能_レ施_レ技。然_レ非_レ習_レ熟_レ之_レ久、則_レ何_レ以_レ至_レ于_レ此_レ乎_レ哉。

【語釋】「閑」閉靜なこと。「手敏」手先の器用に利くこと。「何以」何を用ひての意。「以」は「用」に同じ。

【通釋】心が和やかで静かでないならば、工夫をこらしくらすことは出来ない。又手先が器用でよく利かないと、技術をふるふことが出来ない。然しそれは久しい間に亘つて練習熟達したものでなければ、どうしてその様になる事が出来ようか。いや出来ないものである。

【補説】○「非心閑、則不能運思」「非手敏、則不能施技」は、二重否定の形を用ひたもの「非——則不——」の形であつて、通常省略されてゐる「則」を用ひた點に於て、此の形式の基本的のものである。○「何以至于此乎哉」の「何以」は疑問詞で、常に「ナニヲモツテ(カ)」と訓む。これが文末の「乎哉」と呼應して、一つの反語形を形作つてゐるのである。「乎哉」は歌尾詞が二つ重つたもので、單に「ヤ」と訓んでよい。此の場合、歌尾詞が省略されることがある。その時は、「何ヲ以テカ——セン」と訓み、同意に譯すことに注意あり度い。「何」の代りに「奚」が用ひられる事もある。

構文

一見明白な對偶法を用ひて居る。

非心閑、則不能運思。
非手敏、則不能施技。
然非習熟之久、則何以至于此乎哉。

①	不	常
□	□	□
□	□	□

↓ いつも——であるとは限らない。
↓ いつも——ない。

否定助動詞が副詞を伴ふ場合で、この兩者の關係は最も重要なことであり、又最も誤解され易い。凡て副詞が否定助動詞の眞上に在る時、即ち①「否定助動詞+副詞」の形の場合には、常に其の影響を吟味して見なければならぬ。此の場合には消極的打消即ち一部否定を表すものと、之とは逆に②の形の時と同様の全部否定の意を示すものがあるからである。又二重否定に於て、其の二つの否定助動詞の間に副詞の來る場合も可成多い。しかしこれはよく注意しきへすれば、容易に解決される。

②之に反して、副詞が否定助動詞の上に位置して居る時、即ち「副詞+否定助動詞」の形の場合には、其の副詞は、打消されてゐない。即ち此の場合には、積極的打消即ち全部否定の意を表すものである。しかし此形は反語反語「敢不——」になることがあるから注意を要する。

①は「常ニハ——ズ」と訓み、「デアルトモアリ、——デナイコトモアル」「イツモ——デアルトハ限ラナイ」の意で、消極的打消即ち一部否定の意を表す。此の形式に類するものに、「不ニ俱——」「不ニ甚——」「不ニ太——」「不ニ皆——」「不ニ盡——」「不ニ再——」等數多くある。漢文解釋中、最も誤

り易い形式であるから、特に注意を要する。

②は「常ニ——ズ」と訓み、「イツモ——ナイ」の意で、積極的打消、即ち全部否定の意を表す。

63

麟之爲物。不畜於家。不常有於天下。其爲形也不類。非若馬牛犬豕豺狼麋鹿然。然則雖有麟。不可知其爲麟。(文章軌範・韓愈・獲麟解)

訓點

麟之爲物、不畜於家。不常有於天下。其爲形也不類。非若馬牛犬豕・豺狼・麋鹿然。然則雖有麟。不可知其爲麟。

【語釋】「畜」カフ。ヤシナフ。「不類」他に類しない、即ち一風變つてゐる事。「豕」豚。「豺」山犬。【鹿】大鹿。

【通解】麒麟といふものは、家に飼つて置くことも出来ないし、第一、常に天下に有るといふものでなく、滅多に求められないし、その形状も一風異なつて、尋常の動物と似て居らず、馬や牛や犬や豚や、山犬や狼や大鹿や鹿などのやうなものではない。して見れば、今ひよつこ麒麟が山澤の間に出て來ても、唯だ怪しげな動物と思ふばかりで、その麒麟たることを知る事は出来ない。

【補説】○「不畜於家」の「畜」には「ハレ」を送つて、文意上から受身に訓む。「畜」には三通りの音義がある。(一)音「キク」の時は、ヤシナフ意。(二)音「キウ」の時は家畜の意。(三)音「チク」の時は、貯蓄の意となる。○「不常有天下」の「不常」に就いて、副詞「常」が否定助動詞「不」の下に在る場合だから、原則通りに「常ニハ——ズ」と訓まねばならない。従つて意味も、「イツモ有ルトハ限ツテ居ナイ、有ル時モ無イ時モアル」といふやうになつて来る。○「其爲形也」の「也」はヤと訓む。

〔四〕

①	不 _ニ 甚 _ハ 〔太〕	□	□
↓	それ程ひどく——しない。		
②	甚 _ハ 不 _ニ	□	□
↓	ひどく——ない。		

①は「ハナハダシクハ——ズ」と訓み、「ソシナニ(ヒドク)——デアルコトハナイ」の意で、消極的否定即ち一部否定の場合を示す。

②は「ハナハダ——ズ」と訓み、「ヒドク——ナイ」の意で積極的否定即ち全部否定の場合を表す。

及至後世。兵戎之事。委之有司。雖公卿亦不甚恤之。況於天子。高拱

深宮曰。賊何能爲。甚則不譏將師之面也。而責甚殞軀平賊。及於奏捷。又不時論賞。終之致大權下移。國勢一變。長不復於古。可勝歎哉。

(日本政記)

訓點

及_レ至_ニ後_ニ世_ニ。兵_ニ戎_ノ事_ハ。委_ニ之_ヲ有_ニ司_ニ。雖_モ公_ノ卿_ハ亦_ト不_ニ甚_ハ恤_ハ之_ヲ。況_ハ於_ニ天_ノ子_ニ。高_ニ拱_{シテ}深_ニ宮_ニ曰_ク。賊_ハ何_レ能_ハ爲_ス。甚_ハ則_チ不_レ譏_ラ將_ニ師_ノ之_ヲ面_ヲ也。而_{シテ}責_ニ甚_ハ殞_レ軀_ヲ平_レ賊_ヲ。及_ニ於_ニ奏_ニ捷_ニ。又_ト不_ニ時_ニ論_レ賞_ヲ。終_ニ之_ヲ致_シ大_ニ權_ニ下_レ移_ル。國_ノ勢_ハ一_ニ變_ス。長_ク不_レ復_ル於_ニ古_ニ。可_レ勝_ク歎_ム哉。

【語釋】「兵戎之事」は武器。兵馬のこと、即ち兵馬統帥の大權。【有司】役人臣下。【高拱】高く兩腕を組みむこと。平然と手を拱いて樂觀するをいふ。【深宮】奥深い宮殿。【殞軀平賊】身命をなげうつて賊を平定する。【大權】兵馬統帥の大權。

【通解】後世になつてから、兵馬の軍事は、すべて之を臣下に委任して、朝廷の輔弼である公卿大臣の如きものまでも、亦そんなにひどく之を心配するといふことはなかつた。まして天子に於かせられては、御尊念させられなかつたことは勿論である。そして宮廷の公卿達は拱手安生して曰ふに、「かの賊輩などに、何

が出来たものかと。と。そればかりでなく、更に甚だしいものは、兵馬の權を委任して居る將帥の顔すらも知らなかつた状態である。だのに拘はらず、將士に對しては一命を捧げて賊を平定することを責め求め、そして勝利が齎らされても、時としては論功行賞を怠るやうなこともあつた。此の事が原因となつて、兵馬の大權は臣下の手に移り、以來國の大勢は一變して、長く武家政治となり、王政が朝廷に在る古代のそれにかへらなくなつてしまつたのである。まことに慨歎に堪えない次第である。

【補説】 ○「不甚恤之」は「甚ダシクハ之ヲウレヘズ」と訓む。多少は心配もするが、左程ひどく心配はしないの意である。一部否定の形。○「賊何能爲」の「何—爲」は反語形をとつてゐる。何に「ヲカ」を送り、「爲」に「サン」を送ることに留意すること。○「不時論賞」の「時」は副詞で「トシテ」を送らねばならない。「不—トシテ」も度々出来る形であるから記憶しておかねばならぬ。○「長不復於古」の「長不—」は、副詞「長」が否定助動詞の上に来てゐるので、全部否定の形である。○「可勝歎哉」は、反語形をとると共に、詠歎の意を含めて居る。「勝」はタフと訓む。

①	不 俱	□	□
②	俱 不	□	□

① 兩方共は—ない、何ちらか一方は—する。
② 兩者ともに—しない。

①は「トモニハ—ズ」と訓み、「兩方共ニハ—ナイ、何チラカ一方ハ—スル」の意で、一部否定を示して居る。「俱不—」とは全く異なることに注意せねばならぬ。
②は「トモニ—(セ)ズ」と訓み、「兩者トモニ—シナイ」の意で、全部否定である。

65

趙王歸。以相如爲上卿。在廉頗右。頗曰。我爲趙將。有攻城野戰之功。相如素賤人。徒以口舌居我上。吾羞爲之下。我見相如必辱之。相如聞之。每朝常稱病。不欲與爭列。出望見。輒引車避匿。其舍人皆以爲恥。相如曰。夫以秦之威。相如廷叱之。辱其羣臣。相如雖驚。獨畏廉將軍哉。顧念強秦不敢加兵於趙者。徒以吾兩人在也。今兩虎共鬪。其勢不俱生。吾所以爲此者。先國家之急。而後私讐也。頗聞之。肉袒負荆。詣門謝罪。遂爲刎頸之交。(十八史略)

訓點 趙王歸。以相如爲上卿。在廉頗右。頗曰。我爲趙將。有攻城野戰之功。相如素賤人。徒以口舌居我上。吾羞爲之下。我見相如必辱之。

之。相如聞之、毎朝常稱病、不欲與爭列。出望見、輒引車避匿。其舍人皆以爲恥。相如曰、「夫以秦之威、相如廷叱之、辱其群臣、相如雖獨畏廉將軍、顧念強秦不致加兵於趙者、徒以吾兩人在也。今兩虎共鬪、其勢不俱生。吾所以爲此者、先國家之急、而後私讐也。」頗聞之、肉袒負荆、詣門謝罪、遂爲刎頸之交。

【語釋】「趙王」趙の恵文王。「上卿」上席の家老。「卿」には上下がある。「右」上の意。昔は右を尊しとした。「素」元來。「口舌」口先。辯舌。「朝」朝廷に罷り出る。「爭列」座席の上下を争ふこと。「舍人」左右の近臣。「家人」に同じ。「廷叱」群臣の居並ぶ朝廷の席上で叱りつけること。こゝは渾池の會が君臣ともに揃つて居たので廷といつたのである。「驚」足ののろい馬。轉じて愚鈍の義とする。「顧念」顧み考へる。「加兵」戦をしかける。「先」重んずる。「後」輕んずる。「肉袒」肌を脱いで肉をあらはすこと。「負荆」荆を負つてゆき、思ふ存分に鞭うつやうにと申し出ること。「荆」は、罪人を鞭うついばらの木の杖。「詣門」門口にゆくこと。訪問すること。「刎頸之交」相手の爲になら頸を刎ねられても悔いない程の親しい交りをいふ。

【通解】趙の恵文王は渾池から歸ると、相如の功を稱して上席の家老とし、時の大將軍廉頗の上位につかせた。廉頗が「自分は趙の將軍となつて、或は城を攻め、或は野に戦つて、功をたてた。しかし相如は元來

賤しい身分の者、たゞ口先が達者といふだけで、自分よりも上位に在ることになつた。自分としては彼の下位につくことは不面目に思ふ。故に若し相如に出會つたならば、必ず之を辱しめてやらう。」といつた。相如は之を聞いて、朝廷に出づべき日には、常に病と稱して、頗と席を争ふことを好まなかつた。又外出した時に遙かに頗の來るのが見え、其の度毎に車を引きかへして避けかくれた。故に相如の從者は斯くすることを恥かしく思つた。相如は、自分は彼の強暴な秦の威力に對してさへも、渾池の會合の席上之を嗚りつけ、其の群臣を辱しめたではないか。自分は愚鈍な者ではあるが、なにも廉將軍位を畏れようか、決して畏れるものではない。思ふに、強暴な秦が思ひ切つて趙に戦をしかけないのは、たゞ吾等二人を憚つてゐるからのことである。今若し自分等兩人が争つたならば、其の結果としてどちらかが斃れて、兩人共に無事なることは出来まい。自分が此のやうに廉將軍を避けてゐるのは、國家の危急を救ふことを重んじて、個人的の怨みを輕んじてゐるからである。」といつた。頗は之を聞いて、肌ぬぎになつた上に荆の鞭を背負ひ、自ら罪人の態度を示して相如を訪ね、今迄の罪を謝し、思ふ存分に處置せられんことを申し出た。そこで互に眞意の諒解を得て、遂に死生を誓ふ親交を結ぶやうになつた。

【補説】○「趙王歸、以相如爲上卿、在廉頗右」の「在」に、シムを送つて、文意上から使役とする。○「徒以口舌居我上」の限定の副詞「徒」に對して「口舌」にノミを送る。或は強ひて送らなくてもよいが、其の時は表面的に單に省略したに過ぎないのであるから、解釋の場合はノミの意を加へて扱ふやうにするがよい。○「我見相如必辱之」の「見辱」は「見バ」とよんで假定となし、「辱シメン」と應じて

推量とする。○「不欲與爭列」の「頃」は、トモニとよみ、下に目的語「之」又は「廉頗」が省略されてゐる。○「出望見、輒引車避匿」の「輒」は、ソノ度毎ニの意にとる。音「テフ」○「其舍人皆以爲恥」の「以」の下に代名詞「之」が省かれてゐる。○「以秦之威」の「以」にスラを送つて、「デサヘモ」と譯し、抑揚形式とすることに注意を要する。○「相如雖驚」の「雖」は、既定の意の場合である。イヘドモを、イフトモと譯することは誤である。イフといふ意味はないことを知る必要がある。○「獨畏廉將軍哉」の「獨」は、ヒトリとよんで限定の副詞である。ハミと應じて「廉將軍グラキハ」と譯して、解釋上にも限定の意を表はすやうに心がける。「哉」は、反語形の一である。○「強秦不敢加兵於趙」の「不敢」は、積極的否定、即ち全部否定である。○「以吾兩人在也」の「以」也は、理由を説明する形式の一。○「其勢不俱生」の「不俱」の形式に注意を要する。即ち一部否定で、「俱ニハ生キナイ、ドチラカ一方ハ死ヌル」意を表はす。○「先國家之急、而後私讐也」の「後ニスレバナリ」は理由説明の一形式である。○「刎頸之交」といふ成句は牢記しておくこと。類句に、「水魚之交」がある。

【豊】

不 ニ 盡 ク ハ	非 ニ 盡 ク ハ	未 ニ 盡 ク ハ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

皆までが——であるとは限らない。

④は、「コトゴトクハ——ズ」と訓み、「皆マデ、ガ——デアルトハ限ラナイ」、「デアルコトモアリ、デナイコトモアル」の意で、消極的打消即ち一部否定の意を表す。この場合「盡」にはクハを送ることを注意しなければならぬ。
 ⑤と⑥とは、④の形の否定助動詞「不」の代りに「非」、「未」を使用した場合で、夫々「コトゴトクハ——ナルニ非ズ」、「未ダコトゴトクハ——ズ」と訓み、④と略々同様に譯せばよい。

漢興。雖自惠帝已除挾書之禁。文帝已廣游學之路。然儒學終未盡盛。至武帝世。董仲舒公孫弘。皆以春秋進。兒寬亦以經術飾吏事。又孔安國等出。表章六經。實自帝始。文章亦至帝世始盛。人以爲有三代之風焉。(十八史略)

訓點

漢興、雖自惠帝已除挾書之禁、文帝已廣游學之路、然儒學終未盡盛。至武帝世、董仲舒・公孫弘、皆以春秋進、兒寬亦以經術飾吏事。又有孔安國等出、表章六經、實自帝始。文章亦至帝世始盛。人

以爲有^レ三代之風焉。

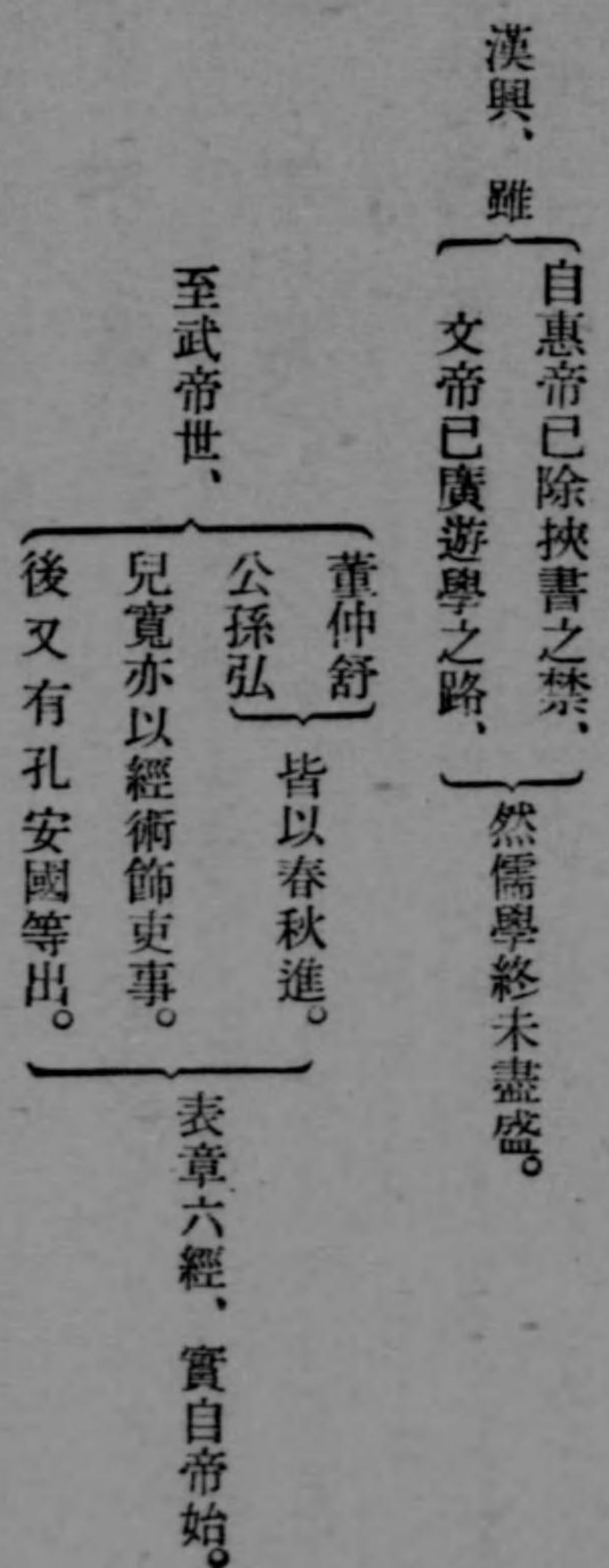
【語釋】「巳」と普通で、スデニと訓む。「挾書之禁」「挾書」は藏書に同じ。秦の始皇帝の時、民衆を愚にする目的で、詩書自家の書物を私藏するのを禁じたのをいふ。それが惠帝の時まで續いてゐたのである。【董仲舒・公孫弘】共に人名。「董」は姓、仲舒は其の名。遺著に董子あり。「公孫」は姓、「弘」は其の名。【春秋】孔子の述作した書物の名。【兒寛】「兒」は姓、「寛」は其の名。【孔安國】「孔」は姓、「安國」は其の名。孔子の子孫である。【表章】特に表にとり出して之を明かに顯はすこと。【六經】「六藝」ともいふ。詩經・書經・易經・春秋・禮記・樂記の六つの經書をいふ。

【通解】漢が興つて後、孝惠皇帝の時から、既に秦の始皇帝が定めた藏書の禁令を解き、以て天下の人々に隨意に書物を讀むことが出来るやうにし、次に即位された孝文皇帝の時に及んでからも、亦既に天下の人々をして、四方に游歴して學問修業が出来る途を廣めたが、然もさうした中に於て儒學は終に未だそれ程までは盛んになるに至らなかつた。而して次の孝武皇帝の時代になつて、董仲舒や公孫弘等の人々は、春秋の教科を能くすることを以て官に進み、兒寛も亦仁義道德の經術を以て、官吏としての事務を潤色し修飾した。かくて儒學は大いに光輝を放つやうになつたのである。其の後、又孔安國等のやうな經學者が出て、益々之を鼓吹した。故に、儒教の經典である詩經・書經・易經・春秋・禮記・樂記の六經を表に出して顯彰したのは、實に武帝の時に始まつたのである。

【補説】○「雖」然「の」雖は、抑揚を示す副詞的接續詞である。これには、假定逆法と既定逆法

との使用法があるから、其の何れになつてゐるかに就いては十分に吟味するの要がある。こゝでは、既定逆法に用ひたものである。「隨つて」ト雖モ、然レドモとなり、「然」で逆法を明示してゐるのである。○「巳」はスデニと訓む。「以」とは普通で同様に用ひられる。已や巳と誤らないやうに注意することが肝要である。○「未盡盛」は、「イマダゴトゴトクハ盛ンナラズ」と訓み、「多少ハ盛ンデハアルガ、マダソレ程マデハ盛ンデハナイ」の意に譯し、一部否定の形である。○「六經」は「リクケイ」と訓む。詩・書・易・春秋・禮記・樂記の六つの儒教の經典をいふのであるが、「六藝」といふ場合もある。しかして、「六藝」の場合には、禮・樂・射・御・書・數を指すこともある。

構文



④	不	敢	□	□	□
③	不	肯	□	□	□
②	非	敢	□	□	□

決して——(し)ない。

決して——(しよう)とはしない。

決して——(しよう)としたのではない。

④③は、「アヘテ——(セ)ズ」又は「アヘテハ——(セ)ズ」と訓み、④は、「決シテ——(シ)ナイ」の意であり、③は、「決シテ——(シヨウ)トハシナイ」の意となり、②は、「アヘテ——ニ非ズ」と訓み、「決シテ——(シヨウ)トシタノデハナイ」の意で、三つ共に全部否定を表す。否定助動詞の下に副詞を伴ふ形の上からは、一部否定の如くであるが、この場合は卻つて反對に全部否定を示して居るものであることに特に注意しなければならぬ。又、これは下から順に返讀して「不_レ敢_ニ——」「不_レ肯_ニ——」「不_レ敢_ニ——」(「ヲガヘンセズ」と訓むことも出来る。更に「不_レ敢_ニ——」「莫_レ敢_ニ不_レ——」「非_レ敢_ニ不_レ——」等のやうに、二重否定の中間に「敢」を挿むやうな複雑な形を表す場合もあるから、その時に應じて十分に考究するを要する。

敢
不
□
□
□

決して——しないだらうか、いや必ず——する。

肯
不
□
□
□

決して——しようとしないうだらうか、いや必ず——しようとする。

此の二つは、形の上からは全部否定のやうであるが、さうでなく「アヘテ——ザランヤ」とよみ、反語となる。随つて結局肯定の意となることを知らねばならぬ。此の場合「敢」や「肯」に反語の意があるのでなく、上に「何」「豈」などの反語形を構成すべき語が省かれてゐるものと看做すべきであらう。

67

人多以老成。則不肯下問。故終身不知。又爲人以道義先覺處之。不可復謂有所不知。故亦不肯下問。從不肯問。遂生百端。欺妄人我。寧終身不知。(近思錄)

訓點 人多以老成。則不肯下問。故終身不知。又爲人以道義先覺處之。不可復謂有所不知。故亦不肯下問。從不肯問。遂生百端。欺妄人我。寧終身不知。

【語釋】「老成」老成人の意。物事に老熟したこと。「下問」下の者に尋ね問ふこと。「道義先覺」人とし

て守るべき道徳上の義理を、人よりも先に悟つてゐる者。【百端】いろ／＼の事故のこと。【欺妄】あざむくこと。【人我】他人と自分と。

【通解】人は大抵自分は物事に老熟した者であると、うぬぼれてゐて、分らぬことがあつても、決して下の地位の者に尋ね問はうとはしない。故に一生涯正しい道を知らずに終つてしまふのである。又世人が、自分には正しい道を入よりも先に知つてゐるものであると、うぬぼれて人に對するから、重ねて何か知らない事があるといふことが出来ない。故に亦決して下の地位の者に尋ね問はうとはしない。かやうに、決して下の地位の者に物事を尋ねようとはしないからして、其の結果遂に色々の事故を起し、人を欺き自分を欺くこととなつて、たとひ生涯を終るやうになつても正しい道を知らないものである。

【補説】○「不肯下問」の「不肯」の形に注意を要する。「アヘテ—ズ」とよみ、「—スルコトヲ肯定シナイ」の意で、全部否定である。「肯不—」の場合とは、全然異なることに注意せねばならぬ。總べての副詞が打消助動詞の直上に置かれた時は、其の副詞は、其の儘で打消の拘束を受けない。然し一旦打消の下に置かれて打消さるべき圏内にある場合、いつも其の影響を吟味する必要がある。○「不可復謂有所不知」の「不—復—」は、「二度トハ—シナイ」の意を表はしてゐる。○「從不肯問」の「從」は、ヨリとよみ、カラと譯し、動作の起點を表はしてゐる。○「寧終身不知」の「寧」は、「ムシロ」とは訓むが、「タトヒ」の意で、兩方を比較して、假定にとるべき特別の場合である。此の句の下に「道理」の二字を省いてある。

正朝曰。彼騎我步。不可及也。不若佯走誘之。乃與殘兵五十餘人。負楯以北。師直不肯追。令其裨將以數百騎尾擊之。(日本外史)

訓點

正朝曰、「彼騎我步。不_レ可_レ及也。不_レ若_レ佯走誘之。乃與殘兵五十餘人。負楯以北。師直不_レ敢追。令其裨將以數百騎尾擊之。」乃與殘兵五十

餘人、負_レ楯_ヲ以_テ北_ニ。師直不_レ敢_テ追_フ。令_テ其裨將_ヲ以_テ數百騎_ヲ尾擊_ス之_上。

【語釋】【正朝】楠正朝。【佯】偽ること。【北】にげる。【裨將】副將。【以】率ゐる。【尾擊】追撃に同じ。

【通解】正朝が曰ふには、「敵は騎馬であり、味方は徒歩であるから、追ひつくことは出来ない。だから味方がいつはり逃げた風をして、敵を誘ひ出すにこしたことはない。」と。そこで、殘兵五十餘人と共に楯を背負つて逃げた。ところが師直は決して追はうとはしなかつた。そして自分の副將に命令して、數百騎を引きつけて正朝の軍を追撃させた。

【補説】○「作」は、音「ヨウ」、「イツハル」と訓む。「陽」も亦「佯」と普通で、「イツハル」と訓むことを序に覚えておくこと。○「北」は「ニゲ」と訓む。敗北の「北」も亦この意である。○「不肯追」は「肯テハ追ハズ」と訓み、「決シテ追ハウトハシナイ」といふ全部否定の意を表す。或は「不_レ肯_レ追」と返點を施して、「追_フコトヲ肯_ズ」と訓むことも出来る。○「以數百騎」の「以」は、キテ又はヒキキテと訓

む。職の文に使用されて居る。「以」の字については、「モツテ」であるか、「ヒキキテ」であるかを十分吟味しなければならぬ。

孝武乘豐富。世祖出戎行。皆孳孳學術。俗化之厚。延于靈獻。草茅危言者。折首而不悔。功烈震主者。聞命而釋兵。羣雄相視。不敢去臣位。尙數十年。教道之結人心如此。(文章軌範・李觀「表州州學記」)

訓點

孝武乘豐富。世祖出戎行。皆孳孳學術。俗化之厚。延于靈獻。草茅危言者。折首而不悔。功烈震主者。聞命而釋兵。羣雄相視。不敢去臣位。尙數十年。教道之結人心如此。

【釋義】前漢の孝武皇帝。天下の財庫の富裕なにつけこみまかせること。【世祖】後漢の世祖光武皇帝。【出戎行】兵陣行伍の中から身を起すこと。【戎行】は兵士をいふ。劉秀は義兵を擧げ、王莽を討滅して位に即いた。故に戎行より出づといふ。【孳々】「孜孜」に同じ。セツセと勉めるさま。【俗化之厚】通俗教化の厚いこと。【靈・獻】靈帝と獻帝。【延】及ぶこと。【草茅危言】民間にあつて直諫すること。「草」はクサ、「茅」はチガヤ、「危」は正、「危言」は正直の言で、直諫をいふ。

【折首】首をくじくこと。【功烈】いさをし。【震主者】天子をうごかす位の豪傑。即ち曹操・劉備・孫權をいふ。震は動の意。【釋兵】手に執れる武器をすてて静まること。【羣雄相視】多くの英雄達が睨みあふこと。【視】は目を留めてみる意。【臣位】臣下としての身分。【教道】教へ導くこと。

【通解】前漢の孝武皇帝は、天下のゆたかに富んだ勢にまかせて戦ひ、後漢の世祖光武皇帝は軍隊の一兵卒から身を起して天子となられた君ではあるが、二君共に孳孳として學術の講究に努められた。故に風俗教化の厚きことは、漢末の靈帝や獻帝の時にまでも及び、野に在つて直言以て惡政を極諫する者は、君の爲ならばわが首を折つても悔いなしといふ位に盡くし、功績の大きいことは天子をうごかす程の豪傑でも、天子の命を聞けば手に執る武器をすてて従つた。多くの英雄は互に睨み合ひながら、誰も強ひて臣たる地位を去つて帝位を僭する等のことをしなかつたことは、尙數十年の久しい間であつた。これは全く教育や道徳のあるに由るもので、其の人心を結ぶことは斯の通りである。

【補説】○「世祖出戎行」の「戎行」にヨリを送つて起點を表はす。○「折首」の「折」に、ルルを送つて受身とする。○「震主者」の「震」にシムルを送つて使役とする。○「不敢去臣位」の「不敢」形式に注意を要する。【決シテシナイ】の意で、反語をなす「敢不」の形式とは、全く異なることに注意せねばならぬ。

構文

對偶法によつてゐる。

孝武乘豐富、皆孳孳學術、俗化之厚、延于靈獻。

世祖出戎行、草茅危言者、折首而不悔、功烈震主者、聞命而釋兵、群雄相視、不敢去臣位、尚數十年。

教道之結人心如此。

周書曰。三月無君則弔。不以急乎。孟子曰。士之失位也。猶諸侯之失國家也。禮曰。諸侯耕助。以供粢盛。夫人蠶織。以爲衣服。犧牲不成。粢盛不潔。衣服不備。不敢以祭。惟士無田。則亦不祭。牲殺器皿衣服不備。不敢以祭。則不敢以宴。亦不足弔乎。(孟子・滕文公下)

訓點

周書曰、「三月無君則弔、不以急乎。」孟子曰、「士之失位也、猶諸侯之失國家也。禮曰、「諸侯耕助、以供粢盛、夫人蠶織、以爲衣服。」犧牲不成、粢盛不潔、衣服不備、不敢以祭。惟士無田、則亦不祭。牲犧牲不成、粢盛不潔、衣服不備、不敢以祭。惟士無田、則亦不祭。牲

殺・器皿・衣服不備、不敢以祭。則不敢以宴。亦不足弔乎。」

【語釋】「周書」魏の國の人。「無君」君を得て事へることが出来ないこと。「弔」弔ふ。慰安するをいふ。「不以急乎」「以」は「已」と普通。太に同じ。非常にはかたことではないか。「禮」禮の書物。今傳はつてゐる禮の書物に此の文を載せてゐるものはない。「粢盛」黍稷を「粢」といふ。器に在るを盛といふ。器物に黍稷を盛つてあること。「蠶織」蠶の繭をひいて絲を作るをいふ。「犧牲」宗廟の祭に供へる獸。「犧」は色にまじりけのないものをいふ。「牲殺」供へる所のいけには必ず特に之を殺すをいふ。「器皿」器は物を盛り入れる器物の總稱。器物の中でも特に目立ち、よく使用されるものは「皿」であるから、器物を代表して擧げたのである。「宴」宴樂。

【通解】魏の國の周書が問ふて曰ふには、「三ヶ月間、事へる君が無いのは、時を經ること未ださう久しいことはない。だのに之を弔ひ慰めることは、甚だにはかな次第ではありませんか。」と。孟子が答へて曰ふに、「士たる者の位のあるのは、恰も諸侯に國のあるやうなものである。されば、士の位を失ふのは、恰も諸侯が國を失ふやうなものである。思ふに古人は祭祀を重んじたので、必ず田祿の收入によつて其の禮をつくことが出来た。それで禮の書物にも、諸侯は自ら農具を手にとつて田を耕し助け、それによつて收獲した黍稷を祭器物に盛つて祭祀の供物とし、夫人は自ら蠶を養ひ繭をとつて絲をつくり、それを織つて布帛として、國民が祭祀に服する衣服を作るのである。」と曰つてある。之によつて觀れば、蓋し諸侯が國家を失ひ、いけにへが拵せ細つて完全に成就することが出来ず、供物にすべき黍稷も亦清潔でなく、其の

祭祀用の衣服も備具しなければ、決して社稷宗廟の祭禮をしないのであつて、たとひ崇祖の心があつても、之を如何ともすることが出来ないものである。しかしこれはたゞ諸侯だけに限つたことではないのである。禮書に又曰つてあるのに、「たゞ士だけは、田祿がなければ、これも亦祭らない。」と。思ふに士は、既に位を失へば則ち田祿がない。田祿がなければ、特に殺して供へる所のいけにへも、殺すべき羊豕等の家畜もなく、祭祀に用ひる器皿から衣服に至るまで、皆具備して居なければ、決して祭らないのである。さうでなければ、その結果は人子たる者が其の祖先に孝行しようとする心を盡くすことが出来なくなり、決してそれで宴樂することはないのである。かく宴樂することが出来なければ、其の境遇は喪に居ると同様である。是も亦之を弔ひ慰めるに足らないであらうか、大いに弔慰すべきである。」と。

【補説】 ○「不以急乎」の「以」は「已」と普通で、ハナハダと訓むことに注意。又「不——乎」は反語形式の一。「ハナハダシクハ急ナラザルカ」と訓む。蓋し「乎」がなく、「不以急」の形であれば一部否定となつて、「ハナハダシクハ急ナラズ」と訓まねばならない。○「禮曰」の「曰」の管到に注意すること。殊に後の「惟士無田、則亦不祭」も亦、「禮曰」の内容であることなどは、餘程意を用ひて考察しないと發見出来ない點である。又、これは孟子の言葉の中での引用句であるから、雙鉤「」を施して區別する必要がある。○「以供黍盛」、「以爲衣服」の「以」は共に「用」の意。○「不敢以祭」、「不敢以宴」の「不敢」は、共に積極的否定即ち全部否定の形である。「以」は「用」の意。○「牲殺・器皿・衣服」の語間には並列點を施すことを忘れてはならない。○「器皿」については、器の中で何人も知り、而もよく使

最も著しい「皿」を挙げたのであつて、別段「皿」に深い意はない。「面目」といふ場合も、人面の中で最も人目につき易い目を舉げて熟語にしたもので、之と同様である。○「惟士無田」の「士」には、「惟」なる限定副詞があるから、ノミを送らねばならぬ。○「則不敢以宴」の「則」は、上に「不敢以祭」の一句が重疊されるのを避けて省略されたものである。故に、「則」は、「サスレバ則チ」と訓み、サスレバを「則」の右上に添へるがよい。○「亦不足弔乎」の「不——乎」は、反語形式の一。

構文

周書曰、三月無君則弔、不以急乎。

孟子曰、士之失位也、猶諸侯之失國家也。

諸侯耕助、以供黍盛、
 禮曰、夫人蠶織、以爲衣服。
 儀牲不成、
 黍盛不潔、
 不敢以祭。
 衣服不備。

惟士無田、則亦不祭。

牲殺器皿衣服不備、
 則不敢以祭。
 不敢以宴。

亦不足弔乎。

① 不 _レ 敢 _テ 不 _レ 【莫】 □	② 莫 _ニ 敢 _テ 不 _レ □
--	--

決して——ないわけにはいかない。

決して——ないことはない。

二つの否定助動詞の中間に副詞「敢」の在る場合である。①は、「アヘテ——ズンバアラズ」と訓み、「決シテ——ナイワケニハイカナイ」、即ち、「必ズ——（シ）ナケレバナラナイ」の意となり、②は、「アヘテ——ザルコトナシ」と訓み、「決シテ——ナイコトハナイ」、「必ズ——ナノデアル」の意に解す。①は時としては下の「不」が「莫」になつて、「不_レ敢_テ莫_レ」の形になることもあるが、この場合は、「アヘテ——（スル）コトナクンバアラズ」と訓む。

④⑤兩方共に「敢不——」なる否定の形に、更に「不」が上に添へられた二重否定の形になつたものであるから、結局は肯定の意になる。しかし單なる肯定よりも一層意味の強いものである。

71

孟子曰。君有大過則諫。反覆之而不聽。則易位。王勃然變乎色。曰。王勿異也。王問臣。臣不敢不以正對。〔孟子・萬章下〕

訓點

孟子曰、「君有_二大過_一則諫。反_レ覆_レ之_二而_一不_レ聽。則易_レ位。」王勃然變_ニ乎_一色。曰、「王、勿_レ異_也。王問_レ臣。臣不_レ敢_ニ不_レ以_レ正對_一。」

【語釋】「大過」其の國を亡すに足る程の過失をいふ。【勃然】色を變へる貌。【異】怪しく思ふ。不思議に思ふ。

【通解】孟子が曰ふには、「若し國君に國家の存亡に關する程の大きい過失がある時には、則ち言を盡くし顔を犯してお諫めいたします。しかし不幸にして再三反覆して、お諫め申しても、君に御聽き入れがなければ、徒らに國の亡びるのを坐視するに忍びませんから、已むを得ず、臣下は其の位を易へて更に賢者を推し立てて之に代へるのであります。」と。王は此の言葉をききサツと顔色を變へて驚愕された。孟子は此の様子を見て、更に語を重ねて曰ふには、「王様、自分の言を過激であるとして奇怪に思召さないで下さい。王様が自分に御聽ねになられましたから、自分は決して諱み隠すことなく、正しい道理を以てお對へ申し上げないわけにはいかなかったのであります。」と。

【補説】○「變乎色」は、「色ヲ變ズ」と訓む。前置助詞「乎」にとらはれて、「色ニ變ズ」と訓んでは、意味をなさない。或は「色ニ變アリ」とよんでも通じるが少し無理だ。

子曰。上禮則民莫敢不敬。上好義則民莫敢不服。上好信則民莫敢不用情。夫如斯則四方之民襁負其子而至矣。(論語・子路篇)

訓點

子曰、「上好禮、則民莫敢不敬。上好義、則民莫敢不服。上好信、則民莫敢不用情。夫如斯、則四方之民、襁負其子而至矣。」

【語釋】「禮」 社會の秩序を維持する道、即ち上下貴賤等の差別に對する道。【義】 事の可否是非を明かにする正しい道。【信】 虚偽のないマコト。【情】 誠實の意。【襁負】 「襁」は「ムツギ」のこと。小兒を「ムツギ」で背負ふこと。

【通解】 孔子が曰はれるのに、「人の上たる者が、禮を好んで恭敬己を持し、且つ下民を丁寧に取扱へば、下民は決して上を尊敬しないことはない。又上たる者が、義を好んで行ふ所の事が一々皆宜しきにかなへば、下民も決して上に服従しないものはない。又上たる者が、信を好んで至誠を以て下民に接するやうにすれば、下民も亦忠愛の心を生じて、決して誠實を用ひて上に事へないものである。すでに彼の上たる者が禮と義と信とを好めば、下民も亦之に感化され、類を以て應ずること是の如くであれば、獨り一國の民ばかりでなく、天下四方の國々の民衆も、皆其の小兒をばムツギで背負つてまでも仰慕し集り

來るやうになるであります。」と。

【補説】 ○「民莫敢不敬」は、「一莫一不」の二重否定の形に、更に否定助動詞の中間に副詞「敢」をとつたものであつて、強意の肯定の意を表す。而ち「民ハ決シテ尊敬シナイコトハナイ、必ず尊敬スルモノデアル」の意となる。○「夫如斯」の「夫」は「レ」を送つて、カレと訓み、「上タル者」を指す人稱代名詞として用ひたものである。「ソレ」と訓んで、發語の辭となす俗説には賛成し難い。○「至矣」の「矣」は推量の意をもつ後置助詞であるから、「至」にランを送らねばならぬ。

構文

簡明な重疊法によつてゐる。

子曰、
上好禮、則民莫敢不敬。
上好義、則民莫敢不服。
上好信、則民莫敢不用情。
夫如斯、則四方之民、襁負其子而至矣。

① 不 必

第四章 否定形

〔與〕

①	未 ニ 必 ズ シ モ	②	非 ズ シ モ
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

きつと(ぜひと)——であるとは限らない。

①は、「必ズシモ」ズ」と訓み、「キツト」デアルトハ限ラナイ」「ゼヒトモ」デアルトハ限ラナイ」即ち「デアルトモアルシ、」デナイコトモアル」の意で、消極的打消即ち一部否定の意を表す。
 ②は、「必ズシモ」(ナル)ニ非ズ」と訓み、「キツト」デアルトイフワケデハナイ」の意となり。①と殆んど同じである。②の「未ニ必」の形は、①②と同用法である。又別に「何必」の形があるが、これは「不必」の一轉用であることを知らねばならぬ。随つて「未」「何」の下に来る「必」には、シモの假名を送ることは勿論である。
 ※「必ズニ」は、「必ズ」ズ」と訓み、「ドウアツテモ」ナイ」の意で、積極的打消即ち全部否定の意を表して居る。「不必」の表す意とは全然異なることを知らねばならぬ。

73

常人之情。愛同於己者。而惡異於己者。己不必是。人亦不必非。以己之不必是。而惡人之不必非。則既愚矣。況以己之非。惡人之是乎。

訓點

常人之情。愛同於己者。而惡異於己者。己不必是。人亦不必非。以己之不必是。而惡人之不必非。則既愚矣。況以己之非。惡人之是乎。

〔語釋〕 尋常平凡の人。普通の人。

〔通解〕 凡て人の情として、自分と同型の人には之を愛して、自分と異型の人には之を嫌ふものである。件し、自分がきつと善いものとは限つてゐないし、他人も亦きつと悪いものとは限らない。自分がきつとよいとは限つてゐない癖に、他人のきつと悪いとは限らないものを嫌ふのは、實に愚なことである。まして自分が悪くてゐながら、自分と異型といふ理由のみで、他人の善いのを嫌ふことは、とんだ考へ違ひである。
 【補説】 ○「愛同於己者、」而惡異於己者」の「者」は、ヒトの意。「而」は順接である。○「不必是」は、「必ズシモ、是ナラズ」と訓み、「キツトヨイトハ限ツテキナイ」と譯す。随つて「ヨイコトモアルシ、ワルイコトモアル」の意であつて、消極的否定即ち、一部否定である。○「況——乎」は、「コレデスラサウダノニ、マシテ——ハ猶更サウダ」といふ抑揚の思想を表す形である。

構文

明白な對偶法によつてゐる。

常人之情

而愛同於己者、惡異於己者。

己不必是、人亦不必非。

以己之不必是、而惡人之不必非、

則既愚矣。況

以己之非、而惡人之是、乎。

賢者臨歿。見理當然以爲分。恥畏死而希安死。故神氣不亂。又有遺訓。足以聳聽。而其不及聖人。亦在於此。聖人平生言動。無一非訓。而臨歿未必爲遺訓。視死生眞如晝夜。無所著念。(言志四錄)

訓點

賢者臨歿、見理當然以爲分。恥畏死而、希安死。故神氣不亂。又有遺訓、足以聳聽。而其不及聖人、亦在於此。聖人平生言動、無一非訓。而臨歿未必爲遺訓。視死生眞如晝夜、無所著念。

【運命】 運命。本分。【神氣】 氣持。氣分。【遺訓】 死んだ後に、子弟などへのこして置くいましめ言葉。【聳】 驚。【聽】 驚。【聳】 はオドロカス。聽く人をしておどろかす。【著念】 心にかける。懸念する。

【通解】 賢者は臨終の時になつて、道理上當然死なねばならぬといふ事を見て、それを自分の運命として了ふのである。そして、死を畏れるといふ事を恥ぢて、安心して死ななことを希ふ。それだから、死に臨んでも氣持が亂れない。それにまた遺訓といふものがあり、實にあの人は偉かつたと、それを聽く人をして感動せしめることが出来る。が然し、賢人が聖人に及ばない所も亦此の點にあるのだ。聖人の平生に於ける言語や動作は、何一つとして、人の訓戒とならないものはなく、そして、死に臨んでも、きつと遺訓をしようと限つたこともなく、死生といふものを、まるで晝夜の交代を見るやうな氣持でながめ、全然氣にかけないのである。

【補説】 ○「希安死」の「希」は「ネガフ」と訓み、願望の意を表す。○「足以聳聽」の「以」は用の意である。即ち、「遺訓ヲ用ヒテ、ソレニヨツテ聽ク人ヲオドロカサセル」のである。○「無一非訓」は、「無一非」の二重否定の形即ち強意の肯定形で、「一トシテ訓ニ非ザルハ無シ」と訓み、「皆、訓デアル」の意に解さねばならない。○「未必爲遺訓」は、「未ダ必ズシモ遺訓ヲ爲サズ」と訓み、「キツト遺訓ヲ爲ストハ限ツテキナイ」即ち「遺訓ヲ爲スコトモアリ、爲サナイコトモアル」の意となる。

【聖】

未必不

何もきつと(是非とも)——(し)ないと限らない。

「イマダ必ズシモ——ズンバ非ズ」と訓み、「何モキツト(是非トモ)——(シ)ナイトハ限ラナイ」即ち——

デアルカモ知レナイシ、——デナイカモ知レナイの意である。そして何ちらかといへば、——デアルカモ知レナイの方が重く、——デナイカモ知レナイの方が軽い。單なる否定形をとる否定助動詞「不」(或は「非」)の上に、更に一部否定の「未必」が添へられた形であつて、其の意味の示すやうに、矢張り一部否定を表すものである。

庸醫殺人。庸醫未必欲殺人。庸醫未必不殺人。庸人亡國。庸人未必欲亡國。庸人未必不亡國。嗚呼。庸人其心則愛國。其志則救國。其自援則亂國。其大過則亡國。誰爲庸人。誰非庸人。

訓點

庸醫殺人。庸醫未必欲殺人。庸醫未必不殺人。庸人亡國。庸人未必欲亡國。庸人未必不亡國。嗚呼。庸人其心則愛國。其志則救國。其自援則亂國。其大過則亡國。誰爲庸人。誰非庸人。

【語釋】「庸醫」は凡庸の意。下手な醫者。「庸人」凡人。「援」亂れること。
【通解】下手な醫者は、見立て違ひをして、病人を殺すことになる。その下手な醫者は、何も病人を殺さう

と願つてゐるのではないが、下手な爲にきつと病人を殺さないとは限らない。此の下手な醫者と同様に、平凡な人物は遂に國を亡ぼすものである。その凡人は何も國を亡ぼさうと願つてゐるのではないが、考が間違つてゐる爲、きつと國を亡ぼさないと限らない。あゝ、平凡人は、自分の心では國を愛して、その志は國を救済しようとして居るのであるが、未熟な爲、自分の考が正理に戻つた場合には國を亂すに至り、大いに間違ふときは、遂に國を亡すに至るものである。誰が凡人か、誰が非凡人かは見分けのつかぬものである。

【補説】○「未必欲殺人」は、「未ダ必ズシモ人ヲ殺サント欲セザルモ」と訓み、「未」を再讀の場合にルモを送ることに注意すべきである。○「未必」は、「キツト——デアルトハ限ラナイ」即ち「——デアルトモアリ、——デナイコトモアル」の意となるのだが、「未必不」は、「何モキツト——シナイトハ限ラナイ」即ち「——デアアルカモ知レナイシ、——デナイカモ知レナイ」の意となつて居る。「未必不」の方は、「未必」の下に否定助動詞「不」がある爲に、意味の上では「デアルトハ限ラナイ」といふのが「シナイトハ限ラナイ」と變化を見せて居る。「未必」と「未必不」についてはよく比較研究する必要がある。○「其自援」の「援」は音はゼウ、「ミダル」と訓む。

構文

庸醫・庸人の語が頻出してゐるので、これに着眼すれば、解決は速かであらう。明白な對偶法によつて居る。

庸醫殺人。庸醫未必欲殺人。庸醫未必不殺人。
庸人亡國。庸人未必欲亡國。庸人未必不亡國。

嗚呼、庸人、
其心則愛國、其自擾則亂國、
其心則救國、其大過則亡國。

誰爲庸人、
誰非庸人。

[哭]

① 不復	② 復不	③ 不不再	④ 再不
□ □	□ □	□ □	□ □

二度と——(し)ない。

「復」にタを送つて「マタ」、ビを送つて「フタタビ」の二つの訓み方がある。従つて①は「マター——(セ)ズ」或は「フタタビ——(セ)ズ」と訓み、②は「マター——(セ)ズ」と訓み、③は「マター——(セ)ズ」或は「フタタビ——(セ)ズ」と訓む。そして兩者共、「二度ト——(シ)ナイ」の意に解す。而してこれは積極的否定即ち全部否定を表すものであることに注意が要る。此の「不復」と「復不」とは、副詞「復」の字の制限する範圍は異つてゐるけれども、其の意味は殆んど同じである。「不復」は、「フタタビセズ」、即ち或る事を二度と繰り返さない意であり、「復不」は、「(セ)ザルコトフタタビス」で、一旦否定したことを二度と繰返さないといふ意を表すものである。④は、「再ビハ——ズ」と訓み、①と同意であり、③は「再ビ——ズ」と訓み、②と同意である。尙、此の場合、「不」の代りに「無」「莫」等の否定助動詞を用ひることもある。

外史氏曰。余聞。早雲嘗召儒士。說黃石公三略。其首有言。曰。主將之法。務攬英雄之心。早雲聞之曰。止矣。吾既得之矣。不復使說。嗚呼。有以夫。夫以流寓漂泊之人。據有八州。以開五世之基也。(日本外史)

訓點

外史氏曰、「余聞、早雲嘗召儒士、說黃石公三略、其首有言、曰、主將之法、務攬英雄之心、早雲聞之、曰、止矣、吾既得之矣、不復使說、嗚呼、有以夫、夫以流寓漂泊之人、據有八州、以開五世之基也、」

【語釋】「實石公三略」漢の張子房に兵法を教へたといふ老人黃石公の兵法書の名。「擅英雄之心」英雄の心を利用して自分の方へひきよせること。「流寓漂泊之人」自分の家もなくあちらこちらの諸家に頼つて世話になつてゐる人。「有以夫」理由のあることであるわい。

【通解】外史氏が思ふに、「自分は嘗て聞いてゐるのに、『北條早雲は、ある時學者を招いて、黃石公の遺したといふ三略といふ兵書を講義させた。其の本の初めに書いてある。』大將たる者の必要事件は、務めて時の英雄たちの人心をとり込むのにある。」と説き出したので、早雲は急に、「講義を止めるがよい。其の事なれば最早實行してゐる。」と曰つて二度と講義させなかつた。嗚呼、一體早雲は家もなく、彼方此方とさまよつて居たつまらぬ身分を以て、遂に關八州を取つて根據となし、立派な五代の基業を開いたことは、誠に尤もなことである」と。

【補説】○「外史氏」は、言ふまでもなく、山陽外史と自ら稱した頼麿のことである。○「召儒士説」は、「召」があるから「説」を使役にしてシムを送らねばならぬ。○「不復使説」は「マタ説カシメズ」又は、「フタタビハ説カシメズ」と訓み、「説カシメルコトヲフタタビシナカッタ」の意から、「二度ト説カセナカッタ」の解になる。「不復」は全部否定を表し、「使」は使役を表すものである。○「嗚呼」は、「ア、」と訓むことは明白だが、音は「ヲコ」であることも記憶して置いた方がよい。又、「嗚」の字を「鳴」に誤り易いから、注意を要する。○「有以夫」は、「ユエ有ルカナ」と訓む。○「開五世之基也」の「開」は「有以夫」に支配されて、「開クヤ」と訓まなければならないことは、十分に意を用ひなければならぬ。

ない點である。

【兎】

①	不 <small>フ</small> 嘗 <small>シ</small> 會 <small>ヘ</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ
②	未 <small>ム</small> 嘗 <small>シ</small> 會 <small>ヘ</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ
③	嘗 <small>シ</small> 會 <small>ヘ</small> 不 <small>フ</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ
④	嘗 <small>シ</small> 會 <small>ヘ</small> 未 <small>ム</small>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	セ

一度も——しない。
まだ全く——したことがない。

①は、「カツテ——セズ」と訓み、「一度も——シナイ」の意となり、②は、「イマダカツテ——セズ」と訓み、「マダ全ク——シタコトガナイ」或は、「イマダ」——スルコトヲカツテセズ」とよむこともできる。と譯す。兩者共に其の意味に於ては、殆んど變りはなく、積極的打消即ち全部否定を表す。③は、④は、の形とは反對に、副詞の下に否定助動詞が來た場合である。⑤は、「カツテ(ヨリ)——セズ」と訓み、⑥は、「カツテ(ヨリ)イマダ——セズ」と訓む。而して意味に於ては、前二者と變りはない。尙、「嘗」「會」は、「カツテ」と訓んで「テ」だけを送ることを注意してほしい。

橋本左内。身長僅五尺。白晰纖妍。如婦女子。性溫粹謙和。未嘗與人爭。然其臨節幹事。侃侃正言。不少屈撓。必竭其委曲。故人亦感其誠意。皆許心腹。川路聖謨。以老練見稱。語人曰。昨夜晤橋本生。其言論剴到。吾半身殆爲截取。吾閱人多矣。未見如生者。武田耕雲齋。與君一見如舊。歎曰。東湖死後。復有東湖。君齡纔踰弱冠。而爲先輩名士之所掛服如此。其才學器識。可想見已。(成齋文集)

訓點

橋本左内、身長僅五尺、白晰纖妍、如婦女子、性溫粹謙和、未嘗與人爭、然其臨節幹事、侃侃正言、不少屈撓、必竭其委曲、故人亦感其誠意、皆許心腹、川路聖謨、以老練見稱、語人曰、昨夜晤橋本生、其言論剴到、吾半身殆爲截取、吾閱人多矣、未見如生者、武田耕雲齋、與君一見如舊、歎曰、東湖死後、復有東湖、君齡纔踰弱冠、而爲先輩名士之所掛服、如此、其才學器識、可想見已。

【語釋】「白晰纖妍」色が白くたをやかなこと。【溫粹】やさしくいきなこと。【謙和】謙遜で和らぐこと。

【侃侃正言】少しも畏れ憚らずに、正しい意見を述べること。【剴到】適切で行届いてゐること。

【截取】切り取る。【弱冠】二十歳。支那の禮に、「二十曰弱冠」とあるによる。

【通解】橋本左内は、身長僅かに五尺位で、色は白く、たをやかで見目うるはしく、女子のやうであつた。氣だてが、やさしくいきで、人にへり下り利らいで、まだ一度も人と争つた事がない。けれども節義を立てねばならぬ大事な時に當つて事をさめるには、少しも畏れ憚らないで正しい意見を述べて、少しでも挫け撓むといふ事無く、屹度その詳しく細かな所迄、痒い所に手の届くやうに述べ立てるのであつた。故に人々も亦その誠意に感して、皆氣を許して心の奥まで打ちあけたのである。川路聖謨は、老巧で物事に手なれてゐる事で世間で評判されてゐた。此の人が或人に告げていふに、「昨夜橋本といふ書生に面會したが、その言ふ事が相手の心をえぐるやうに適切で行届いてゐるので、自分の體の半分を殆ど切り取られたやうに、深く骨身にしみて感動した。自分は人に會つた事が多いが、まだあの書生のやうな者を見た事が無い。」と。武田耕雲齋は、左内と一度會つただけで、舊知のやうに親しくしたが、歎賞していふには、「藤田東湖は死んだが、その東湖が再現したといつてもよい人物だ。」と。君は年がやつと二十歳を超えたばかりであるのに、先輩や名士から推しほめられ敬服されてゐた事は、此の通りであつた。その才智學問器量識見の勝れてゐた事は、これでも十分に想像して見る事が出来る。

【補説】○「未嘗與人争」は「人ト争フヤウナコトガ一遍モナイ」、即ち「マダ一度モ人ト争ツタコトガナイ」

の意であつて、全部否定を表す形である。○「不少屈撓」の「少」は副詞であるから、否定助動詞「不」+副詞「少」の形になつて居る。「屈撓スルコトヲ少シモシナイ」即ち、「僅少モ屈撓シナイ」の意になつて、これも亦全部否定の意を表してゐる。○「見稱」の「見」は受身形の「見」で、ラルと訓む。○「爲截取」の「爲」は受身形を示す「爲」にしてラルと訓んでもよい。○「而爲先輩名士之所推服」の「而」は逆接。「爲所」は、受身形の「ノスル所ト爲ル」の形式であることに注意が要る。

〔吾〕

不 _レ 可 _ニ 勝 _テ	不 _レ 可 _ニ 勝 _テ
不 _レ 可 _レ 勝 _レ	不 _レ 可 _レ 勝 _レ
□ _(スルニ)	□ _(スルニ)

とても——しきれない。
一々——しきれない。

「勝」を副詞にして、「アゲテ——(ス)ベカラズ」と訓み、又は「勝」を動詞にして、「——(スル)ニダフベカラズ」と訓む。積極的打消、即ち全部否定を表し、「トテモ——シキレナイ」「一々——シキレナイ」の意に譯す。

苟志向未定。而專智識才藝之務。則殞德性。傷教化。其害不可勝言。

達觀字内。其稱華夏。稱文明者。猶不免叛亂。是無他。先智力。而後仁義也。(幼學綱要序)

訓點

苟_{クモ}志向未_ラ定_{シテ}。而_{シテ}專_ラ智_カ識_カ才_カ藝_カ之_ノ務_ヲ。則_チ殞_シ德_性。傷_ム教_化。其_ノ害_ハ不_レ可_レ勝_レ言_フ。字_内。其_ノ稱_ム華_夏。稱_ム文_明者_ヲ。猶_モ不_レ免_レ叛_亂。是_レ無_レ他_ニ。先_ニ智_力。而_{シテ}後_ニ仁_義也。

【語釋】 墮落させること。【華夏】 支那のこと。【字内】 世界。

【通解】 かりにも志が未だきまらないで、専ら智識才藝をつけることばかり務めてゐたならば、徳性がなくなり、教化を損ふ。その害は一々言ひきれない程である。世界を廣く觀察して見るのに、自分の國の立派な事を誇る爲に華夏と稱する支那や、文明國だと稱する國ですらも、やはり叛亂がある。この理由は外のことではない、智力をつける事にのみ重きをおいて、仁義といふ精神道徳上の問題を輕んずるからである。

【補説】 ○「而專智識才藝之務」の「才藝」にノミを送つて、「專」なる限定に應ずるやうにする。○「不可勝言」は、推量にして「アゲテ言フベカラザラン」と訓む。○「稱文明者」の「者」にスラを送つて、下の

「猶」に應ずるやうにしなければならぬ。○「先智力而後仁義也」は説明句であるから、「後ニスレバナリ」と訓まねばならぬことに注意が肝要である。

構文

大體は對偶法によつてゐる。

苟志向未定、而專知識之務、則殞德性、傷教化、其害不可勝言。

達觀字内、其稱華夏者、猶不免叛亂。

是無他。先智力、後仁義也。

不違農時。穀不可勝食也。數罟不入洿池。魚鼈不可勝食也。斧斤以時入山林。材木不可勝用也。穀與魚鼈不可勝食。材木不可勝用。是使民養生喪死無憾也。養生喪死無憾。王道之始也。

訓點

不_レ違_ニ農時_一、穀_ハ不_レ可_ニ勝食_一也。數罟_ハ不_レ入_ニ洿池_一、魚鼈_ハ不_レ可_ニ勝食_一也。斧斤_ハ以_テ時_ニ入_ニ山林_一、材木_ハ不_レ可_ニ勝用_一也。穀_ト魚鼈_ト不_レ可_ニ勝食_一、材木_ハ不_レ可_ニ勝用_一、是_レ使_ニ民_一養生喪死無憾也。養生喪死無憾、王道之始也。

【語釋】「農事」農業に大切な時、即ち、春は耕し、夏は耘り、秋に收穫するの三大時期。【數罟】目の細かい魚を捕へる網。【洿池】溜り水の池。【斧斤】「おの」や「まさかり」。【王道】帝王の行ふべき道。仁義を以て人民に君臨する政治。

【通解】農作の時をあやまらない様にすれば、穀物が深山出来て、食べても食べても到底食べつくせないであらう。目の細かい網を以て池の魚をとらないやうにしたならば、魚やすつぽんは食ひきれない程に生息するであらう。山林でも、濫伐しないで伐るべき時に入ることにしたならば、材木は用ひきれない程潤澤にあるやうになるであらう。かやうに、穀物と魚鼈とが食ひきれない程豊富にあり、材木も用ひきれない程深山あるといふことは、人民の生活に不安なく、住居に困難なく、一旦死亡の時は、死者に對して厚くとむらはせる事が出来て遺憾の點がないのである。人民を豊かに生活させ、死者に對して厚くとむらはせるやうにして遺憾がないやうにするのは、帝王の行ふべき仁政の發端である。

【補説】○「不違農時穀不可勝食也」の上の句「不違農時」は假定であるから、「不」にレバを送ることに注意を要する。「不可勝食也」は、「アゲテ食フベカラザルナリ」とも訓めるし、又、「不_レ可_ニ勝食_一也」と返

點を施して、「食フニタフベカラザルナリ」とも訓める。何れに訓んでもよく、意味に於ては變りはない。

構文

重疊法と、對偶法を用ひて居る。

不違農時、

穀不可勝食也。

數罟不入洿池、

魚鼈不可勝食也。

斧斤以時入山林、材木不可勝用也。

穀
與
魚鼈
不可勝食、
材木不可勝用。

是使民
喪死

養生
無憾也。

喪死
無憾、王道之始也。

〔三〕

①

不獨

□

□

□

たゞ單に——であるだけでなく、他にも——がある。

②

非獨

□

□

□

①は、「ヒトリ——(ナル)ノミナラズ」と訓み、「タダ——デアルダケデナク、——他ニモガアル」の意で、所謂累加の意を表す。「獨」は「ヒトリ」「タダニ」と訓んでタダの意を表す場合と、一人の意を表す場合とがある。此の二つの場合共に、其の一句の中の何處かにノミを送るべきで、其の附け場所に就いて吟味を要する。②は「ヒトリ——(ナル)ノミニ非ズ」と訓み、意は①と同様である。

此の語法の普通形式は、「不獨——亦以・不獨——又・不獨——亦必」となるのを通則とする。然し「亦以・又・亦必」が省かれることがあるのは、恰も英文の not only but also の語法に於て、but や also が省かれることがあるのと同様である。此の形式に屬するものに、「不(非)唯・不(非)惟・不(非)徒・不(非)但・不(非)特・不(非)第・不(非)止・不(非)直・不(非)翹」等有つて、此等は皆一様に「タダニ——(ナル)ノミナラズ」と訓み、「不獨」の場合と同様に解する。又此の「否定助動詞「不・非」の真下に限定の意の副詞「唯・惟・徒・但・特・第・止・直・翹」が在る場合に、限定の意の歇尾詞「耳・已・而已・爾」がなければ、ノミを送つて、「不獨」形式同様に、「ソノ上ニ・ソレダケデナク」の意を表さねばならぬことに注意を要する。

てれば解決は容易である。

※「獨り不_レ」_一「獨り_レズ」と訓み、「タダヒトリダケハ_一ナイ」の意で全部否定を表す。

是故。所欲有甚於生者。所惡有甚於死者。非獨賢者有是心也。人皆有之。賢者能勿喪耳。一簞食。一豆羹。得之則生。弗得則死。噉爾而與之。行道之人弗受。蹴爾而與之。乞人不屑也。(孟子・告子上)

訓點

是故、所欲有甚於生者、所惡有甚於死者、非獨賢者有是心也。人皆有之。賢者能勿喪耳。一簞食、一豆羹、得之則生、弗得則死。噉爾而與之、行道之人弗受、蹴爾而與之、乞人不屑也。

【語釋】「是心」 義を欲し不義をにくむ心、即ち良心。「人」 一般衆人。「能勿喪耳」 其の心を忘れないだけである。「喪」は、失ふこと。「一簞食」 僅かな御飯。「簞」は、飯を盛る竹製の器。圓いのを箆、四角なのを筒といふ。「一豆羹」 僅かなあつもの。「豆」は、食物を盛る木製の器。牲とか醴とか醬などの物を供するに用ひ、後世はたゞ祭祀だけに用ひる。「噉爾」 咄嗟の様に「呼爾」といふに同じ。「爾」は、助語。「オイ、コラ」などと「鳴ることをいふ。「行道之人」 道を歩いてゐる凡人。「路中凡人」の意。

【通解】 かやうな理由であるから、人の欲するものには、生命よりも重大なもの、即ち義があり、悪むものには、死よりも重大なもの、即ち不義がある。然し是はたゞ單に賢者だけが、義を欲し不義を惡むといふ良心を持つてゐるといふわけではない。萬人皆等しく之を持つてゐる。たゞ一般人は私慾に迷つて、此の義を欲し不義を惡む心を失ふことがあるけれども、賢者だけは私慾に捉はれないから、如何なる場合でも、此の心を堅く守つて失ふことがないのである。其の證として擧げるなら、今こゝに、一の竹器に盛つた飯と、一の豆の器物に入れた羹があると假定して、之を得ると生きることが出来るし、得ないと死ぬといふ緊急な場合でも、嘔鳴りつけるやうにして之を與へると、路を行く常人でも、恥ぢて受けないし、又足蹴にするやうにして之を與へると、乞食でも快くは之を受けないであらう。これ即ち産惡の心、所謂良心を持つてゐるからである。

【補説】 ○「是故」は、上述のことに就いて、理由・原因を明かにしてゐる一種の推理的接續詞で、「カヤウナ譯デ」の意。○「甚於生」「甚於死」は、比較形式の「於」に着眼して、「生」「死」に夫々ヨリを送ることを忘れてはならない。○「非獨賢者有是心也」の「非獨_一也」は、「獨り_レノミニアラズ」とよんで、「タダ單ニ_一ダケデハナイ、他ニモアル」の意で、一部否定又は累加の形式である。○「賢者能勿喪耳」の「勿」は、ナシとよむ。「耳」は、限定の敬尾詞。○「一簞食、一豆羹、得之則生、弗得則死」の「一簞食」「一豆羹」は、客語を提起して、恰も主語のやうにしたもので、本來の地位には代名詞「之」

がある。「得之則」「弗得則」は、共に假定條件を示してゐる。○「與之」は、假定を示すもの故、「之ヲ與ハレバ」と訓む。従つて、下句の「行道之人」「乞人」には夫々モを送らねばならぬ。

構文

對偶法式によつて居る。

是故 所欲有甚於生者。非獨賢者有是心也。

所惡有甚於死者。人皆有之。賢者能勿喪耳。

一簞食、得之則生、
一豆羹、弗得則死、
噤爾而與之、行道之人弗受。
蹴爾而與之、乞人不屑也。

所貴於士。以其有氣節。無氣節非士也。士之有氣節。不獨以立其一身也。足以維持國家。定天下之安危。國之有士氣也。猶家之有柱也。舟之有楫也。舟無楫則覆。家無柱則傾。國無士氣則亡。(日本政記)

訓點

所_レ貴_ニ於_ニ士_、以_テ其_ノ有_ル氣_節。無_ク氣_節非_ズ士_也。士_之有_ル氣_節。不_レ獨_リ以_テ立_ル其_ノ一_身也。足_リ以_テ維_テ持_ル國_家。定_ム天_下之_ノ安_危。國_之有_ル士_氣也。猶_シ家_之有_ル柱_也。舟_之有_ル楫_也。舟_無楫_則覆_ル。家_無柱_則傾_ル。國_無士_氣則_レ亡_ル。

立_ル其_ノ一_身也。足_リ以_テ維_テ持_ル國_家。定_ム天_下之_ノ安_危。國_之有_ル士_氣也。猶_シ家_之有_ル柱_也。舟_之有_ル楫_也。舟_無楫_則覆_ル。家_無柱_則傾_ル。國_無士_氣則_レ亡_ル。
【通解】士たる者の貴い點は、氣概と節操とがあるからであつて、それが無いのは、士とはいへない。士に氣概節操があると、たと單に、その身が出世するばかりでなく、ひいて、國家を持ち續け、之を安全にするこゝが出来るのである。國家に士の氣概節操があるのは、丁度、家に柱があるやうなものであり、舟に楫(かぢ)のあるやうなものである。楫がなかつたならば、舟は覆へり、柱がなかつたならば、家は傾き、士の氣概節操がなかつたならば、國家は滅亡して了ふであらう。

【補説】○「不獨以立其一身也」は、「獨リ以テ其ノ一身ヲ立ツルノミナラザルナリ」と訓み、「タゞ單ニ士氣ニヨツテ其ノ一身ヲ出世セルダケデハナイ、他ニモ其ノ士氣ノ役立ツトコロガアル」の意である。即ち下句の「維持國家定天下之安危」は、士氣によるものなのである。「以」の字は「用」の意で、「士氣ヲ用ヒテ」と解さねばならぬ。○「足以維持國家定天下之安危」の「以」は、上の「士氣ヲ用ヒテ」の意であることに注意すべきである。○「國無士氣則亡」の「亡」にはピンを送つて推量形に訓まねばならぬ。

構文

對偶法・重疊法・承選法を混用してゐる。

所貴於士、以其有氣節。

無氣節、非士也。

不獨以立其一身也。

足以維持國家。

定天下之安危。

士之有氣節、猶

舟無楫則覆、
家無柱則傾、
國無士氣則亡。

國之有士氣也、猶

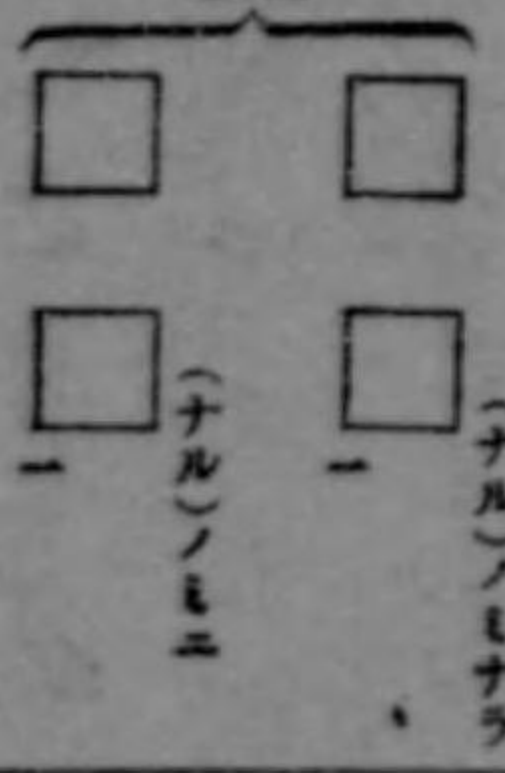
舟之有楫也、

〔三〕

① 不

非

唯・惟・徒・但・特・第・止・直・翅・竄



たゞ——で
あるだけで
なくて、
——である。

①は、「タダニ——（ナル）ノミナラズ」と訓み、②は、「タダニ——（ナル）ノミニ非ズ」と訓んで、兩者共に、「タダ——デアルダケデナクテ、——デアル」と譯す。此の場合、送假名「ノミ」を忘れないやうにし、且つ「不獨」形式と同様に、「ソノ上ニ」「ソレダケデナク」の意を表すことに注意を要する。又、「唯・惟・徒・但・特・第・止・直・翅・竄」は皆タダニと訓んで、「ニ」だけを送り、意味に於ては別段の區別は要らない。

有非常之士於此。宜能攬而用之。我攬之。則彼爲吾用。雖不能大用。而亦爲世觀望。若使渠不得親昵。則必爲他人有。不翔不爲吾用。却有害。（言志遺錄）

訓點

有ニ非常之士於此。宜能攬而用之。我攬之。則彼爲ニ吾用。雖不能大用。而亦爲世觀望。若使渠不得親昵。則必爲他人有。不翔不爲ニ吾用。却有害。

【語釋】「非常之士」非凡之士。普通人よりはるかにすぐれた人物。【攬】手による。手に入れる。【觀望】

他人にみせびらかすこと。「渠」「彼」に同じ。特に相手の者を輕んじていふに用ふ。「親昵」親しみ昵むこと。「昵」は昵懇。「適」たいの意。

【通解】若しこゝに非凡の人があつたならば、自分の方にとり入れて用ふるがよい。自分が之を取り入れると、彼は自分の用をする。よしやそれ程大いに用ふることが出来ないとしても、それでも、亦世人にのみえとして見せびらかすことが出来る。もし其の非常の人物をして自分に親しみ昵むことが出来ないやうにしたりすると、その時にはきつと他人の手に入るものである。そして、たい自分の用とならないばかりでなく、卻つて自分に害あることになるだらう。

【補説】○「有非常之士於此」は、「此ニ非常ノ士有ラバ」と假定形に訓まねばいけない。○「宜」は「ヨロシク——ベシ」と一字再讀の文字であつて、「——スルノガヨイカラ、ソウセヨ」といふ意味の場合に使用される。○「雖不能大用」の「大」は副詞であることに注意して、「大イニハ」と訓まねばならぬ。そして、此の「不能大用」の形は、消極的否定即ち一部否定を表したものである。○「而亦」の「而」は逆接に用ひたもの。○「若使渠不得親昵」は、「若」によつて假定を示し、「使」によつて使役を表し、「不」によつて、單なる否定の形をとつたものである。よく觀察して譯すべきである。○「不翅不爲吾用」は、「タダニ吾ガ用トナラザルノミナラズ」と訓む。二重否定に副詞の來た形で、「タダ自分ノ用ヲ爲サナイバカリデハナイ、他ニモ——ガアル」の意に解さなければならぬ。

構文

意味の上から見て、大體對偶法によつて居る。

有非常之士於此。宜攬而用之。

我攬之。則彼爲吾用。雖不能大用。而亦爲世觀望。若使渠不得親昵。則必爲他人有。不翅不爲吾用。卻有害。

孔子曰。微管仲。吾其被髮左衽矣。夫管仲霸者之佐耳。尙能變左衽之區。爲衣冠之會。秦檜大國之相也。反驅衣冠之俗。歸左衽之鄉。則檜也不唯陛下之罪人。實管仲之罪人矣。(文章軌範・胡詮「上高宗封事」)

訓點

孔子曰、「微ニ管仲、吾其被髮左衽矣。」夫管仲霸者之佐耳。尙能變左衽之區、爲衣冠之會。秦檜大國之相也。反驅衣冠之俗、歸左衽之鄉。則檜也不唯陛下之罪人、實管仲之罪人矣。

【語釋】「孔子曰」論語憲問篇に在り。「管仲」名は、「夷吾」、「仲」は其の字。齊の桓公に宰相として仕

へ、天下を九合して一統の覇業を成させた功績があつた。「被^{カウリ}髪^{ハフ}左^サ衽^{ゼン}」髪を長くのばし、着物の襟を左前に着る夷狄野蠻の風習である。「衣冠^{イカン}之會^{ノケイ}」「衣冠」は朝廷に参内する時着用する禮服や禮帽。文明のすゝんだ中國の服裝をした立派な會合をいふ。「秦權^{シンケン}」南宋の高宗の時の宰相。

【通解】 孔夫子が、「若し管仲が居なかつたとしたらば、君臣上下の秩序も紊れて、國は夷狄の爲に蹂躪され、その結果、自分達人民は皆夷狄の風俗に化し、髪を長く被つて結ばず、衣の襟を左前にして恥ぢることを知らないやうになつたに相違なからう。」と曰はれて、管仲を褒められた。一體彼の管仲なる人物は、たゞ一方の覇者であつた齊の桓公の輔佐役であつたに過ぎない。それですらも尙能く野蠻な夷狄の風俗である着物の左前の區域を變更して、文明な中國の衣冠を被る所の會とした。然るに秦權は、堂々たる大國の宰相でありながら、反つて中國衣冠の風俗を驅り立てて、夷狄なる左衽の郷土に歸向させてゐるのは、何うした事であらうか。して見れば則ち秦權なる人は、たゞ陛下に對し奉つて罪人であるだけでなく、實に古の管仲に對しても、亦罪人なのである。

【補説】 ○「孔子曰」の管仲に注意すること。○「微管仲」の「微」は、「ナカリセバ」と訓み、カリセバを送る。單なる否定で、常に假定推量の意を含むものである。○「左衽矣」の、歇尾詞「矣」を活して「ナラシ」と訓み、「左衽矣」と假名を送るのがよいのだが、一般に従つて、送假名全部を「左」の字に添へて「左^{イセシナラシ}」とする。而して「孔子曰」は此處まで管仲に居るから、最後にトを送ることを忘れてはならぬ。○「夫管仲覇者之佐耳」の「夫」は、「カノ」と訓む。「耳」は「ノミ」と訓んで、「タダ——ダケデア」として用ひられてゐる。

構文

對偶法によつて居る。

孔子曰、微管仲、吾其^{被髮}左衽^{左衽}矣。

夫 管仲、覇者之佐耳。尙能^{變左衽之區}爲衣冠之會。

秦檜、大國之相也。反^{驅衣冠之俗}歸左衽之郷。則^{不唯陛下之罪人}檜也。實管仲之罪人矣。

吾讀舊志。見鳥羽帝時。數下制符。禁諸州武士。屬源平二氏。曰。大權之歸將門也。其在此時歟。及讀三善清行封事。陳宿衛豪橫之患。乃知。制度之弊。其來久矣。非直始於此也。(日本外史)

訓點

吾讀舊志、見鳥羽帝時、數下制符、禁諸州武士、屬源平二氏、曰、「大權之歸將門也、其在此時歟。」及讀三善清行封事、陳宿衛豪橫之患、乃知、制度之弊、其來久矣、非直始於此也。

【語釋】「舊志」古の記録。こゝは源親房の神皇正統記である。【制符】天子の命を「制」といひ、「符」

は、札・詔書をいふ。【大權】政治上の權柄、即ち兵馬糧食の權。【三善清行】名は「キヨヤス」と訓む。「キヨツラ」とよむのは誤。【封事】上書するに當つて、漏洩を恐れる場合に密封して差出すのをいふ。清行は醍醐天皇延喜十四年に意見書十二ヶ條を上つた。【豪橫】驕り我がまゝなこと。【始於此】鳥羽帝の時に始まるをいふ。

【通解】自分は古い記録(神皇正統記)を読んだが、其の中に鳥羽天皇の時代に、度々詔を下されて、諸國の武士が源氏や平氏に從屬することを禁制せられたことが書いてあるのを見て、さては朝廷の大權、即ち兵

食の權が武門の手に移つたのは、大方此の時代であつたのだらうかと思つた。所が三善清行の意見書に宮中護衛の兵士共が、我儘勝手な振舞をして手におへぬので、困つて居ることが述べてあるのを讀んでから、成る程朝廷の諸法度が破れて、力を失はれたのは、遠い以前からの事で、ただに此の鳥羽天皇の時から始まつたばかりではない、もつと以前からのものであるといふことが分つた。

【補説】○「數下制符」の「數」はシバシバと訓み、「數」と「節字」とを添へる。○「宿衛・豪橫」は、中間の並列點「・」を忘れないやうに施さねばならぬ。○「非直始於此也」は、「タダニココニ始マルノミニ非ザルナリ」と訓み、「タダ此ノ時ニ始マルダケノコトデハナイ、他ニモツト以前カラノモノガアル」の意に解すべきである。

士大夫。砥礪名節。正色立朝。不務雷同。以固祿位。非獨人臣之私儀。乃天下國家所恃以安者也。若名節一衰。忠信不聞。亂亡隨之。捷如影響。(蘇軾「張九齡不肖用張守珪・牛仙客」)

訓點

士大夫、砥礪名節、正色立朝、不務雷同、以固祿位、非獨人臣之私儀、乃天下國家、所恃以安者也。若名節一衰、忠信不聞、亂亡隨之。

之、捷如影響。

【語釋】「士大夫」官職に在る人をいふ。「砥礪」「砥」も「礪」も共に磨石である。「ミガク」こと。「名節」名分と節操。「正色」顔色を正しくする。「雷同」事の是非を問はずに、他人の説に従ふこと。「固」位「俸祿・地位を固めてそれを、離れないやうにする。「私義」個人的な正道。「捷如影響」速いことは、影の形に随ひ、響の聲に應ずるやうなのをいふ。

【通解】朝廷に在る士大夫達が、名分や節操を砥ぎ磨き、顔色を正しくして朝廷に立ち、妄に他人の意見に附和し雷同し、それによつて、自分の榮達をはかつたり、俸給や地位を安定にするやうなことをしないと、いふことは、たゞ單に人臣として守らねばならぬ個人的正道であるばかりではなく、さうすることは、御つて天下國家が其の力を恃んで安泰に治る譯のものである。今若し之に反して、名分や節操を正しく守ることが一たび衰へたならば、忠實信義の行は世の中に聞かれないやうになり、國家の亂れたり亡んだりすることが之に随つて起つて來て、其の速かなことは、恰も影が物の形に従ひ、響が物の聲に應ずるやうにやつて來るものである。

【補説】○「不務雷同以固祿位」の「不」の打消範圍について注意され度い。○「非獨人臣之私義」の「非獨」の形式に注意を要する。「タダ」ノミニ「非ズ」と訓み、タダノミニは限定の意を表して居る。○「捷如影響」は譬喩である。「如」の上に「ト」を添へて説くがよい。

構文

對偶法によつてゐる。

士大夫、
砥礪名節、
正色立朝、
不務雷同、
以固祿位、
非獨人臣之私儀、
乃天下國家所
以恃安者也。

若名節一衰、
忠信不聞、
亂亡隨之、
捷如影響。

①	不 ラザレバ ラザレバ	則 ナラバ ナラバ
②	不 ラザレバ ラザレバ	者 ナラバ ナラバ

若し、さうでなかつたならば、——(であらう)。
さうでないから——

否定助動詞の孤立して用ひられた場合である。「不」或は「否」が、則又は者と連用されて、①「シカラザレバ則チ」「シカラズンバ則チ」「シカラザルトキハ則チ」、②「シカラザレバ」「シカラザルトキハ」と訓み、共に「モシ、サウデナカッタナラバ、——(デアラウ)」「サウデナイトキニハ」「サウデナイカラ」の意を表す。即ち、上述の事柄と反對の場合を擧げて、其の結論を説かうとする形である。而して「不」は

「不然」の畧であり、「否」は良否の否であることに心して解さねばならぬ。

人方少壯時、不知惜陰。雖知不至太惜。過四十已後、始知惜陰。既知之時、精力漸耗。故人爲學、須要及時立志勉勵。不則百悔、亦竟無益。
(言志錄)

訓 點

人方少壯時、不知惜陰。雖知不至太惜。過四十已後、始知惜陰。既知之時、精力漸耗。故人爲學、須要及時立志勉勵。不則百悔、亦竟無益。

【語釋】「少壯」年若く元氣盛んなこと。「惜陰」時間を惜み守ること。「陰」は、時刻の意。「已後」以後。「漸」次第に。だん／＼。漸次減退する意。「耗」衰へる。「及時」勉勵すべき時に當つて。「百悔」百たび後悔する。いくら後悔しても意。「竟」畢竟。結局。
【通解】一體、人は若くて元氣盛んな頃には時間を惜しむことを知らない。たとひ知つてゐても、それ程ひどくは惜まない。ところが四十を過ぎてからは、始めて時間を惜しむことがわかる。然し既に知つた頃には、精力がだん／＼と減退してくる。それ故に人が學問するには、是非勉強すべき若い時代に、志を立て

て勉強することが肝要である。若し、さうしなかつたならば、いくら後悔しても、亦畢竟何の利益もないであらう。

【補説】○「雖知」の「雖」は、假定の意の場合であるから、假令を添へて解釋するとよい。○「不至太惜」の「不・太」の形に着眼せねばならない。「ハナハダシクハ——ズ」とよみ、「——スルコトハ、スルケレドモ、ソレホドヒドクハ——シナイ」の意で、消極的否定、即ち一部否定の意を表はしてゐる。「不——」の場合は、「ハナハダ——ズ」とよみ、積極的否定、即ち全部否定の意を表はしてゐる。此の區別は重要であるから、特に注意を要望して置く。○「始知惜陰」の「始」は、ヤウ／＼の意に解釋するとよい。○「精力漸耗」の「漸」は、次第の意で、ヤツトの意ではない。○「不則百悔、亦竟無益」に於て「シカラザレバ則チ——トモ——ン」とよむ關係に注意を要する。「不則」は、「不然則」と同じく、「百悔」にトモを送つて背反の意を表はし、「無カラシ」とよんで推量の意を表はす。

構 文

人 方少壯時、不知惜陰。雖知不至太惜。

過四十已後、始知惜陰。既知之時、精力漸耗。

故人爲學、須要及時立志勉勵。不則百悔、亦竟無益。

范增數目項王。舉所佩玉玦。以示之者三。項王默然不應。范增起出。召項莊謂曰。君王爲人不忍。若入前爲壽。壽畢請以劍舞。因擊沛公於坐。殺之。不者。若屬皆且爲所虜。(史記・項羽本記)

訓點

范增數目項王。舉所佩玉玦。以示之者三。項王默然不應。范增起出。召項莊謂曰。君王爲人不忍。若入前爲壽。壽畢請以劍舞。因擊沛公於坐。殺之。不者。若屬皆且爲所虜。

【語釋】「范增」項羽の唯一の忠臣。「目」目くばせす。眼つきで自分の意中を人に知らせること。「項王」項羽のこと。「玉玦」腰に佩びる玉。「玦」は其の形が中空の環のやうになつて居て、一部分缺けた所のあるもので、「玦」の形。「決」は「決」に普通であることから、決斷の意を示す。「壽」祝賀。

【通解】范增は度々主君の項羽に目くばせし、自分の腰に佩びて居る所の玉の玦を手で舉げて、それを項羽に示すこと三度、それでもつて速に決斷し、沛公を殺されよとの意を示した。しかし項羽は黙したまふで一向それに應じなかつた。范增は齒痒ゆくなつて起ち上つて座をばづし、項王の一族の項莊を呼び出して曰ふには、「君王は生來人に忍びない情があるから、思ひきつた事が出來ない。お前は今から座に入り、

沛公の前にすゝんで、お祝を言へ。そして祝賀の言葉が終つたら、順つて劍舞をはじめよ。その時その劍を振つて沛公を坐席に於て刺し殺せ。もしさうでない時には、お前の一族は皆捕虜にされてしまふであらう。」と。

【補説】○「數」は「シバシバ」と訓み、送假名はなく、通字「と」を添へる。○「示之者三」は、「之ニ示スコト三たび」と訓む。「之ヲ」として「玉玦」の代名詞と見てもよい。「者」はコトと訓む。「三」にはたびを送らねばならぬことに注意すべきである。○「若入前爲壽」の「若」は「汝」である。「前」はススムと訓むことも研究を要する點であらう。○「不者」は、「シカラザルトキハ」と訓む。「者」をトキと訓むことを忘れないやうに。そして結びは、「——ナラン」と推量形にすることも字記すべき事である。○「且爲所虜」は「マサニタメニ虜ニセラレントス」と受身形に訓む。「且」は「マサニ——ス」と一字再讀「爲所虜」は下から順に返讀して「虜トスル所ト爲ラン」と訓んでも差支はない。

義仲曰。吾知實盛年高。今其髮黑者何。對曰。實盛嘗與臣言於東國。曰。白頭從軍。吾將涅我髮。否則難以伍壯者矣。蓋踐其言也。乃洗其頭。頭髮皆白。(日本外史)

訓點 義仲曰、「吾知實盛年高。今其髮黑者何。」對曰、「實盛嘗與臣言於東國。曰、「白頭從軍。吾將涅我髮。否則難。以伍壯者矣。」蓋踐其言也。」乃洗其頭。髮皆白。

【語釋】「涅」黒く染めるをいふ。「伍」列に入ること。「踐其言」その言葉通りにする。

【通解】義仲がいふのに、「自分は實盛の老年なのを知つてゐる。然るに今其の頭髮を見ると黒いではないか。」と。兼光がお答へしていふのに、「私は前年、實盛と關東地方で逢つたが、其の時彼がいふのに、もし從軍する様になつたら、此の白髪を染めようと思ふ。もしさうでなかつたならば壯年者の仲間に入らないだらうからと。今度多分それを實行したのであります。」と。そこで其の頭を洗はせたら、案の如く頭髮が皆白くなつてしまつた。

【補説】○「對曰」の管到に注意すること。又此の語中の實盛の語を判別して、雙鉤「」で包むやうにしなければいけない。○「白頭」にはモチを送る。○「否則難以伍壯者矣」の「否則」は、「シカラザレバ則チ」と訓み、若シサウデナカツタナラバ則チの意に解する。そしてこの結びの「矣」に着眼して、「——ラ」と推量形にするやうにせねばならぬ。即ち「難」にカランを送るべきである。○「蓋踐其言也」の「蓋也」は連絡ある文字で、「ケダシ——ナラン」と訓み、「也」の字をナランの推量にする。而してケダシといへば、歇尾詞の有無に拘らず必ず推量に結ぶことは原則であることを忘れてはならぬ。○「乃」はソ

コデと譯す。

第五章 假定形

假定形は、「モシ・イヤシクモ・タトヒ」など、條件的によむべき文をいふのであつて、或る結論を述べる爲の假設的前提を表す文の形式である。

接続關係からいふと

①條件と決定とが兩立する場合、即ち順接の形と

があり。

表す文意上からいふと

①假定的に事實に背反したことを表はす場合と

がある。

②疑問的に事實を指してゐる場合と

(一) 使役形を用ひる場合。

- 1. 「使——乎」
- 2. 「使——則」
- 3. 「令——則」
- 4. 「使——」

(二) 副詞の「モシ」「若・如・倘・儻・即・苟・假・脫・籍・或・設・設使・設若」を用ひる場合。

- (三)「苟」(イヤシクモ)を用ひる場合。
- (四)「タトヒ」縦・縱令・假・假令・假使・假設・假如・雖・借・借令・借使・籍・籍使・設・設使・就・就令・饒・饒使・即」を用ひる場合。
- (五)「微」(ナカリセバ)を用ひる場合。
- (六)「雖」(イハドモ)を用ひる場合。
- (七)「寧」(ムシロ)を用ひる場合。
- (八)疑問歎尾詞「乎・邪・歟」を用ひる場合。
第一項の使役の「使・令」が假定形に代用されるやうに、疑問歎尾詞「乎・邪・歟」を以て代用されることがある。「ナランカ」と訓む。
- (九)例へば、「賦曰、此天人也耶、則不敢知。」(唐宋八大家文、范文正公文集序)の如き場合である。文意から考へる場合。

①	使 _シ □□乎 _カ
②	使 _シ (令)□□□則 _チ

かりに——であらせたでしょうか。
もし——であらせたならば。

①	使 _シ □□□
---	--------------------

たとひ——であらせたにしても。

假定形の複合詞には、何時もこの「使・令」が用ひられるが、これが獨立して、①「シメンカ」・②「シメバ」・③「スナハチ」・④「シムルニ」・⑤「シムトモ」・⑥「シメンニ」と使役に訓むけれども、其の意味の上では、使役の意が減殺されて、⑦「カリニ」——「デアラセタトシヨウカ」・⑧「モシ」——「デアラセタナラバ」・⑨「タトヒ」——「デアラセタニシテモ」と假定形に譯する。故に文意上から使役であるか假定であるか、よく吟味して見ることが要する。

使_シ後醍醐帝不能已於兵乎。如補正成。近在畿甸。及其平時。訪求諸謀。必有萬全之策。寄行在於形勝之地。以招聚四方之豪傑。其知義效順。與欲釋憾於北條氏者。收雲合霧集。天下之事。可以指顧而定矣。不必授偽器於光嚴也。(日本政記)

訓點

使_シ後醍醐帝不能已於兵乎。如補正成。近在畿甸。及其平時。

訪求諸謀、必有萬全之策。寄行在於形勝之地、以招聚四方之豪傑、其知義效順、與欲釋憾於北條氏者、將雲合霧集、天下之事、可下以指顧而定矣。不必投偽器於光嚴也。

【語釋】「不能已於兵」 どうしても兵を用ひて戦はねばならぬ。【畿甸】「甸」は、「畿」に同じ、帝都を中心として、四方五百里以外の地を五百里づつに區劃した地域をいふ。「畿内」に同じ。【訪求】 たづね求めること。【諮謀】 はかり相談すること。「諮」は、上から下にとひはかること。【萬全之策】 少しも手落のない計略。【招聚】 招きあつめる。【效順】 護順の心をさしげること。【釋】 晴らすこと。【雲合霧集】 雲の如く落ち合ひ、霧の如く集る。多く集合すること。【指顧】 容易なこと。指したり顧みたりすることにて別に苦勞しない意。

【通解】 後醍醐天皇をして、かりにどうしても戦をなさらなければならなかつたとしようか。楠正成のやうな英傑が、近く畿内の河内國に居つたことであるから、其の天下無事太平の時に、其の隙を尋ね求めて、之に事を相談せられたならば、必ず萬全で動かすべからざる妙策もあつたであらう。そして行在所を地形のすぐれたよい地點に置き、その地によつて天下の勤王豪傑の士を招き集めたならば、其の忠義を知りて勤順の心あるものと、北條氏に遺恨があつて、それを晴らさうと思ふ者たちが、雲の合ふが如くに集まり、霧の集まるが如くに寄つて、王事に奔走したことであらう。さうして天下の事は、少しも苦勞することなくして平定することが出来たであらう。何も偽作の三種の神器を、光嚴天皇にお授けになる必要はなかつたであらうと思はれる。

【補説】 ○「使後醍醐帝、不能已於兵乎」の「使」「乎」は、「シメマツランカ」とよんで、使役の假定の意を表はすのである。「已」は、ヤムとよむ。○「訪求諸謀、必有萬全之策」は、「タマハバ——ナラン」となつて、假定條件に呼應して推量で結ぶことに注意を要する。○「其知義效順」は「與其知義效順者」の省略である。○「不必投偽器於光嚴也」の「不必——也」の形式に注意を要する。消極的打消、即ち一部否定である。又「也」を推量に訓んでナランを送ることに注意しなければならぬ。○「使」に「マツラン」を、「諮謀」と「招聚」とに「タマハバ」を送つて敬語にすべきことを忘れてはならぬ。

構文

ほと對偶法によつて居る。

使後醍醐帝不能已於兵乎、如楠正成、近在畿甸。

及其平時、訪求諸謀、必有萬全之策。

寄行在於形勝之地、其知義效順、者將雲合
 以招聚四方之豪傑、其與霧集
 天下之事、可以指顧而定矣。
 不必授僞器於光嚴也。

夫、奔之爲數、小數也。不專心致志、則不得也。奔秋、通國之善奔者也。使、奔秋誨二人奔、其一人專心致志、惟奔秋之爲聽。一人雖聽之、一心以爲、有鴻鵠收至、思援弓繳而射之。雖與之俱學、弗若之矣。爲是其智弗若與。曰、非然也。(孟子・告子上)

訓點

夫、奔之爲數、小數也。不專心致志、則不得也。奔秋、通國之善奔者也。使、奔秋誨二人奔、其一人專心致志、惟奔秋之爲聽。一人雖聽之、一心以爲、有鴻鵠將至、思援弓繳而射之。雖與之俱學、弗若

之矣。爲是其智、弗若與。曰、「非然也。」

【語釋】「奔」は俗字。圍碁をいふ。【數】技術の意。【小數】つまらぬ技術。【致志】志を極めること。【不得】會得了解出來ない。【奔秋】奔をよくする秋といふ人。【通國】國中きつての。【聽】をしへ導くこと。【一心】心の中の一部面。【鴻鵠】和名「ハクテウ」。水鳥の大なるもの。【援】引く。【弓繳】いぐるみの矢。矢に絲を結びつけて鳥を射るもの。

【通解】かの圍碁のわざといふものは、極めてつまらないわざではあるが、心を專一にし、志をつくしてやらなければ、熟達することは不可能である。奔秋といふ人は國中を通じての圍碁の名手であつた。今かりに、奔秋に二人の弟子に圍碁を教へさせたとしようか。其の一弟子は心を專らにし志をつくして、たゞ奔秋の教を聽くことばかりに専念してゐる。然し他の弟子は、其の教を聽くには聽いて居るけれども、心の他方では、「間もなく鴻鵠が飛んで來るであらう。それをいぐるみの矢で射よう。」などと考へてゐる。かやうに心を他方に放つては、たとひ前者と共に學んでも、とても前者に及ぶことは出來ないのである。一體これは後者の智力が前者に及ばない爲であらうか。「否、專心一意努力しないからである。」と曰ふべきである。

【補説】○「夫」は、「カノ」と訓み、「奔」を指してゐる。これを「ソレ」と訓んで、發語の辭とし、「ソレ一體」といふやうに物事の本義原則をさしていふ場合に用ひるとするのはよくない。○「數」は、スウと音讀してカズと訓讀しない。○「致志」の「致」は、此の場合は盡クシ極メル意にとる。元來「致」

由是則生、而有不用也。
由是則可以辟患、而有不爲也。

假令韓信學道。謙讓不伐己功。不矜其能。則庶幾哉。於漢家勳。可以比周召太公之徒。後世血食矣。不務出此。而天下已集。乃謀畔逆。夷滅宗族。不亦宜乎。(史記「淮陰侯列傳」)

訓點

假令韓信學道。謙讓不伐己功。不矜其能。則庶幾哉。於漢家勳。可以比周召太公之徒。後世血食矣。不務出此。而天下已集。乃謀畔逆。夷滅宗族。不亦宜乎。

【語釋】「道」道德。人たるの道。「謙讓」謙遜辭讓。へりくだること。「伐」手柄自慢すること。「矜」我かしこしと自慢する。「能」才能。手腕。「漢家勳」漢の朝廷にたてた勳功。「周・召・太公」周の武王を輔佐した周公旦・召公奭・太公望呂尙の三宰相をいふ。「血食」神が犠牲を食する意で、神として祀られること。「不務出此」韓信が自發的に謙讓な行をしようとは努力しない。「集」「就」と音義共に同じ。或は、サダメルとも訓む。「畔逆」「畔」も「逆」も共にそむくこと。「夷滅」平らげ滅ぼされること。「夷」は、「平」なり。

【通解】もし韓信が人たるの道を學び、謙遜辭讓であつて、自分の手柄や手腕を自慢しなかつたとしたならば、漢の朝廷に對してたてた功勞は、かの周の武王を輔けた周公旦・召公奭・太公望呂尙等の功臣達と較べて、何の遜色もなく、後世に子々孫々と何時までも續いて、祭祀される禮遇を受けることが出來たであらう。然るに彼は、此の態度に出ることを務めず、天下が已に統一されてから、卻つて叛逆を謀つたので、其の一門一族が平らげ滅ぼされたのは、なんと尤もなことではあるまいか。

【補説】○「假令韓信學道、云々」の「假」は、モシとよみ假設を表はす副詞。「モシ——シメバ」となつて使役の假定の意を表はし、「モシ——サセタナラバ」となることに注意を要する。單なる使役の意ではないのである。○「伐」は音「バツ」、「矜」は音「キョウ」で、共にホコルとよむ。○「庶幾哉」は、チカカランカとよみ、「ソノコトガアルニ近カッタデアラウ」の意である。「於漢家勳」から「血食矣」までにかゝつてゐることに注意を要する。「庶幾」は、十中八九、多分さうだらうとの推測の辭である。○「可以比以下宗族までの主語が省略されてゐる。○「血食矣」の「矣」は、強意の斷定の意を表はす敬尾詞である。○「乃謀畔逆」の「乃」はカ、ヘツテの意である。通常はソコデと譯す。○「夷滅宗族」の「夷滅」にラルを送つて、文意から受身にすることに注意すべきである。○「不亦宜乎」の「不亦——乎」の形式に注意を要する。此の場合の「亦」は、普通の所謂モマダではない。ナントと譯して詠歎の意にとる副詞である。「亦不——乎」の「亦」は、單なるモマダに過ぎない。

豐公削平大亂之主。故物物流豪奢。照祖開闢太平之君。故事事入
儉素。亦勢之所必至。雖然設使二公先後易世而出。則天下之亂。何
時定乎。吁亦天矣。(近古史談)

訓點

豐公削平大亂之主。故物物流豪奢。照祖開闢太平之君。故事

事入儉素。亦勢之所必至。雖然設使二公先後易世而出。則天下之亂、
何時定乎。吁亦天矣。(近古史談)

【語釋】「削平」削り平らかにする。平定する。「物物」物といふ物すべて。「豪奢」非常なおごり。「開

闢」世をひらきはじめること。「儉素」つまやかで飾らないこと。「豪奢」の反対。「勢」なりゆき。

【易】とりかへる。「吁」歎辭。

【通解】豊臣秀吉は、天下の大亂を平定した英主であるから、物といふ物すべて甚だしい奢りに流れた。徳川家康は、太平三百年の基を開いた明君であるから、事といふ事すべて質素であつた。これも亦成りゆき上必ずさなるわけのものであつた。然し若しも秀吉・家康の二人をして、先と後と時世をとりかへて、家康を先に、秀吉を後に世に出させたならば、天下の騷亂は、何時平定したであらうか、何時までも平定

しなかつたであらう。かやうに、大亂を削平するの才腕あるものを先に出し、太平を開闢する才あるものを後に出したのは、さてさてこれも亦天のなす所で人力の如何とも爲し難きところである。

【補説】○「雖然」は、「サウデハアツテモ」の意で、逆接である。○「設使二公先後易世而出」の「設シ」使メバは、使役の假定で、「モシ——サセタナラバ」の意である。「易」は、カヘルの意の場合、音「エキ」、ヤスシの意の場合、音「イ」である。交易・容易などは其の例である。○「何時定乎」の「何手」は、反語形式である。

構文

對偶法によつてゐる。

豐公削平大亂之主。故物物流豪奢。

照祖開闢太平之君。故事事入儉素。

亦勢之所必至。

雖然、設則使二公先後易世而出、

天下之亂、何時定乎。

吁亦天矣。

兩統分立。五十四年。至此而合矣。當其未合。孰爲正。孰爲闕。或曰。神器在南。南爲正。賴襄曰。不然。夫神器在南。宜矣。儻使在北。北爲正乎。

南之所以爲正者不在神器之在焉與否。(日本政記)

訓點

兩統分立五十四年至此而合矣。當其未合孰爲正孰爲閏。或曰「神器在南南爲正。」賴襄曰「不然。夫神器在南宜矣。僮使在北北爲正乎。南之所以爲正者不在神器之在焉與否。」

【語釋】【兩統】南北兩朝。【關】正統でない天子の意。本來は曆の上での餘分の月、年をいふ。【南】南朝。【北】北朝。

【通解】南北兩皇統の分立してゐたこと五十四年であつたが、こゝに至つて合して一となつた。其のまだ合一しなかつた時に於ては、いづれを正統となし、いづれを閏統とすべきであつたか。そこで或る人は曰ふ、「三種神器は南朝に在つたのだから、南朝を正統とする。」と。賴襄が曰ふ、「左様ではない。かの三種神器が南朝に在つたのはよかつた。然し若し假りに三種神器が北朝に在つたとしたならば、北朝を正統としようとするか。恐らく正統とはいはれないだらう。南朝の正統である理由は、神器の在るとないとは關係しないことなのである。」と。

【補説】○「孰」は、イヅレと訓み、比較を表す。○「夫」はカノと訓み、「ノ」だけを送る。「ソレ」と訓む俗訓には従ひ得ない。○「僮使在北、北爲正乎」の「僮使」は「モシ——シメバ」と訓み、假定の意

を表す形式である。随つて「爲正乎」は、疑問的な推量形にして、「正ト爲サンカ」と訓み、「正ト爲ス、シヨウカ」と譯さねばならない。○「不在神器在焉與否」の「焉」は、コレ又はソコと訓むべきである。その在るべき場所を指してゐる。「否」は「不在」の意。

慎始。則無悔于終。苟欲無悔乎終。須要慎始。慎始之道。在乎克念而已。蓋克念。則無輕率急遽之道。凡事之過誤。因不克念。而輕率早決也。(慎思錄)

訓點

慎始。則無悔于終。苟欲無悔乎終。須要慎始。慎始之道。在乎克念而已。蓋克念。則無輕率急遽之道。凡事之過誤。因不克念。而輕率早決也。

【語釋】【苟】「若」に同じ。かりにもの意。【克念】よく考へる。【輕率】かるはずみ。「輕卒」に同じ。【急遽】急ぎあはてること。【過誤】過失や錯誤。【早決】急いで決めること。

【通解】凡て物事は、始を慎重にしてすれば、終になつてから悔いることがないのである。もし、かりにも終になつてから悔いるやうなことがないやうにしようと思へば、其の始を慎重にする必要があるであら

う。其の始を慎重にする方法は、よく考へるといふだけのことである。思ふに、よく考へて物事をすると、輕はずみな、又急ぎあはるといふ過失を生ずることはない。すべて物事の過失や錯誤は、よく考へないで、輕忽に早く決するといふのに起因するのである。

【補説】○「苟欲無悔于終」の「苟」はモシと假定に訓み、「シ」を送る。假定句であるから、「欲」には「セバ」又は「スレバ」を送らねばならぬ。○「凡事之過誤」の「凡」は「スベテ」と訓み、「テ」を送る。「オヨソ」と訓む俗訓には從ひ難い。

構文

承選法によつて居る。

慎始、則無悔于終。

苟欲無悔于終、須要慎始。

慎始之道、在乎克念而已。

蓋克念、則無輕率急遽之道。

凡事之過誤、因不克念、而輕率早決也。

元就慨然言曰。凡英雄以身繫天下治亂者。求友於千載之上。即同世而生。志合則天下治。志不合則天下亂。嘗問左右曰。吾於前世人主。可レ比誰。有レ一儒士對曰。可レ比周文・武。元就笑曰。吾乃今知不若文武也。文武之臣。豈有面諛如汝者哉。(日本外史)

訓點

元就慨然言曰。凡英雄以身繫天下治亂者。求友於千載之上。即同世而生。志合則天下治。志不合則天下亂。嘗問左右曰。吾於前世人主。可レ比誰。有レ一儒士對曰。可レ比周文・武。元就笑曰。吾乃今知不若文武也。文武之臣。豈有面諛如汝者哉。

【釋義】「元就」毛利元就。「繫」關係する。「儒士」儒學を以て仕へてゐる士。「周文・武」周の文王と武王。功德があり聖人といはれた君。「乃」卻つて。「面諛」面前でへつらふこと。人の前でお世辭をいふ。

【通解】毛利元就は。感慨に打たれた様子でいふには、「凡て世の英雄が、一身の如何によつて、天下の治にも亂にも大いに關係を持つて居る程の人は、知己の友を千年の昔に遇つて求め、之と比較しようとする

ものである。もしその偉い人が二人同時に生れて志が一致したならば、天下が治まるし、一致しなかつたならば、天下が亂れることであらう。」と。或る日お側の者に、「自分は前の世の君の誰に較べられるであらうか。」と問はれた。時に、一人の儒學を以て仕へて居る士がお對へして、「ふには、「周の文王や武王に比較されます。」と。元就は笑つて、「自分は。今に於て卻つて文王や武王には及ばないことを知ることが出来た。何となれば、文王や武王は偉かつたから、其の臣下には人の面前でお世辭をいふ汝の如き者を持たなかつたであらうから。」と曰つて戒めた。

【補説】○「即同世而生、志合則天下治、志不合則天下亂。」の「モシ——生レンニ、——レバ、則チ——」ザレバ、則チ——亂レン」は、假定推量の呼應した形である。「即」の字を「モシ」と訓み、「生」にレンニの假名を送ることに注意してほしい。○「吾乃今知不若文武也」の「乃」はカヘツテの意である。「不若」は比較の形式。

構文

元就慨然言曰、凡英雄
以身繫天下治亂者、
求友於千載之上。

即同世而生、
志合則天下治、
志不合則天下亂。

嘗問左右曰、吾於前世人主、可比誰。
有一儒士、對曰、可比周武。

元就笑曰、吾乃今知不若文武也。之臣、豈有面諛如汝者哉。

余行天下。見人多矣。脱有一人能若翱憂者又皆疏遠。與翱無異。其餘光榮而飽者。一聞憂世之言。不以為狂人。則以為病癡子。不怒。則笑之。(文章軌範)

訓點、余行天下。見人多矣。脱有一人能若翱憂者。又皆疏遠。與翱無異。其餘光榮而飽者。一聞憂世之言。不以為狂人。則以為病癡子。不怒。則笑之。

【語釋】「行」めぐりあるく。「脱」「若」に同じ。「翱」姓は李、翱は其の名。「疏遠」世人から疎外さ

れる。【病癡子】病の爲に馬鹿となつたふら／＼病。癡は音「チ」。

【通解】自分は今まで、天下をめぐり、人に接見したことも随分あるが、もし一人でも、能く李翱の如く天下を愛ふる心を持つて居るものがあつたならば、世人から疎外されて、李翱と異ならぬ運命に遇ふであらう。その他の者は、俸給でも深山貫ひ、官位でも高くなれば、それを光榮として、満足する手合であつて、此等の人々は、一たび憂世の言を聞いたならば、あれは氣違であるといはなければ、ふら／＼病に罹つたものだといつて、少しも相手にせず、世を惑はす言として怒らなければ、たわいもない言葉として笑ふばかりで、決して心にかけないであらう。

【補説】○「脱有」は「無」は「モシ」有ラバ、ナカラシ」と訓み、假定推量の形を取つて居る。○「一」にはタビを送ることを忘れないやうにしなければならぬ。○「不」則「は」「(ナラ)ザレバ、則チ「ン」と訓み、「デナケレバ、デアアラウ」と譯する否定形式の一である。

構文

余行天下、見人多矣。

脱有一人能若騷憂者、又皆疏遠、與翱無異。其餘 光榮、而飽者。

一聞憂世之言、
不以爲狂人、
則 不怒、
以爲病癡子、
則 笑之。

帝即諭旨。欲用之。天祥曰。國亡。吾分一死耳。儻緣寬假。得一黃冠歸故鄉。他日以方外備顧問可也。若遽官之。非直亡國之大夫。不可以圖存。舉其平生而盡棄之。將焉用我。(宋史紀事本末)

訓點

帝即諭旨。欲用之。天祥曰。國亡。吾分一死耳。儻緣寬假。得一黃冠歸故鄉。他日以方外備顧問可也。若遽官之。非直亡國之大夫。不可以圖存。舉其平生而盡棄之。將焉用我。

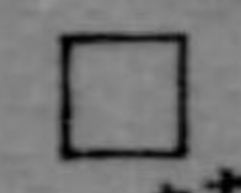
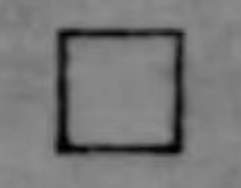
【語釋】「天祥」南宋の忠臣文天祥をいふ。「儻」「若」に同じ。「寬假」寛大な處置をする。罪をゆるす。「黃冠」黃冠をかぶつてゐる者、即ち道士のかぶる冠。道術(仙術)を修める士。「方外」方の道で、この道以外の義。人の守るべき道以外の事。即ち世捨人、僧侶などの意。こゝは前に黃冠とあるから道士の意。「直」齊と同じ。「大夫」官位ある人。又士の上で卿の下の位。

【通解】元の天子は直ぐ思ふ旨を論し聞かせて、文天祥を用ひようとした。天祥がいふには、宋の國が滅亡したのであるから、自分は之に殉じて死なうと思ふばかりです。たゞもし萬一にもお許しを蒙つて、道士のかぶる冠をつけて故郷に歸る事が出来ましたならば、此の後いつか世捨人として仙術などについて御相談に預つても宜敷う御座いませう。然るに、若し今急に私を官途に用ひようとなさるならば、私は只亡びた國の上役人として、二君に仕へて生きて行かうとしてはならぬばかりではなく、それこそ私が平生苦心して守つて來た忠節を残らず棄て、了つて、之迄の努力を無駄にして、了ふ事になります。それ故またどうして、私を官途に用ひなさる事が出来ませう。」と。

【補説】○「儻 歸故郷 可也。」は、「モシ 故郷ニ歸ラバ、可ナラン」と假定推量形に訓んで、「モシ萬一ニモ 故郷ニ歸ルコトガ出来タナラバ、ヨロシウゴザイマセウ」のやうに譯する。○「若 違官之、盡棄之」は、「若シ違ニ之ニ官セントセバ、盡ク之ヲ棄テン」と訓み、假定推量形を表す。「若シ」なる假定副詞に應じて、「官」に「セントセバ」を送り、「棄」を推量に訓むことを忘れてはならぬ。○「非直亡國之大夫、不可以圖存」は「直ニ亡國ノ大夫ノ、以テ存ヲ圖ルベカラザルノミニ非ズ」と訓み、「タダ單ニ シナイバカリデハナイ」と譯し、副詞を伴ふ二重否定の形であることに留意することが肝腎である。又、「直」は「タダニ」と訓み、「タダチニ」と訓んではいけない。○「焉用之」の「焉」は、反語形を示して居る。

【奚】

苟



ナラバ

かりにも——であつたら。
かりそめにも——したならば。
もしも——であつたならば。

「苟」は、クモを送つて、「イヤシクモ」と假定副詞に訓み、「イクシクモ——セバ」「イヤシクモ——ナラバ」と呼應するのが常である。そして、「カリニモ——デアツタラ」「カリソメニモ——シタナラバ」「モシモ——デアツタナラバ」と譯し、下文に順接する假定条件を表すものであつて、「モシ」と訓む凡ての文字よりは意味が強い。而して時には「モシ」とよむこともあるから注意がある。

夫道出於天。而具乎人。苟能弘之。則仁義之心。發出于日用之間。如山泉湧而春潮進。足以撫黎庶。靖邦國矣。而其要在於奮勵以立志。激昂以力行而已矣。

訓點

夫道出於天。而具乎人。苟能弘之。則仁義之心。發出于日用之間。如山泉湧而春潮進。足以撫黎庶。靖邦國矣。而其要在於奮

勵以立志、激昂以力行而已矣。

【語釋】「黎庶」人民。「黎」は黒、「庶」は衆の意。古の民衆は頭巾を被らず、黒い頭髪を出したまゝでゐたところから、かくいふ。「激昂」心を振ひ起す。

【通解】かの人の道といふものは、天から出たもので、そして人々に賦與されてゐるものである。かりにも之を押し弘めるとすれば、仁義の心は日常生活の間にあらはれ出るもので、それは恰度山の泉が湧き出して、漸次春の水がどん／＼流れ進むのと同様に、段々廣範圍に及んで行くやうなものであらう。そしてそれをもつて人民を愛撫し、國家を安んずることが出来るであらう。而もこれを要約すれば、奮發して志を立て、心を振ひ起して實行に努めさへすればよいのである。

【補説】○「夫道出於天而具乎人」の「夫」はカノと訓み、下の「道」を提示して居る。「於」は方向を示す前置助詞であるからヨリと訓み、「乎」は所在を示す前置助詞であるから、「ニ」と訓まねばならぬ。○「苟能弘之」如「の」苟「はイヤシクモと訓み、此の假定副詞に應じて、「弘ムレバ」足ラン」と推量形で結ぶことに注意が要る。そして「カリニモ」スレバ、「アラウ」の意に譯す。○「足以」の「以」は用の意で、「以道」の道を略したものである。○「奮勵以立志」「激昂以力行」の「以」も、用の意。即ち「奮勵・激昂ヲ用ヒテ」の意である。○「而已矣」の「而已」は二字でノミと訓む。「矣」は強意の斷定を示す敬尾詞である。

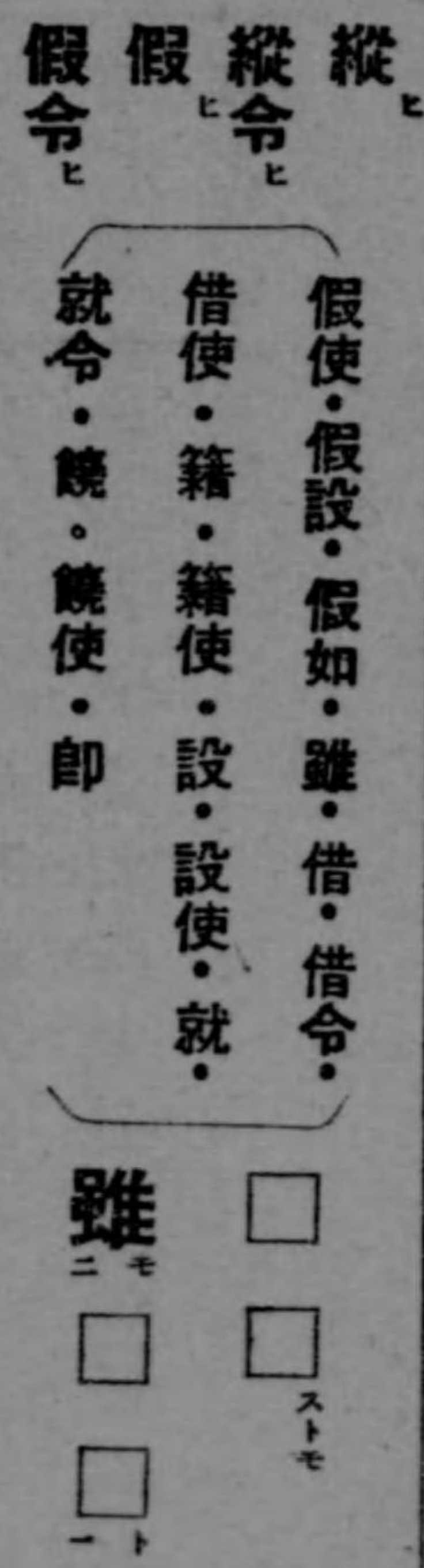
構文

文の後の方は對偶法によつて居る。

夫道 出於天、具乎人。

苟能弘之則仁義之心、發出于日用之間。如 山泉湧、足以 撫黎庶、靖邦國 矣。

【毛】



よしや(その様なことがあつた)としても、
萬一(そのやうなことがあつた)所で。

右に挙げた二十は、皆「タトヒ」と訓み、「ヒ」だけを送る。そして、「ソノヤウナコトハナイノデアルガ、ヨシヤアツタトシテモ、又、萬一アツタトシタ所デ」といふやうに譯し、上の假定條件が下の假定・斷定に連接するものである。故に「タトヒ」に對しては常に「トモ」か、「雖」か、「而」かで呼應することを知らねばならぬ。更に、これを「タトヘ」と訓んではならない。それは「譬」と混同した俗の訛

音である。例示された二十のものの中、「縱令」、「假令」、「假」の四つが普通に使用されてゐて、外の十六はあまり使用されることはないやうである。

其後人有盜高廟玉環。得。下廷尉治。釋之。奏。當棄市。上大怒曰。人盜先帝器。吾欲致之族。而廷尉以法奏之。非吾所以共承宗廟意也。釋之曰。盜宗廟器而族之。假令愚民取長陵一抔土。何以加其法乎。帝許之。(十八史略)

訓 點

其後、人有盜高廟玉環。得。下廷尉治。釋之。奏。當棄市。上大怒。曰。「人盜先帝器。吾欲致之族。而廷尉以法奏之。非吾所以共承宗廟意也。」釋之曰。「盜宗廟器而族之。假令愚民取長陵一抔土。何以加其法乎。」帝許之。

【語釋】「高廟」漢の高祖の靈廟。【玉環】腰に佩びる孔のある圓形の玉。【得】捕へた。【廷尉】役の名。裁判を司とる。【治】裁判すること。【釋之】姓は張、「釋之」は其の名。【當棄市】「當」は相當又は

該當の意。「棄市」は、殺して其の屍を市にさらす刑罰。漢の法律では較罪を棄市といつた。【族】三族を夷げること。三族とは父族・母族・妻族をいふ。【共承】「共」は、恭。つゝしんで仕へまつること。【長陵】高祖の陵。【一抔土】「抔」は、掬。一すくひの土。高祖の山陵を毀壞することを、不敬を憚つて、一すくひの土をとると婉曲にいつたものである。

【通解】其の後、高祖の廟の玉環を盗んだ者があつた。之を捕へて廷尉に下して判決させた。張釋之は、「それは死刑にして其の屍を市にさらす所の棄市に相當します。」と奏上した。すると帝は大いに怒つて、「先帝の重器を盗んだ者には、自分としては其の一族を残らず誅する刑に處しようと思つてゐる。然るに廷尉が、定める所の法律によつて棄市に當すといつてゐる。其のやうなことでは、自分が宗廟につゝしみつかへる所以の本意ではない。」といはれた。釋之は、「宗廟の器を盗んだとして族誅の重科に處するならば、若し愚民があつて、高祖の陵から一すくひの土をすくひ去るものがあつたならば、(高祖の山陵を毀壞することを、不敬を憚つて、婉曲に「一抔土」とをとるといつたものである。)如何なる刑罰を加へませうか。法の加へやうがないではありませんか。」と申し上げた。帝は釋之の言を是なりとして、其の判決の通りにさせた。

【補説】○「得」は、下に「之」を省略した形で、「得之」と同じ。○「下廷尉治」の下の意味からして「治セシム」となつて、使役とすることに注意を要する。○「釋之」は、人名で「セキシ」と訓む。姓は「張」である。○「當」は必ず「タウ」と音讀しなければならぬ。アタルと訓んではいけない。○「吾欲致之族」

の「致」は處スルの意にとる。此の「致」は、前後の關係によつて適當に譯すべき語である。○「假令」は、モシとよみ、假定の意を表はす。「ソノヤウナコトハナイノデアルガ、假リニ」の意である。○「何以加其法乎」の「何以」は、反語の一形式である。「其」にはニを送る。ノを誤り送つてはならない。○「杯」は、「杯」と混じ易い。「杯」は音ハイ。「盃」のことである。

於是。欲東渡烏江。亭長艤船待曰。江東雖小。亦足以王。願急渡。羽曰。籍與江東子弟八千人。渡江而西。今無一人還。縱江東父兄憐而王我。我何面目復見。獨不愧於心乎。乃刎而死。(十八史略)

訓點

於是。欲東渡烏江。亭長艤船待曰。江東雖小。亦足以王。願急渡。羽曰。籍與江東子弟八千人。渡江而西。今無一人還。縱江東父兄憐而王我。我何面目復見。獨不愧於心乎。乃刎而死。

【語釋】【烏江】 川の名。【亭長】 烏江亭縣の長官。【艤船】 船支度をして岸につけて待つてゐること。【羽】 楚王項羽のこと。【籍】 項羽の名。【羽】 は其の字。【面目】 顔の意。【刎】 首を斷つこと。即ち

「自刎」は自分で自分の首を斬ること。

【通解】 そこで、東の方なる烏江の流を渡らうとした。此の時、烏江亭縣の縣長は、船の用意をして岸に待つて居て曰ふには、烏江の東の地方は、其の土地は狭小ではあるけれども、此の土地でも亦用ひて王たるに十分でありませう。何うぞ急いで此の船で御渡り下され、そして再起を圖られますやうに。と。項羽はこれに對して曰ふに、自分は江東の郷里の子弟達八千人と共に、江を渡つて西に軍を進め、天下に覇たらんとしたのであつたが、現在では、武運拙く敗退して、子弟の中一人として生還する者が居ない。よしや萬一、江東の父兄達が、自分の境遇に同情して、自分を王として迎へようとも、自分は何んな顔をして再び相見ゆることが出来ようか。自分は獨り、吾が心の中に愧ぢないで居られようか。と。そこで自分で自分の首を斬つて死んだ。

【補説】 ○「東渡烏江」の「東」には、ノカタを送る。○「亭長曰」の「曰」の管到に注意し、共に單句で包むことを忘れないやうに。○「江東雖小」の「雖」は、「小デハアルケレドモ」の意で、確定の意を示してゐる。假定の「雖」とは異つてゐるから、よく文面を考究する必要がある。○「亦足以王」の「以」は「(江東ノ地ヲ)用ヒテ」の意である。○「羽」は項羽の字であり、「籍」は項羽の「名」である位は、記憶しておいて欲しい。○「今無一人還」の「還」には、意味の上から「モノ」を送る。○「縱——王我、——見」は、「タトヒ——我ヲ王トセントモ、——マミエン」と訓み、假定條件の「タトヒ——トモ」に對して未來の「マミエン」で應じなければいけない。そして「サウイフコトハ、マヅマヅナイデアラウガ、ヨ

シヤ萬一アルデアラウニシテモ——と譯する。○「何面目復見」は反語の一形式であり、「面目」にはアツテ(カ)を送るべきである。「何面目」は、「何ナ顔ヲシテ」「何ナツラヲサゲテ」の意味である。○「獨不愧於心乎」は反語の形。「獨不」は全部否定の形を表して居る。○「乃」はソコデの意。

102

其色深紅如燃。艶而不夭。假使僊桃海棠。同時而出。必將羞形穢焉。
是非所謂霜葉紅於二月花者耶。(拙堂文集)

訓點

其色深紅如燃。艶而不夭。假使僊桃・海棠。同時而出。必將羞形穢焉。是非所謂霜葉紅於二月花者耶。

【語釋】「天」なまめかしい。「妖」に同じ。【僊桃】仙桃即ち桃のこと。【霜葉紅於二月花】唐の杜牧の詩句。

【通解】紅葉の色は燃えるやうな深紅で美しいが、なまめかしくはない。よしや、桃や海棠の花が同時に咲き出るにしても、必ず自分の形のきたないのを産ちようとするであらう。是れ所謂「霜葉は二月の花よりも紅なり」といふ杜牧の詩そつくりではあるまいか。

【補説】○「艶而不夭」の「而」は逆接である。○「假令——出」は「タトヒ——出デントモ」と調み、假定

103

披繙冊子。嘉言如林。躍躍迫人。願不讀。即讀不行。苟讀而行之。則雖千萬世。不可得盡。噫。復何言。雖然。有所知矣。不能不言。人之至情也。古人言諸古。今我言諸今。亦詎傷焉。(吉田松陰)

訓點

披繙冊子。嘉言如林。躍躍迫人。願不讀。即讀不行。苟讀而行之。則雖千萬世。不可得盡。噫。復何言。雖然。有所知矣。不能不言。人之至情也。古人言諸古。今我言諸今。亦詎傷焉。

【語釋】「披繙」ひらきひもとく。「冊子」書物のこと。「嘉言」よい言葉。「即」「假令」に同じ。よしや——するにしてもの意。「モシ」とも調む。

【通解】書物を繙くと、立派な言葉が澤山あつて、おどり上つて讀まんことを人に迫つてゐるやうである。おもふに、人は讀まないのだ。よしや讀んでゐるにしても實踐射行しないのだ。かりにも讀んで之を實行したならば、千萬年の長い間にでも、使ひ盡くすことは出來ないのである。かやうに書物には立派な事が

載せられて居るのだから、何も自分が重ねて言ふ必要はない。併し自分で知つてゐる事があつて、言はないわけに行かぬのは人情である。昔の人はこれを昔に言つたのだから、自分もこれを今日言つたつて、亦何の差支があらうぞ、何の差支もないのである。

【補説】○「顧不讀」の「不」にノミを送り、副詞の「顧」に應じさせる。○「即讀不行」は「タトヒ讀ムトモ行ハザルノミ」と訓む。假定副詞「タトヒ」に應じて「讀」にトモを送り、更に「不」にノミを送つて限定の意を表すことに十分に注意を要する。○「苟讀而行之、雖千萬世不可得盡」の「苟」と「雖」は共に假定の副詞である。随つて「行」にはトモを送つて上に應じ、「不」には「シ」を送つて推量形で結ばねばならぬ。○「何言」は「何ヲカ言ハン」と訓み、反語の一形式である。○「雖然」の「雖」は確定の意を表す。○「言諸古」「言諸今」の「諸」は「コレヲ」ニと訓み、「之於」の合字と見るべきである。即ち「言ニ之於古」「言ニ之於今」と書くのと同じである。○「亦詎傷焉」は、「マタナンゾコレヲ傷マン」と訓み、「詎」は反語形式の一である。「亦」は、「今我言諸今」を承けての「モマタ」である。

孔子患舊史是非錯亂而善惡不明。所以修春秋。就令舊史如此。其肯從而不正之乎。(文章軌範)

訓點

孔子患^{ウレ}舊史^{コウシ}是非錯亂^{シヘイサカウラン}而善惡^{ゼンアク}不明^{メイ}。所以^{ソウイ}修^{シユ}春秋^{チュウシュウ}。就令^{ジュウレイ}舊史^{コウシ}如此^{コトシ}。其肯從^{キケンジュウ}而不^エ正^{セイ}之^ノ乎^ヤ。

【語釋】「錯亂」錯雜混亂。こた／＼にまじつて、入り亂れてゐること。【春秋】孔子が、善の歴史の本をもとにして、述作した書の名。經書の一であつて、言ふ所は大義名分を明にしてゐる。

【通解】孔子は、古い歴史の是非褒貶の筆法が錯雜混亂して、善惡正邪の別が明かになつてゐないのを大いに心配せられた。春秋に筆削修正の勞を取られたといふのも、全くこれが爲である。それ故に、よしんば舊史がどうなつてゐようとも、いはれなくそのままそれに従つて、之を訂正されないのであらうか、決してそのままには従はれはすまい。

【補説】○「就令舊史如此」の「就令」は、ヒを送つて「タトヒ」と訓む。隨つて「如」に「ナリトモ」を送つて假定に對する條件を示さねばならない。

【天】

微

□

□

もし—が、なかつたならば。

「微」は「ナカリセバ」と訓み、リセバを送る。「事實ハアルノデアルガ、ソレガ若シ假ニ無イモノトシタナラバ」の意で、常に假定的の打消の助動詞として用ひられる。そして單なる打消の意に用ひられること

は、絶対にないといふことを忘れてはならない。他の打消助動詞も、亦假定として用ひられるが、それは単に「ナイトスレバ」といふ意で、「ナクンバ」、「ナクバ」と訓み、特に此の字だけを「ナカリセバ」と訓むことも同時に牢記すべきである。

嗟夫。予嘗求古仁人之心。或異二者之爲何哉。不以物喜。不以己悲。居廟堂之高。則憂其民。處江湖之遠。則憂其君。是進亦憂。退亦憂。然則何時而樂邪。其必曰先天下之憂而憂。後天下之樂而樂歟。噫。微斯人。吾誰與歸。(文章軌範及古文眞寶後集・范仲淹「岳陽樓記」)

訓點

嗟夫、予嘗求古仁人之心、或異二者之爲何哉。不以物喜、不以己悲、居廟堂之高、則憂其民、處江湖之遠、則憂其君、是進亦憂、退亦憂、然則何時而樂邪。其必曰先天下之憂而憂、後天下之樂而樂歟。噫、微斯人、吾誰與歸。

【語釋】「二者」其一と其二との感情、即ち感傷と歡喜とをいふ。【以物】外物を以て。美衣美食や、高

堂大車などの榮耀榮華のもの。【以己】自分の境遇の順逆などをもつて。【廟堂】宗廟と明堂とで、政を爲すには必ず宗廟に告げ、之を明堂に議すのである。朝廷をいふ。【江湖】もとは三江五湖をいつたが、轉じて世の中、又は地方の意として用ひる。

【通解】あゝ然しながら、自分は前から古の仁人といはれる人々の心を尋ね求めて見るのに、前二者の如くに、ただ悲んだり喜んだりする所爲とは異つたものがあるやうである。それは何故かといふのに、古の仁人と言はれる者は、外觀の美のやうな物質的な慾望が如何に満足されたにしても、みだりに喜ばない。又自分が逆境に陥つたとて、そんな些少な精神的な苦みの爲に、みだりに悲まない。ただ朝廷の高き位置に居れば、天下の人民の生活はどうかと心配して居り、貶されて民間の僻地に居れば、其の君主の身の上について安否を心配して居るのである。だから官途に進んでも憂ひ、民間に退いても憂ふといふのが古の仁人である。さらば「何時になつたら樂まれるか。」と問ふ人があるだらうが、その時にはきつと、「自分はまだ國家の禍機が起らないで、天下の人が何も氣がつかない中から憂を抱いて居り、國家の事がいよいよ定まつて、天下の人が安心してから後に始めて樂むのである。」と答へるであらう。あゝ自分は現代斯様な仁人を要望してゐるのであるが、こんな人がなかつたとしたならば、誰に従つてよいのであらうか。かやうな仁人があるが故に、自分も亦國事に精勵して、其の仁人の仲間に入らうと思ふのである。

【補説】○「嗟夫」は二字で「アア」と訓む。苦心して「ナゲカハシキカナ」などと誤調しないやうにしていたゞき度い。○「何時而樂耶」の「何時」は、「イツレノ時ニシテ」と訓み、「時」にニシテを送ること

に注意すべきである。○「微」は「ナカリセバ」と訓み、リセバを送る。「事實ハアルノダガ、若シカリニナカッタトシタナラバ」の意。○「吾誰興歸」は「吾ハ誰トトモニカ歸セン」と訓み、「吾歸^{ハヒ}誰^ニ興^カ」の倒装法を用ひたものである。

構文

對偶法を用ひて居る。

嗟夫、予嘗求古仁人之心、或異二者之爲何哉。

不以物喜、

不以己悲。

居廟堂之高、則憂其民、

處江湖之遠、則憂其君。

是進亦憂、

退亦憂。

先天下之憂而憂、

後天下之樂而樂

賦。

然則何時而樂邪。其必曰

噫微斯人、吾誰與歸。

〔亮〕

雖^ニ□□□□^ト而^シ

—であるにしても。

—であるけれども。

—であつたにしろ。

たとひ—でも。

「雖」に「モ」を送つて、「トイヘドモ(シカモ)」と訓む。兎も角、「雖」は、逆接の意の副詞的接續詞として用ひられるものである。「デアアルニシテモ」「デアアツタニシロ」「デアアルケレドモ」「タトヒ—デモ」の意で、假定の詞なしに假定の意を表すものであるから、注意を要する。國語としてのイヘドモは、ハ行四段の動詞「イフ」の已然形「イヘ」に、「ドモ」といふ助詞が添へられたもので、「イフ」の確定逆法を示すものであるが、漢文では、「トモ」又は「ドモ」、即ち假定又は確定の逆法であつて、「言フ」といふ意味は全くない。故に「イフケレドモ」「申シマスケレドモ」など、譯してはいけない。だから常に確定逆法か、假定逆法かを考へて適當に解する用意が大切である。而して、「雖」の上に主語が来た場合は確定を示し、「雖」の下に主語が来た場合には、假定の意に解すべきである。又此の字を「タトヒ」と訓んで、下の何處かで「トモ」と應じてよいこともあるから注意を要する。

夫沿河而下。苟不止。雖有遲速。必至於海。如不其道也。雖疾不止。終莫幸而至焉。故學者必慎其所道。道於楊墨老莊佛之學。而欲聖人

之道。猶航斷港絕潢。以望至於海也。故求觀聖人之道。必自孟子始。

(唐宋八家文・韓愈)

【訓點】 夫沿河而下、苟不止、雖有遲速、必至於海。如不得其道也、雖疾不止、終莫幸而至焉。故學者、必慎其所道。道於楊・墨・老・莊・佛之學、而欲之、聖人之道、猶航斷港絕潢、以望至於海也。故求觀聖人之道、必自孟子始。

【語釋】「焉」は海を指す。「道」道として依る意。「楊・墨・老・莊・佛」「楊」は楊朱で、極端な獨善的爲我主義を唱へた人。「墨」は墨翟で、兼愛主義を唱へた人。著書に墨子がある。「老」は老聃で、無爲自然主義を唱へた人。著書に老子がある。「莊」は莊周で、老子の説を繼承し發展させた人。著書に莊子がある。以上四人は、支那の周末から春秋頃に活動した人々である。「佛」は釋迦の佛教をいふ。此等は皆、孔子や孟子の所謂儒教道徳とは相容れない異端邪説としての存在として取扱はれて居たのである。「斷港絶潢」「斷絶港潢」に同じ。「斷絶」は、海と縁の絶えてゐること。「港」は、水の分流。「潢」は貯水池。

【通解】 かの河に沿つて下つて行つて、假にも止らなかつたならば、遅い速いの別はあるだらうけれども、いつかはきつと海に届くであらう。ところが若しも其の行くべき道を得なかつたならば、いくら速く進んで止まらずにやつて行つても、結局するところ、憔悴にでも海に達することは出来ないで終ることであらう。だから、學問をする人は、きつと其の依る道を慎重にするのである。かの楊子や墨子や老子や莊子や、佛教の學問に依つて、それで進んで聖人の道に進み入らうとするのは、恰度海と縁の切れてゐる河の分流や貯水池の中で舟を航してゐて、それでゐて海に行かうといふことを望むやうなものだ。だから聖人の道を得ようと求めるならば、必ず孟子の教から始めて段々と深く進んで行くのである。

【補説】 ○「夫」は、カノと訓み、下の河を指す。「ソレ」と訓むのはよくない。○「苟不止」は假定條件を表す形式である。故に「イヤシクモ」に應じて「不」にバを送つて、「止マザレバ」と訓まねばならぬ。○「雖有遲速必至於海」の「雖」は、その下に主語の「遲速」があるので、假定を表示して居り、且つ連接である。そして之に呼應して「至」には「ン」を送つて、推量形にして「至ラン」と訓んでゆかねばならぬ。○「如不得其道也」の「如」を「モシ」と假定副詞にする。隨つて之に應ずる爲、「不」にバを送つて「ザレバ」と訓むことを要する。或は又、「如」を「得」に訓んで「其」の字に特に注意して解釋しなければならぬ。○「雖疾不止、終莫幸而至焉」の「雖」も亦假定副詞であつて連接である。隨つて、「不」にバを送り、「莫」を推量形に「ナケン」と訓んで結ぶべきである。「焉」は單なる歎尾詞位に考へてはいけない。「コレニ」とか、「ソコニ」と訓んで、海を指す代名詞とするのである。

構文

夫沿河而下、苟不止、雖有遲速、必至於海。如不得其道也、雖疾不止、終莫幸而至焉。

故學者、必慎其所道。

道楊墨老莊佛之學、猶航斷港、欲之聖人之道、絕潢。

以望至於海也。

故求觀聖人之道、必自孟子始。

有人雖自不談不好話、而誘動他人。己則在側、與衆共聞快笑之。以取一場興。太爲失德。究與自談不好話一般。(言志四錄)

訓點

有レ人。雖自不談不好話、而誘動他人。己則在側、與衆共聞快笑之、以取一場興、太爲失德。究與自談不好話一般。

【語釋】「不好話」よくない話。例へば他人の短所などを話すこと。【誘動】誘ひ動かす。【一場興】その

場限りの興味。【失德】徳義に外れる。【究】つまり。「究竟は」の意。【一般】同様。

【通解】茲に或る人があつて、たとひ自分では、よくない話はしないにしても、それでも他人を誘ひ動かして、よくない話をさせ、自分はその側にあつて、皆の者と一緒になつて、愉快さうに笑ひなどして、その場限りの興味とするのは、甚だ徳義に外れてゐる。人によくない話をさせるのは、つまりは自分がよくない話をするのと、何等變りはないのである。

人非聖人。誰無過。雖有過、知之而能改。則歸無過。故人有過、非所以爲恥。苟私意蔽固、則雖有過、而不能知之。雖知之、又不能改。所以爲可恥也。

訓點

人非聖人、誰無過。雖有過、知之而能改、則歸無過。故人有過、非所以爲恥。苟私意蔽固、則雖有過、而不能知之。雖知之、又不能改。

【語釋】「蔽固」どこまでもおほひかくす。

【通解】凡て人は聖人でない限りは、誰だつて過失のない人はなからう。しかし、よし過失があつたにして

も、それを認め知つて自ら努めて改めてゆけば、その結果は、過失がないやうになるであらう。だから、人に過のあるのは、恥辱とするわけのものではない。それなのに、かりそめにも自分の卑しい心でもつてその過失を蔽ひかくすやうであれば、よし過失があつたにしても、それを認知することが出来ないであらう。たとひそれを認知しても、又改めることが出来ないであらう。このやうなこそ、恥辱とすべき所のものである。

【補説】○「雖有過、——改、則歸無過」は、「イヘドモ、——バ、——ン」の形であつて、「イヘドモ——バ」の假定條件に呼應して、推量「ン」で結んでゐる點に注意していただき度い。○「苟私意蔽固」も、「イヤシクモ——バ」の假定條件の形である。「私意」にモテを送り、「蔽固」にセバを送ることを忘れてはならない。○「雖有過、而——」は、「——トイヘドモ、シカモ」と訓んで、假定逆接を表してゐる。「而」を逆接のシカモに訓むことに注意が要る。○「雖知之、又不能改」の「雖」は矢張り假定で、之に呼應して、「不」に「ン」を送つて「ザラン」と推量形にしなければならぬ。

承選法によつた漸層法である。「有過」「無過」「能改」「知之」「所以爲恥」等は重複して使用されてゐるから注意すべきである。

構文

人非聖人、

誰無過。

雖有過、知之而能改、

則歸無過。

故人有過、非所以爲恥。

苟私意蔽固、則雖有過、而不能知之。

雖知之、又不能改、所以爲可恥也。

〔三〕

寧 □ □ □ 而

いつそ——であつたとしても。

「ムシロ——トモ」「ムシロ——トモ、シカモ」と訓んで「イツソ、——デアツタトテ」「イツソ、——ナルトテモ」と、兩方を比較して、假定の意にとるべき場合があるから注意を要する。

仲由喜聞過。令名窮焉。今人有過。不喜人規。如護疾而忌醫。寧減其身。而無悟也。噫。(小學)

訓點

仲由喜聞過、令名無窮焉。今人有過、不喜人規、如護疾而忌醫。寧減其身、而無悟也。噫。

【語釋】「仲由」孔子の高弟、姓は季、名は路、「仲由」は其の字。「令名」よい評判。「規」正し諫めること。

【通解】孔子の門人の子路は、自分の過失を他人から聞き、之を改めることを喜んだ人であつたので、その善い評判は窮りないものがあつた。ところが、此の頃の人は、たとひ自分に過失があつても、他人から諫め正されるのを喜ばないのは、恰度自分の疾病をとりまもつて、醫者に治癒してもらふのを忌み嫌ふやうなものである。その結果、いつそ自分の身を滅してしまふやうになつたとて、一向に悔悟することがないのである。あゝ亦悲しむべきである。

【補説】○「有過」の「有」にモを送つて、假定の意を表すことに注意が肝要である。○「寧滅其身而無悟也」は、「寧ロ——トモ、シカモ——」と訓み、「ムシロ」は比較の意を示しつゝ、假定に解さねばならぬ。「トモ」を承けて、「而」はシカモと逆接に訓むことも注意が要る。

構文

仲由喜聞過、令名無窮焉。

今人有過、不喜人規。如而護疾忌醫

寧滅其身、而無悟也。噫。

〔三〕 文意上より假定にする場合

上句が下句の假定的條件になつて居る場合は、上句に「バ」の假名を送り、「モシ——ナラバ」の意に譯す。又は、「トモ」の假名を送り、「タトヒ——ニシテモ」の意に譯す。然し、時としては「バ」「トモ」の外に、「——ンニハ」と訓むこともある。夫々その場合によつて判断しなければならぬ。

兵貴神速一語。豐公用之賤岳。而大有驗。用之長湫。而不濟事。故曰。知彼知己。百戰不殆。豐公雖智。而知彼則暗矣。悲夫。(近古史談)

訓點

「兵貴神速」一語、豐公用之賤岳、而大有驗、用之長湫、而不濟事。故曰、「知彼知己、百戰不殆。」豐公雖智、而知彼則暗矣。悲夫。

【語釋】「兵貴神速」兵を使ひ廻す道は、機敏を貴ぶといふこと。「驗」効驗。良い結果。「不濟事」「濟」はナスと訓む。失敗したとの意。「日」孫子の兵法の語。「知彼知己」敵情を知り、又自分の方の事情を知る。「殆」危いこと。危殆に陥る。

【通解】「用兵策戰の道では、機敏に行動することを最も貴しとする。」といふ一つの語は、秀吉はその事柄を近江の賤ヶ岳で、柴田勝家と戦つた際に利用して勝利を得、大いに良い結果を得た。然るにこの事を三河の長湫で家康と戦つた際に用ひて成功しなかつた。それ故、孫子の兵法にも、敵の事情を知り、又、自

分の方の事情をも知つてゐたならば、たとひ幾度戦つても危いことはない。といつてゐる。思ふに秀吉は智者であつたにしても、敵の家康方の事情を知ることが暗かつたので、負けたのである。思へば悲しいことであるわい。

【補説】○「兵貴神速」と「知彼知己、百戦不殆」は、引用句であるから、單句「」の中に收めて他と區別せねばならぬ。○「知彼知己、百戦不殆」の「知彼知己」は、文意上假定に調むべきであるから、「彼ヲ知り己ヲ知ラバ」と「バ」を終に送る。そしてこの「假定の」「バ」に呼應して、「百戦にトモを送り、「百戦ストモ」と調むことに深甚の注意を拂ふことを忘れてはならない。○「雖、智而」の「智」にナリを送つて、「智ナリト雖モ、シカモ」と調む。主語の「智」が副詞「雖」の下に來てゐるから、「雖」は假定の意を示すものである。隨つて、「而」は逆接に、「シカモ」と調むことになる。○「悲夫」の「夫」はカナと調み、「ワイ」と詠歎的に譯すを要する。

構文

ほと對偶法によつてゐる。

兵貴神速一語、豊公
用之賤岳、而大有驗、
用之長湫、而不濟事。

故曰、
知彼
知己、百戦不殆。

豊公雖智、而知彼則暗矣。悲夫。

國家可使數十年。無材智之士。而不可一日無氣節之臣。譬彼甘脆之味。雖累時月。不食。未足爲病。而薑桂之和。不可斯須無之。人君無可畏者。在其側。欲無危敗。難矣。(方正學文集)

訓點

國家こくか可使か使ム數十年、無な材智さいち之士、而不可か不可ム一日無な氣節きせつ之臣。譬たとへ彼甘脆かんすい之味、雖な累つ時月、不な食、未な足た爲レ病、而薑桂しょうけい之和、不可か不可ム斯須しよ無な之。人君にんくん無な可おそ畏そ者、在あ其側そのそば、欲ほ無な危敗きはい、難た矣。

【語釋】「材」は「才」に通ずる。才能智慧をいふ。「氣節」氣性が氣高く、節義のあること。「甘脆」甘くて軟かく、口ざはりのよいこと。「薑桂之和」「シヤウガ」や「肉桂」のやうな調味品で、共にびりツとして味の辛いもの。「斯須」しばらく。

【通解】國家には、數十年の間でも、才智のある人物は無くてもよいが、一日たりとも氣節のある臣がなくてはいけない。譬へば、彼の甘くて口當りのよい美味は、幾時幾月といふ長い間食はないでも、まだその爲に病氣になりはしないけれども、而し、しやうがや肉桂のやうな、びりツとした調味品は、ほんの

暫くでも無くてはならぬといふやうなものである。この食物と薑桂の關係は、恰度君主と臣との關係にあてはまる。即ち若し君主として、側に薑桂の味のやうな氣節ある直諫の士が居ないとすると、國が危くなり、頽敗するやうなことがないやうにと望んでも、出來難い事であらう。

【補説】○「可使數十年、云々」は、使役の文であるから、本來ならば「數十年」にヲシテを送らねばならぬのだが、「使」を修辭的の特別用法のものとして、こゝではヲシテを送らない方が自然である。「可」にはモを送つて「ベキモ」と訓み、下の「而」に逆接させる。○「而不可一日無」の「而」は逆接。「一日」にモを送ることを注意せねばならぬ。○「譬」の管到に十分意を拂はないと誤錯を生ずる。○「雖累時月不食」の「雖」は、假定の意を表すものである。○「而薑桂之和」の「而」は逆接である。○「人君無可畏者在其側欲無危敗難矣。」は、「無クンバ——無カラ、ンコトラ欲ストモ難カラ、ンコトラ」のやうに訓み、假定に、更に假定逆接の「欲」があり、之に呼應して未來推量「ン」を以て結ぶ形になつてゐる。○「薑桂」を以て、氣節鯁骨の臣に譬へてゐる所を考察し、解釋の中にこれを生かさねばならぬ。

構文

可使數十年、無材智之士、
國家而不可一日、無氣節之臣。

譬 而 彼甘脆之味、雖累時月不食、未足爲病、
薑桂之和、不可斯須無之。

人君無可畏者在其側、欲無危敗難矣。(主意)

孟子謂齊宣王曰。王之臣。有託其妻子於其友。而之楚遊者。比其反也。則凍餒其妻子。則如之何。王曰。棄之。曰。士師不能治士。則如之何。王曰。已之。曰。四境之內不治。則如之何。王顧左右而言他。

(孟子・梁惠王下)

訓點 孟子謂齊宣王曰。王之臣。有託其妻子於其友。而之楚遊者。比其反也。則凍餒其妻子。則如之何。王曰。棄之。曰。士師不能治士。則如之何。王曰。已之。曰。四境之內不治。則如之何。王顧左右而言他。

【語釋】「比」及「に同じ。【凍餒】どえたり飢えたりすること。【如之何】「之」は友人を指す。友人を如何に處分するかの意。【棄】放棄して採用しないこと。朱子は「絶交」の意に解いてゐる。【士師】獄官の長をいふ。今の裁判長にあたる。【士】獄官で今の裁判官にあたる。【已】罷免する免職すること。

【通解】孟子が齊の國の宣王に批判を求めて申し上げるは、「もし王様の臣の中で、自分の留守に於ける妻子の衣食等の事を其の友人に頼んで、遠い南方の楚の國へ遊學に行く人があつたとするに、其の臣が楚から歸國して見ると、其の友人は頼まれ甲斐もなく、妻子を寒さの爲に凍えさせたり、食に飢えさせたりして居たとしたならば、王様は此の友を何のやうに御處分なさいませうか。」と。王様は曰ふ、「友情に背くやうな臣は、放棄して採用すまい。」と。又、孟子が問ふて曰ふのに、「もし、裁判長が自分の部下の裁判官を統率して行くことが出来なかつたならば、その時は王様は、此の裁判長を何のやうに御處分なさいませうか。」と。王様は又答へて曰ふに、「職務を怠るやうな者は、不都合であるから免職にしよう。」と。そこで更に孟子は質問して曰ふのに、「もし、國君が自分の領土内を治めることが出来ないので、政事は弛廢し、人民は困苦するやうであつたならば、王様は此のやうな國君を何う御處分なさいませうか。」と。王様は國星を指されたものゝ如くで、返す言葉もなく、うる／＼と左右の侍臣をふりかへり見て、別の話を言ひ出して話をお茶に濁して仕舞つた。

【補説】○「謂齊宣王曰」の「謂」は、「評論スル」「批判スル」といふやうな意味の場合に用ひることが多

い。○「有託」の「有」にラン、ニを送つて、「モシ、有ツタトスルナラバ」と譯して文意上假定を表すやうにしなければならぬ。○「凍餒其妻子」の「凍餒」は、「セシムレバ」を送つて使役形を取るが、而し、これは「モシサセタトシタナラバ」の意に譯すべきであつて、假定の形と見なければならぬ。○「如之何」は「之ライカンセン」と推量に訓み、上の「バ」なる假定條件に呼應しての結びである點に注意を要する。○「士師——何」「四境之内——何」の二つも、亦「——バ——ン」と意味の上からの假定條件の「バ」に推量の「ン」を以て呼應したものである。○「顧左右而言他」の語は、日常よく使用されるから牢記されたい。

構文

孟子謂齊宣王

曰、王之臣、有託其妻子於其友、而之楚遊者、比其反也、
則凍餒其妻子、則如之何。 王曰、棄之。
曰、士師不能治士、則如之何。 王曰、已之。
曰、四境之内不治、則如之何。 王顧左右而言他。

第六章 指定形

指定形は、或る事柄とか、行爲の決定・許容の意を表す文の形式で、次の四種の場合がある。

- (一) 「可・容」を用ひる場合。
- (二) 「當・應合」を用ひる場合。
- (三) 「宜」を用ひる場合。
- (四) 「須」を用ひる場合。

(三)

可 ニシ	容 ニシ
□	□
□	□

—— するがよい。 —— する事が出来る。
 —— がよい。 —— せよ。
 —— であらう。

「可」・「容」共に「ベシ」と助動詞に調み、「ク・シ・キ・ケレ」を送つて活用させる。「スルガヨイ」「スルコトガ出来ル」「ガヨイ」「デアラウ」「セヨ」等と、指定・決定・推量・可能・命令の意に譯す。

「容」は「可」よりは意味が軽く、許容の義を含ませて、「アルベキ管デアル」と譯すがよい。そして此の字は多くの場合、「不容」(ベカラザランヤ)・「烏容」(イブクンゾー)・「スベケンヤ」の反語形式として否定の意に用ひられる。「可」「容」の否定形は、「不可」「不容」で「ベカラズ」と調む。

曾子曰。可以託六尺之孤。可以寄百里之命。臨大節。而不可奪也。君子人與。君子人也。(論語・泰伯篇)

訓點 曾子曰、「可以託六尺之孤。可以寄百里之命。臨大節。而不可奪也。君子人與。君子人也。」

【語釋】「六尺之孤」父を亡ひし幼君をいふ。一尺は年齢二歳半、故に「六尺」は十五歳となる。「百里之命」一國の政令をいふ。「百里」は百里四方の領土を持つ大名。「命」は「政令」。「大節」國家の存亡に關する大事とか、己の死生の瀬戸際等の節義を示すべき時。「不可奪」志を奪ひ取ることが出来ない。【通解】曾子曰ふには、「今茲に或る人があるとする。その人たるや、其の主君の歿後、幼君の輔佐を委託する事も出来、又一國の運命を託することの出来るやうな人は、才略もなければならず、素より信義に厚い人でなければならぬ。かういふ人は、一朝國家危急の大事あるに臨んでも、其の確乎不動の氣節を利

害の爲に曲げさせたり、或は奪ひ去ることは出来ないものである。かやうな人であつてこそ、智勇を兼備した眞の君子人といふべきであらうか。眞の君子人である。」と。

【補説】○「可以」の「可」は可能の意を表すもので、「ガ出來ル」と譯する。「以」は用、「其ノ人ヲ使用シテ」の意である。○「而不可奪也」の「而」は逆接、可は可能の意であるが、「不可」は不可能となる。○「臨大節而不可奪也」も亦上の二つに並行して解するものもあるが、賛成出来ない。上の二つの結びの語として見るべきである。○「君子人與、君子人也」は、「君子人カ、君子人ナリ」と訓み、自問自答で、一の強調法を示したものの。

構文

一見明白な對偶法を用ひてゐる。

會子曰、
可以託六尺之孤、
可以寄百里之命、
臨大節、而不可奪也。
君子人與、
君子人也。

可以賞。可以無賞。賞之過乎仁。可以罰。可以無罰。罰之過乎義。過乎仁。不失爲君子。過乎義。則流而入於忍人。故仁可過也。義不可過也。

(唐宋八家文・蘇東坡「忠厚刑賞之至論」)

訓點

可以賞。可以無賞。賞之過乎仁。可以罰。可以無罰。罰之過乎義。過乎仁。不失爲君子。過乎義。則流而入於忍人。故仁可過也。義不可過也。

【語釋】「忍人」殘酷なことを堪へ忍んでする人の意から、殘酷なことにいふ。

【通解】大體からいふと賞してもよいが、賞しないでもよいと思はれる場合がある。其の時、之を賞すれば仁即ち愛情に過ぎる。又、罰しても好いが、罰しないでもよいといふ場合がある。其の時、之を罰したならば、義即ち正理に勝ち過ぎる。たとひ愛情に勝ち過ぎても、尙成徳の君子たるの資格はあるが、正理に勝ち過ぎれば、其の流弊は殘酷に陥る。だから愛情は過ぎて好いが、正理は過ぎてはよくないのである。

【補説】○「可以」「可過」の六つの「可」は、皆「ガヨイ」の意に譯さねばならない。○「可以無賞」「可以無罰」は、「以テ賞(罰)スル無カル可キニ」と「ニ」を送つて、下文に連らせることに注意しなければならぬ。○「過乎仁」は、意義の上から假定に見るべきで、「過グルモ」又は「過グトモ」と、「モ」又は「トモ」を送らねばならない。

構文

對偶法によつて居る。

可以賞、可以無賞、賞之過乎仁。
可以罰、可以無罰、罰之過乎義。

過乎仁、不失爲君子。故仁可過也。

過乎義、則流而入於忍人。故義不可過也。

淮南子曰。楊子見遠路而哭之。爲其可以南。可以北。墨子見練絲而泣之。爲其可以黃。可以黑。高誘曰。憫其本同而末異。(蒙求)

訓點

淮南子曰、「楊子見遠路、而哭之。爲其可以南、可以北。墨子見練絲、而泣之。爲其可以黃、可以黑。」高誘曰、「憫其本同、而末異。」

【語釋】「淮南子」漢の淮南王の劉安といふ人の撰した書物の名で、特に「エナンジ」と讀み習はしてゐる。

高誘が注を書いて、「淮南鴻烈解」といふ。【楊子】春秋時代に居た楊朱のこと。「列子」といふ書物の中に「楊朱篇」あり。【遠路】四辻の路、四通八達の大路。【墨子】楊朱と同時代に居た墨翟(ボクテキ)のこと。遺著に墨子あり。【練絲】白いねり糸。【憫】憐に同じ。しみく、悲しく思ふこと。

【通解】淮南子といふ書物に、「楊子(名は朱)は四辻の往來を見て、おい／＼と泣いた。それは、足の向け

やう如何で、南へでも北へでも、どちらへでも行くことが出来る爲である。墨子(名は翟)は、白い練り絲を見て、しみ／＼と泣いた。それは、染めやう如何で、黄色にでも黒色にでも、何んな色にでもする事が出来るからである。」と書いてある。高誘はそれを解釋して、「何事でも皆其の本は同じであるのに、末は異ふやうになるといふ事を、しみ／＼憐み悲しんで言ふたものだ。」と述べて居る。

【補説】○「可以」の「可」は、皆指定形の可能の意に用ひたものである。「以」は用の意で「路ヲ用ヒテ」、「絲ヲ用ヒテ」の意である。○「哭」は「オイ／＼」と大聲を出して泣く意の文字だが、「泣」は「サメ／＼」と聲かに泣く意を表す。○「其本同、而末異」の「而」は逆接である。○此の文が「楊朱泣、岐」「墨子泣、絲」といふ語の出典で、此の二語は、「人ハ心ノ用ヒヤウデ、善人トモナリ、惡人トモナル。習慣次第デ善惡ガ異ナルニ至ルモノダ。」といふやうな意味の譬喩として用ひられる。

構文

對偶法によつてゐる。

淮南子曰、楊子見遠路而哭之。爲其可以南、可以北。
墨子見練絲而泣之。爲其可以黃、可以黑。

高誘曰、憫其而末異。 本同、末異。

【補説】○「口曰」は、「クチツカラノタマハク」と訓む。「口」にツカラを送り、「曰」を敬語にする場合には、ハクを送ることに注意が要る。○「可嘉尙」の「可」は、可能の意を表す指定の助動詞である。「イクラホメテモ、ホメ足りナイホド、ホメルコトガ出来ル」の意に譯す。○「聞、賊復盡兵來犯」の「聞」の管到に注意して、「」を以て區別を明にすべきである。○「雖然」の「雖」は、上に主語が省略されてゐるのだから、既定の意を表す。假定の意に誤解しないやうに。○「欲不失時也」「欲圖全也」は共に説明句であるから、「欲スレバナリ」と訓むことを忘れてはならぬ。○「當自愛」の「當」は、「ゼヒ、サウシナケレバナラヌ」の意に譯すのがよい。

構文

文の後半に於て、對偶法を用ひてゐる。

雖然

知進而進、欲不失時也。

汝

知退而退、欲圖全也。

朕之爪牙。

慎當自愛。

范文正公。少有大節。其於富貴貧賤毀譽歡戚。不一動其心。而慨然樂而樂也。

有志於天下。嘗自誦曰。士當先天下之憂而憂。後天下之樂而樂也。

(小學)

訓點

范文正公、少有大節。其於富貴・貧賤・毀譽・歡戚、不一動其心。而慨然有志於天下。嘗自誦曰、「士當先天下之憂而憂、後天下之樂而樂也。」

【語釋】

【范文正公】「范」は姓、「文正公」はその諡。名は仲淹。宋代の有名な人物である。【大節】大

丈夫としての偉大な節操。【毀譽】そしめる事とほめる事。【誦】こゝは「岳陽樓記」を節をつけて口ずさむ意。【歡戚】よろこぶ事と悲みいたむ事。【慨然】心に歎くさま。

【通解】范文正公は、若い時から大丈夫らしい節操があつた。公はその富み貴いとか、貧しく賤しいとか、譽め毀りとか、喜び悲みとかいふやうな事については、一度もその心を動かさなかつた。そして、憤り歎いて天下の事に任ずるといふ大きな志を抱いてゐた。公は或時、岳陽樓記を作つて、自ら口に唱へていふやうに、士たる者は、天下の人が未だ憂へない以前から、天下の事を心配し、天下の人が皆樂んだ後に於て、始めて自分も樂むといふやうにしなければならぬ。」と。

【補説】○「不一動其心」の「一」にモを送つて副詞にすることに注意。「其ノ心ヲ動かスコトヲ一モ(少シ

モ)セズ」の意で、否定動詞「不」の下に副詞「一」が来てゐるが、全部否定に解さねばならぬ。「一不」となつても、「其ノ心ヲ動かサザルコトヲ一ニス」となり、意味の上ではほとんど變りはない。○「士當云々」の「當」は、「マサニ——ベシ」と一字再讀し、「當然サウシナケレバナラヌ」の意に譯するのがよい。

構文

范文正公、少有大節。

其於富貴・貧賤・毀譽・歡戚不一動其心。而慨然有志於天下。

嘗自誦曰、士當先天下之憂而憂、後天下之樂而樂也。

孫權將呂蒙。初不學。權勸蒙讀書。魯肅後與蒙論議。大驚曰。卿非復吳下阿蒙。蒙曰。士別三日。即當刮目相待。(十八史略)

訓點

孫權將呂蒙、初不學。權勸蒙讀書。魯肅後與蒙論議。大驚曰、

「卿非復吳下阿蒙」蒙曰、「士別三日、即當刮目相待。」

【語釋】「呂蒙」三國時代の吳の將。字は子明、富陵の人。「魯肅」字は子敬、吳の東城の人。「卿」あなた。御身、「吳下阿蒙」吳に居た頃の蒙の意。「阿」は、發語の辭にして意味なし。「蒙」は、呂蒙をいふ。今は學問なくつまらぬ人間をいふ。「別三日」短時日をいふ。「三日見ぬ間の櫻かな」などといふのと同意義である。「刮目」目をこする。あらたまつて見ること。「刮」は、コスルこと。「摩」に同じ。

【通解】孫權の將に呂蒙といふ者があつたが、初めは學問をしなかつた。そこで權は蒙に書を讀み勉強するやうに勧めた。其の後魯肅が呂蒙と議論をしたが、其の論據の正確にして識見の高いのに驚いて、「御身は前に吳の都下に居た頃の阿蒙ではない。非常な進歩である。」といつた。すると蒙は、「士たる者は別れて後三日たつたならば、當然よく目をこすつて見すべきである。何時までも昔のままの平凡な人であると思ふのは非常な間違ひである。」と曰つて、大氣焔を吐いた。

【補説】○「卿非復吳下阿蒙」の「非復——」の形式に注意を要する。「復非——」とは意義全く異なる。○「吳下阿蒙」の熟語に注意しなければならない。○「當刮目相待」の「當」は、「當然——シナケレバナラヌ」の意である。

〔盜〕

宜

シニシク

□

□

—ス

—するがよいから——せよ。
—するがよい。
—でなくてはならぬ。

「宜」は副詞及び指定の助動詞として、「ヨロシク——ベシ」と一字で再讀し、「サウスルガ宜シイ」「サウスルノガ事ノ宜シキニカナツテキル」の意で、随つて時には全く「當」と區別なく、「サウスベキデアル」「サウナクテハナラヌ」の意となることもある。六〇の「須」に比して意味が緩かである。

讀經。宜以我之心。讀經之心。以經之心。釋我之心。不然。徒爾講明訓詁而已。便是終身不會讀。(言志晚錄)

訓點

讀_レ經_ハ。宜_シ以_テ我_ノ心_ヲ。讀_ム經_ノ心_ヲ。以_テ經_ノ心_ヲ。釋_ス我_ノ心_ヲ。不_レ然_ラ。徒_ニ爾_ニ講_ス明_ス訓_ヲ詁_ヲ而_{シテ}已_ハ。便_シ是_レ終_身不_レ會_フ讀_ム。

【釋釋】「經」聖人の遺した書物。「徒爾」たゞ徒らに。「訓詁」文字語句の意味。「便」そのままの意。「即」に同じ。

【通解】聖人の書を読むには、自分の精神をうち込んで、其の經書の精神を読み、又經書の精神を通して、自分の精神を解釋し理解するやうにして修養しなければならぬ。さうしないで、ただ徒らに文字や語句を研究して、それを明かにするだけに止つてゐたのでは、何の事はない、それはいくら讀んで見たところで、結局生涯一度も讀まないといふものである。

【補説】「經」は聖人の手に成る書物のことであるが、之に對して賢人の手に成つた書物を「傳」といふことを記憶しておいていたゞき度い。「聖經賢傳」の熟語もある。○「宜」は、「ヨロシク——ベシ」と一字で副詞と助動詞とに再讀する。そして意味は「當」と同様に見て、「シナケレバナラナイ」と解せばよい。○「徒爾」は「トジニ」とニを送つて副詞に訓み、「徒ラニ」と同意に見てよい。○「而已」は、ミと訓み、副詞の「徒爾」の限定をうけて、ナラバを送ることを忘れてはならぬ。○「不會讀」は、「カツテ讀マザルナリ」と訓み、全部否定を表す形で、「マダ一度モ讀ンダコトガナイ」の意である。「曾不讀」としても意味に於ては殆んど變りはない。即ち、「不會讀」は「讀ムコトヲ曾テシナイ」意であり、「曾不讀」は「讀マナイコトヲ曾テヨリスル」の意となるのである。副詞と助動詞との位置による意義の變化については、十分に注意しなければならぬ。

宮中府中。俱爲一體。陟罰臧否。不宜異同。若有作姦犯科。及爲忠善者。宜付有司。論其刑賞。以昭陛下平明之治。不宜偏私。使内外異法也。(文章軌範及古文眞寶後集・諸葛亮「前出師表」)

訓點

宮中・府中、俱爲一體、陟_ル罰_ヲ臧_ム否_ヲ、不_レ宜_シ異_ス同_ス。若_シ有_ル作_ル姦_ヲ犯_ス科_ヲ、及_シ爲_ス忠_ニ善_ニ者_ヲ、宜_シ付_ク有_ル司_ニ。論_ス其_ノ刑_ヲ賞_ヲ。以_テ昭_ス陛_下平_明之_治。不_レ宜_シ偏_ス私_ス。使_テ内_外異_ス法_ヲ也。

爲忠善者、宜付有司、論其刑賞、以昭陛下平明之治、不宜偏私、使內外異法也。

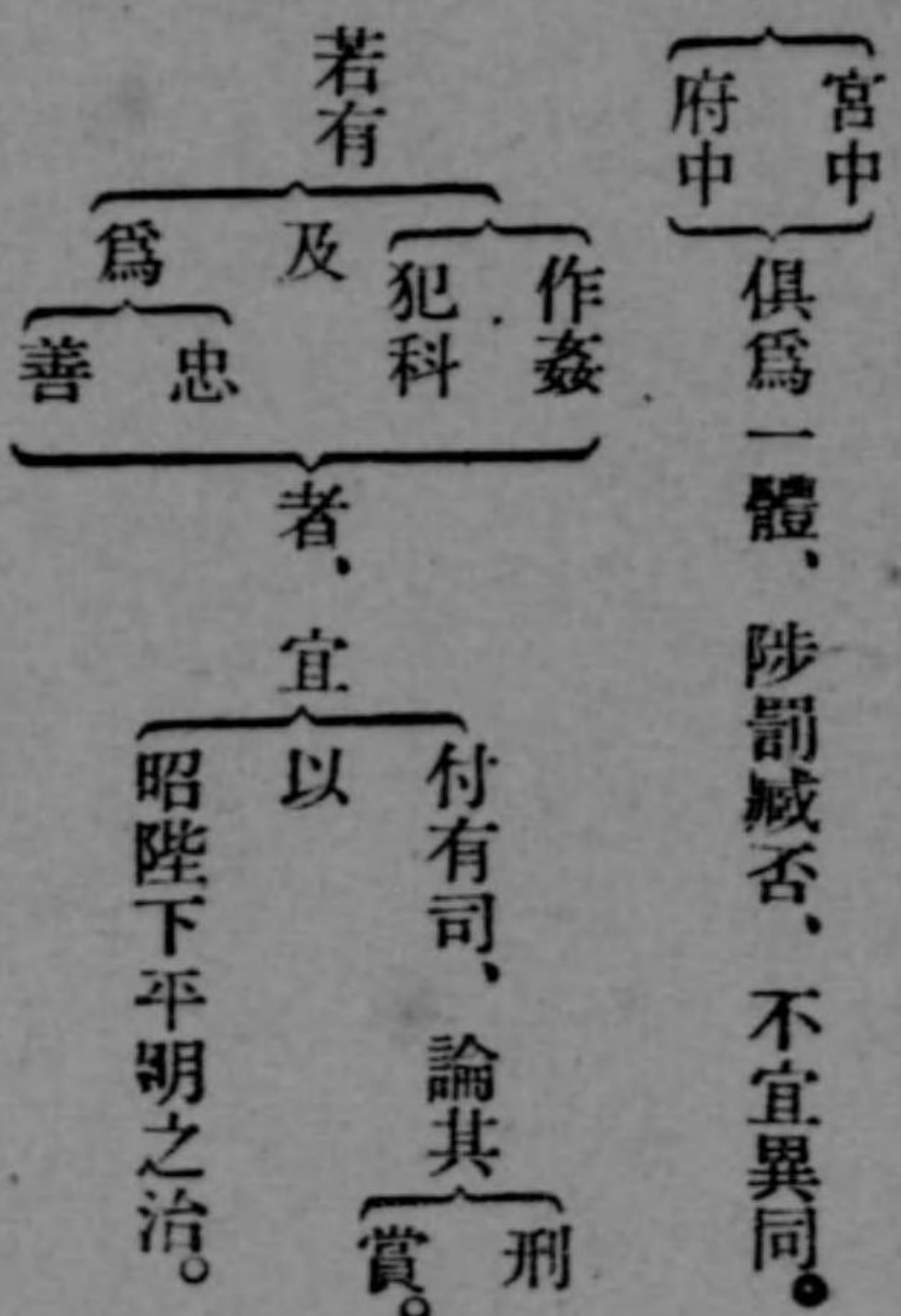
【語釋】「宮中」天子の奥向き。「府中」表向きの役所。「俱」兩つながら。「陟罰臧否」善い者は役をのぼし、悪い者は罰する。「臧」は善の意で、「否」は然らざるもの、即ち悪をいふ。「犯科」罪科を犯し法律にふれること。「付有司」役人に寄せ託す。「付」は「アタヘル」又は「寄ス」の意。「偏私」一方に偏し私的になること。

【通解】奥向きの宮中と、表向きの府中とが共に一體になつて、善い者は役を陟せ、悪い者は罰して、公平無私にし、宮中と府中との間に相違があつては宜しくありません。若しも、よこしまな事をやり、罪科を犯し、又は忠義善行をする者が有りましたら、それ／＼に役人に付託して、しつかり取調べさせて、刑すべきは刑に處し、賞すべきは賞を與へて、以て陛下の公平正明な御政治を、天下に明かになさるのがよろう御座います。決して偏頗な私心を用ひ、内の宮中と外の府中とで、法が別々になるやうな事があつてはよろしくありません。

【補説】○「宮中・府中」で、中間の並列點「・」を忘れずに施すこと。○「不宜異同」「宜付有司」「不宜」の三つの「宜」は、皆「サウスルノガイイカラ、サウセヨ」の意に解すべきである。○「使内外異法也」は、使役の形式の一。○此の文は天子への上奏文であるから、凡て敬語を使用して訓讀し、譯す

やうに心掛けることが肝要である。

構文



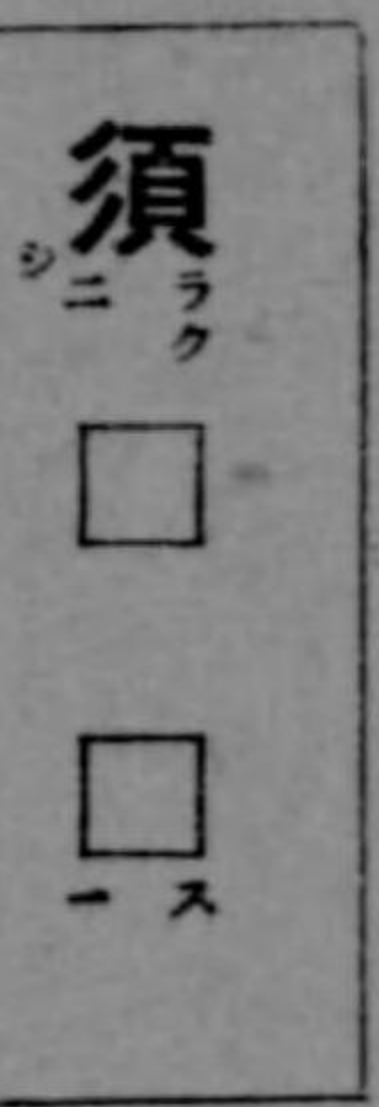
不宜偏私、使内前異法也。

せひ(必ず)——せよ。

必ず——することが肝要だ。

必ず——するがよい。

〔壹〕



「須」は「スベカラク——ベシ」と、副詞と助動詞とに再讀する。そしてこの助動詞は指定を表す。意味

は、「必ズ——スルコトガ大切ダ」「ゼヒ——セヨ」「必ズ——スルガヨイ」等いふやうに、その時に應じて譯せばよい。

※「須要」□□□□と二字連用される時は、「スベカラク——(セン)コトヲ要スベシ」と訓み、「要」は「モトメル」「サウシヨウトスル」の意となる。

※「不須」□□□□と打消の助動詞と共に連用される場合は、「(スルコトヲ)モチヒズ」と訓み、「ソノ必要ハナイ」「サウスルニハ及バナイ」「サウシテハイケナイ」と解かねばならない。これは、往々にして「スベカラク——ベカラズ」と訓む者があるやうだが、いけない。スベカラクはベシを豫想して「大事デアル」の意を表現する爲の訓み方だから、それが打消されては思想の辻褄が合はず、矛盾撞着もはなはだしいものとなる。

衆人居富多忘貧。須節儉而勿奢侈。居貴多忘故舊。當存卹而不疎。不疎。歳長多忘父母。宜終身思慕。病愈多忘慎。須安樂常思病苦時。凡自修者。當以不忘始爲誠。(慎思錄)

訓點

衆人居^ハ富^ニ多^ク忘^ル貧^ヲ。須^ク節儉^{シテ}而^{シテ}勿^ク奢侈^ス。居^レ貴^ニ多^ク忘^ル故舊^ヲ。當^ニ存^シ卹^ス而^{シテ}不^ク疎^シ。不^ク疎^シ。歳^ニ長^ク多^ク忘^ル父母^ヲ。宜^ク終身^ニ思慕^ス。病^ニ愈^ム多^ク忘^ル慎^ヲ。須^ク安樂^ニ常^ニ思^フ病苦^ノ時^ヲ。凡^ソ自^ラ修^ム者^ハ。當^ニ以^テ不^ク忘^ル始^ヲ爲^ス誠^ニ。

不^ク疎^シ。歳^ニ長^ク多^ク忘^ル父母^ヲ。宜^ク終身^ニ思慕^ス。病^ニ愈^ム多^ク忘^ル慎^ヲ。須^ク安樂^ニ常^ニ思^フ病苦^ノ時^ヲ。凡^ソ自^ラ修^ム者^ハ。當^ニ以^テ不^ク忘^ル始^ヲ爲^ス誠^ニ。

【語釋】「衆人」一般人をいふ。「居^レ富^ニ」富裕な境遇になること。「貧」貧窮であつた時代をいふ。「居^レ貴^ニ」高い身分になること。「故舊」もとの友人をいふ。昔馴染のこと。「存^シ卹^ス」安否をたづね、慰める。「存問撫卹」の約語である。「存」は「トフ」とよみ、「卹」は「恤」に同じく、「アハレム」とよむ。「疎」疎遠のこと。交際の絶えること。「思慕」思ひなつかしむこと。「愈」病氣の全快すること。「愆」に同じ。「慎」衛生上の注意をすること。

【通解】普通の人は、金持になると大概貧乏であつた時代のことを忘れるものである。それは宜しくない。故に節儉して、奢り贅澤をしないやうにしなければならぬ。又貴い身分になると、大概昔馴染の友人を忘れて顧みない。それは當然さうあるべきでない。故に慰め訪ねて、疎遠にならないやうにしなければならぬ。又歳をとると多く父母の御恩を忘れて仕舞ふものである。それは宜しくない。故に生涯親を思ひ慕ふがよい。又病氣がよくなると、用心を忘れて不養生なことをするものである。それは宜しくない。故に安樂な時に、病氣で苦しんだ時のことを思ひ出して用心することが肝要である。すべて修養に心がける者は、當然の事として始めを忘れないといふことを以て誠とすべきである。

【補説】○「須節儉而勿奢侈」の「而」は、順接であり、「勿」は、ナカルとよみ、禁止の意を表はしてゐる。

○「病愈多忘慎」の「愈」は、イユとよみ、「瘧」に同じきことを知らねばならぬ。○「須」「當」「宜」の三つの指定助動詞が用ひられてゐるから、大體の意は同様であるけれども、よく注意して解さねばならぬ。

構文

重疊法を用ひて居る。

居富多忘貧。須節儉而勿奢侈。
居貴多忘故舊。當存卹而不疎。
衆人 歲長多忘父母。宜終身思慕。
病愈多忘慎。須安樂常思病苦時。

凡自修者、當以不忘始爲誠。(主意)

凡讀史。不徒要記事述。須要識其治亂安危。興廢存亡之理。且如讀高帝紀。便須識得漢家四百年。終始治亂。當如何。是亦學也。(近思錄)

訓點

凡讀史。不徒要記事述。須要識其始亂安危。興廢存亡之理。且如讀高帝紀。便須識得漢家四百年。終始治亂。當如何。是亦學也。

也。

【語釋】「史」歴史。「事述」ことあつたあとかた。事柄の終始の徑路。「述」は、「蹟」に同じ。「記」記憶する。「要」必要とする。「治亂」天下の治まることと亂れること。「安危」安泰と危殆。「且」しばらく譬を引くならばの意。「高帝紀」漢の高祖の本紀。本紀は帝王の歴史である。「復」「即」に同じ。「識得」識り會得すること。「漢家四百年」前漢十二帝二百十四年、後漢十二帝百九十年、即ち二十四帝四百年。「學」學問のこと。近思錄の著者である朱熹の所謂致知窮理の學をいふ。
【通解】凡て歴史を讀むには、たゞ單に事柄のなりゆきを記憶するを必要とするだけではない。更に其の何が故に治まり何が故に亂れたか、何が故に安泰となり、何が故に危殆に陥つたか、何に由つて興り榮えたか、何に由つて廢れ亡んだかの道理を會得了解することを必要としなければならぬ。一寸例をあげるに、漢の高祖の本紀を讀むやうな場合、即ち漢の王室四百年の始めから終りまでの治亂安危は、如何なる理由によつて、當然歸着すべきところに歸着したかを是非會得しなければならぬ。これも亦一つの學問である。

【補説】○「不徒要記事述」の「不徒」の形式に注意を要する。「タダニ」ノミナラズ」とよみ、「單ニ」デアルダケデナク、——「デアル」の意で、累加の意を表はしてゐる。これは「タダ」ノミ」と呼應する限定形式と、「不——」といふ打消の形式とが合して形成されたものである。○「須要識其——」の「須要」は「スベカラク」ヲ要トスベシ」と訓み、「必要トシナケレバナライ」と譯すことに注意を要する。

する。「須要」の如くに、「須」に「要」が添へられる形は度々あるから牢記しておいてほしい。○「且」を「タトヘバ」とよんで、一寸響を引くならばの意に解く。「シバラク」の意から出たものである。○「當如何」は「當ニ如何ナルベキカ」とよみ、疑問の意を表してゐる。

上官屬事於我。我宜要敬慎鄭重。下吏請事於我。我宜要區處敏速。但事非一端。則鄭重愆期。敏速誤事。亦容有之。須善慮其輕重。以從事之爲要。(言志晚錄)

訓點

上官屬事於我。我宜要敬慎鄭重。下吏請事於我。我宜要區處敏速。但事非一端。則鄭重愆期。敏速誤事。亦容有之。須善慮其輕重。以從事之爲要。

【語釋】「屬」に同じ。付託の意。「區處」それ／＼始末處置をつけること。「一端」一筋の意。「愆期」時期をあやまる。即ち期限に遅れること。「慮其輕重」多少時期を延ばしても、鄭重にやるべき事があるし、又多少手落が出来ても敏速を貴ぶ場合もあるから、そこらの緩急輕重の見計ひを前もって考へてといふ意である。

【通解】自分が官吏となつて事務を執る時、上官の者から或る仕事を付託されたならば、是非十分に慎み深く丁寧にしなければならぬ。又、下役人が或る仕事を依頼して来たならば、是非出来るだけ迅速に其の始末をつけてやらなければならない。しかし物事は唯一筋でかると定るものではないから或る時は餘り鄭重にし過ぎて時期を遅らしたり、又餘り急ぎ過ぎては仕損じたりするやうな場合も、亦ないとはいはれない。當然さういふ事もあり得る筈である。そこで先づ十分氣をつけて、事件の重要さの程度と、時期の問題との關係に於ける輕重本末を考量してから、仕事に取掛ることが肝要なことなのである。

【補説】○「宜要」ヲ「宜シク」ヲ要トスベシ」と訓み、「要」の字があるので指定の「宜」の意が強められ、「ソレガ宜シイカラ、ゼヒサウシナケレバナラヌ、サウスル必要ガアル。」の意に譯す。○「事」非端の「非」にザレバを送つて「非ザレバ」と訓むのであるが、これは「一端デハナイカラ」の意で既定を表示するものである。假定の「バ」とは異ふから、よく考究する必要がある。○「容有之」は、「マサニコレ有ルベシ」と訓む。「容」を「マサニ」ベシ」と一字で再讀することに注意を要する。○「須」は、「ガ肝要デアアル」の意に譯すのがよい。

構文

對偶法によつて居る。

上官屬事於我、我宜要敬慎鄭重。
下吏請事於我、我宜要區處敏速。

第六章 指定形

但事非一端、則鄭重愆期、敏速誤事。亦容有之。

須善慮其輕重、以從事之爲要。

第七章 限定形

限定形は、物事の程度又は分量を限定する事を表す文の形式で、次の四種の場合がある。

- (一) 副詞(ヒトリ)「獨・特」を用ひる場合。
- (二) 副詞(タダ・タダニ)「唯・惟・只・但・止・第・徒・直・特・獨・祇・壹・翹・實」を用ひる場合。
- (三) 歇尾詞(ノミ)「耳・已・而已・爾・而已矣・已矣」を用ひる場合。
- (四) 「自非ニ」の形を用ひる場合。
- (五) 限定副詞の上に否定詞が来る場合。(否定形の項参照)

〔突〕

獨〔特〕□□□

ただ單に(それ)だけである。

獨〔特〕□□□耳〔已〕而已〔爾〕已矣〔而已矣〕

「獨」「特」は一般副詞と同様に修飾すべき語の眞上に置く。共にヒトリと訓み、之に呼應して「ノミ」を以て結ぶことになつて居る。即ち「ヒトリ」ノミの形をとつて、意味が限定されて「タダ單ニ(ソレ)ダケデアル」「ヒトリ」ダケダ「ソレダケデ單獨ニ」の意となり、唯一無二を表す。しかし、歇尾詞に「耳」「已」「而已」「爾」「已矣」「而已矣」等がある時は、此等をノミと訓むことになるので、ノミを送る必要のないことは勿論である。又、「特」は「獨」に同じである。しかし、ニを送つて「タダニ」と訓むこともあるが、「トクニ」と誤讀し易いといふこともあり、成るべくはヒトリと訓んだ方がよい。

趙惠文王子孝成王立。秦伐韓。韓上黨降於秦。秦攻趙。廉頗軍長平。堅壁不出。秦人行千金爲反間。曰。秦獨畏馬服君趙奢之子括爲將耳。王使括代頗。(十八史略)

訓點 趙惠文王、子孝成王立。秦伐韓、韓上黨降於秦。秦攻趙、廉頗軍長平、堅壁不出。秦人行千金、爲反間、曰、「秦獨畏馬服君趙奢之子括爲將耳。」王使括代頗。

【語釋】「上黨」郡の名で今の山西省に在り。【廉破】趙の名將。【長平】郡の名で山西省に在り。【堅壁】城壁を堅固に守ること。【行千金】澤山の金銭を使ふこと。【反間】敵の間者(スパイ)を反つて我が方に利用する。【馬服君】趙奢が功を立てて王から賜はつた號。

【通解】趙の國では、惠文王の子の孝成王が位に即いた。この時、秦が韓を伐つたので、韓の上黨郡の民は、秦に降参しないで、反つて趙に降つたのでした。秦の軍は、鋒先を轉じて、趙を攻めた。趙の大將たる廉頗は長平に兵陣を布き、城壁を堅固に守り、出て戦はなかつた。そこで、秦人は大金を遣つて趙の間諜を買収し、君臣を離間させる策をとつて、「秦の國で畏れてゐることは、ただひとり馬服君趙奢の子の趙括が、大將となることだけである。」といひふらした。ところが、孝成王は輕卒にも之を信じ、括を大將にして廉頗に代らせた。

【補説】○「軍長平」の「軍」にスを送つて動詞とする。○「秦獨畏馬服君趙奢之子括爲將耳」の「獨」耳は、限定の形式で、「ヒトリ」ノミ」と訓み、「他ニハ何モ畏レルモノハナイガ、タダヒトツ」ダケヲ畏レル」の意である。○「使括代頗」は使役形式の一である。

爲朝進而言曰。臣大戰二十。小戰二百。以芟鋤九國。以小擊衆。每利夜攻。臣請今夜襲高松殿。火其三方。而要之一面。其善戰者。獨有臣兄義朝。而臣一矢斃之。至如平清盛輩。臣鎧袖一觸。皆自倒耳。

(日本外史)

訓點 爲朝進而言曰。臣大戰二十。小戰二百。以芟鋤九國。以小擊衆。每利夜攻。臣請今夜襲高松殿。火其三方。而要之一面。其善戰者。獨有臣兄義朝。而臣一矢斃之。至如平清盛輩。臣鎧袖一觸。皆自倒耳。

【語釋】「爲朝」源爲朝。鎮西八郎と稱してゐた。【芟除】草をかり盡くすやうに平定すること。【九國】九州。【火】火をつけて焼くこと。【要】待ち設けること。【鎧袖一觸】鎧の袖がちよつとさきはる。

【通解】保元の亂に當り、爲朝は進んでいふ事には、自分は今までに大戰は二十回、小戰は二百回もやりまして、九州を平定しました。其の經驗によれば、小勢で多勢を撃つのは、いつも夜襲がきゝめがあります。それで自分は今夜高松殿を襲撃してその三方を焼き、一方の口を開けて之を要撃したう御座います。其の際よく戦ふ者は、ただ私の兄の義朝が居るだけのことで、然し自分は一矢をもつて之を斃してしま

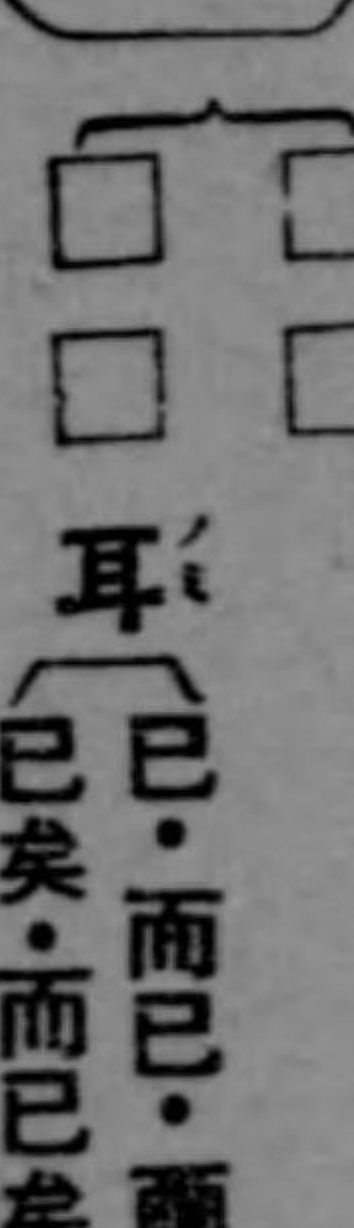
ひませう。平清盛輩の如きは、自分の鎧の袖が一度觸れば、自然に倒れるだけの弱いものなのであります。」と。

【補説】○「獨有臣兄義朝」の「獨有」は、「獨り——有ルノミ」と限定形に調み、限定語詞「獨」に呼應して「有に」ノミを送ることを忘れてはならない。○「而臣一矢斃之」の「而」は「然」と同じで、「シカレドモ」と訓み、レドモを送る。「一矢」には意味の上からモテを送ることに注意すべきである。「斃」は推量形にしてンを送る。○「鎧袖一觸、皆自倒耳」の「一」にはタビを送る。「觸」にはレバを送り、假定形に調む。随つて「倒」を推量にしてンを送り、「耳」を以て之に呼應することになる。「鎧袖一觸」は剛強なものが、柔弱な者をしてんで問題にしない場合に使ふ語。よく記憶しておいていたゞき度い。

〔容〕

唯^{ダニ}

惟只・但・止・第・徒・直・特・獨・祇・壹・翅・壹



ただそれだけである。

「唯」以下の十四は、全部「タダ」「タダニ」と調む限定副詞であつて、タダだけを送る。しかし時としては「ダニ」を送ることもある。そして之に呼應して「ノミ」を以て結び、意味を限定することになつて居る。歌尾詞として「耳」「已」「而已」「爾」「已矣」「而已矣」等があれば、此等を「ノミ」と調んでゆくが、此等の歌尾詞がない場合には、必ず文の何處かに「ノミ」を送らねばならないといふ原則を牢記しておいていたゞき

度い。又、列挙した十四の副詞は、皆「タダ」「タダニ」と一様に調み、其の意味は大體は「タダツレダケデアル」位の思想であるが、それによつて少しづつ、の相違がある。

「唯」・「惟」ツレバカリ。「タダヒトリ」・「他ニハナイ、コレダケ」。

「只」コレダケ。「他ニハトニカク、タダ」の意。「唯」に似てゐるがやゝ意が軽い。

但」總體ハ同ジデアルガ、或點ダケサウデハナイ「タダココバカリハ違フ」の意。「特」よりは稍々軽い。「タダシ」とは調まないことに注意。

止」ツマルトコロコレダケ

第」先ゾ何デアラウトモタダ「セヨ」の意。「但」に似てゐる。

徒」ムダニ「何モナシニタダ」「タダツレバカリ」と譯し、空の意である。

直」タダチニズツト「タダチニソノヤウニ」の意で、「但」に近い。

翅」「壹」二字同義で「タダニ」と調まれることが多い。

「祇」「壹」この二字は、「第」「但」に似てゐる。

曹操 一日從容謂劉備曰。今天下英雄。唯使君與操耳。備方食。失匕筋。值雷震。詭曰。聖人云。迅雷風烈必變。良有以也。(十八史略)

訓點

曹操一日從容謂劉備曰、「今天下英雄唯使君與操耳。」備方食、失匕筋、值雷震、詭曰、「聖人云、「迅雷風烈必變。」良有以也。」

【語釋】「從容」悠然と落着いた様子。「使君」漢代に、刺史の役を稱して「使君」といふ。時に備は豫州の刺史であつた。「方」恰度その時。「匕筋」匕は匙、「筋」は箸に同じ。食物をすくひとる具。

【値】遇ふ。「雷震」大雷。「詭」偽に同じ。「迅雷風烈必變」は、かみなりや烈しい風の時は、きつと容貌を變へるの意。論語にある孔子の言葉。「良有以也」誠に理由があるの意。

【通解】曹操が、或る日悠々と落着き、劉備に向つて、「現今の天下に於ける英雄は、たゞ御身と自分とだけであるわい。」と曰つた。備はその時に恰度食事中であつたが、思はず知らず手から箸を落したが、折から鳴りひびく雷鳴にまぎらせて、偽つて曰ふには、「聖人は、「疾迅に鳴る雷や、烈しく風の吹いて來る時は、きつと容貌を變へるものだ。」といつてゐるが、誠に尤もなことである。」と。

【補説】○「唯使君與操耳」の「唯」耳は限定形式の原則的なものである。「タゞ二人ダケデ、他ニハ誰モキナイ」の意である。○「方食」は、「マサニ食シ」と訓む。或は「方」をアタルと訓んで、「方食」としてもよい。○「迅雷風烈必變」は、引用句であるから、特に管到に注意しなければならない。論語の郷黨篇にある。孔子の語である。○「良有以也」は、「マコトニユエ有ルナリ」と訓む。「良」と「以」のからした特別の訓み方をはつきりと頭に入れて置いていたゞき度い。

夫南面而聽天下。其所託重而恃力者。惟相與將耳。相爲天子得人於朝廷。將爲天子得文武士於幕下。求内外無治。不可得也。

(文章軌範・韓愈・送溫處士赴河陽軍序)

訓點

夫南面而聽天下、其所託重而恃力者、惟相與將耳。相爲天子得人於朝廷、將爲天子得文武士於幕下、求内外無治、不可得也。

【語釋】「南面」天子の御座所の方向。臣位は北面する。「託重」國事の重任をまかすこと。「力」權力。

【相】宰相。「人」人材。「將」將軍。節度使。「文武士」文武兩道を具備せる人。「幕下」幕府の中。「内外」内は朝廷、外は郡縣をいふ。

【通解】かの天子が南面して、天下の政務を聽かれる上に於て、其の重要な國事をまかせ、其の力として恃み得る者は、たゞ宰相と大將とだけで、他には誰一人とてもない。故に宰相は天子の爲に人材を朝廷に擧げ用ひ、大將は天子の爲に文武の伎倆ある者を幕下に擧げ用ひたならば、内なる朝廷も外なる郡縣も、治まらぬやうに思つても、治まらざるを得ないのである。

【補説】○前に「相」と「將」とを對舉して論じ、後に「内外」の二字を以て相と將とに照應させて論斷

してゐることに注意を要する。又對舉照應の關係上、文の構成に對偶法式を用ひてあることに着眼されたい。○「惟相與將耳」の「惟」耳は、單なる限定形式であり、「タダ」ダケ「ニスギナイ」の意である。「得文武士於幕下」の「得」にバを送つて假定の條件を示す形とする。○「求内外無治」に於て、「求」に「トモ」を送つて背反連接の意を表すやうにする。

構文

對偶法によつてゐる。

夫南面而聽天下、其所而者、惟相與耳。
特力 託重 相 與 耳

相爲天子得人於朝廷、將爲天子得文武士於幕下、求内外無治、不可得也。

孟子曰。矢人豈不仁於函人哉。矢人惟恐不傷人。函人惟恐傷人。巫匠亦然。故術不可不慎也。(孟子・公孫丑上)

訓點

孟子曰、矢人豈不仁於函人哉。矢人惟恐不傷人、函人惟恐

傷人。巫匠亦然。故術不可不慎也。

【語釋】「矢人」矢を作る職人。矢別師。【函人】鏝を作る職人。具足師。【巫匠】「巫」は、ミコ。人の病氣全快を神に禱るもの。「匠」は、棺を作る者。【術】職とする術業。

【通解】孟子がいふには、「矢別師は、どうして具足師より不仁なことがあらうか。然るに矢別師は、ただ自分の作つた矢が弱くて、人を傷つけることが出来ないのではなからうかといふことだけを心配し、具足師はただ自分の作つた鏝などが弱い爲に矢や刃が通りささつて、人を傷つけはしまいかといふことだけを心配する。これは矢人や函人ばかりではなく、巫女は神に禱つて病魔・災難を破つて、人命を全うすることに努力し、棺工は其の賣行きの早きを望むために、自然と人の死を待望することになる。尤も人の天性が別に相反してゐるものではなく、其の術業の如何に由つて其の心の仁不仁に違ひがあるのである。故に職とする術は、慎重に選擇しなければならぬのである。」と。

【補説】○「矢人豈不仁於函人哉」の「豈」哉は、反語の一形式。「不仁於函人」は比較形で、前置助詞「於」をヨリとよむ。○「惟恐不傷人」「唯恐傷人」の「惟」に呼應して「不傷」にノミを送り、「タダ」キツツケザランコトヲノミ、「タダ」キツツケンコトヲノミと訓むことに注意が要る。

構文

孟子曰、

矢人豈不仁於函人哉。

矢人惟恐不傷人、
函人惟恐傷人。 巫匠亦然。

故術不可不慎也。(主意)

人不能百歲。只當志在不朽。志在不朽。則業不朽。業在不朽。則名不朽。名在不朽。則世世子孫亦不朽。(言志乘錄)

訓點

人不能百歲。只當志在不朽。志在不朽。則業不朽。業在不朽。則名不朽。名在不朽。則世世子孫亦不朽。

【語釋】「世世」代々に同じ。一世は三十年をいふ。

【通解】人の生命は、百歳の長壽を保つことは容易に出来るものではない。だから、たとひ肉體は亡んでも、ともかく、ただ崇高な志だけは永遠に存在し得るやうにしなければならぬ。崇高な志が永遠に存在すれば、随つて其の人の業績も亦志と共に永遠に生きるのである。業績が永遠に存在すれば、随つて其の人の名も亦永生するのである。名が永遠に存在すれば、其の人の子孫代々も亦永生することになるのである。

君子則不然。所守者道義。所行者忠信。所惜者名節。以之修身。則同道而相益。以之事國。則同心而共濟。終始如一。是君子之朋也。故爲

【補説】〇「只當志在不朽」は、限定副詞「只」によつて、「志」にハミを送らねばならない。「當」は

「當然」シナケレバナラヌの指定形を示したものである。〇「世」は三十を意味する。即ち、二十の場合、十を二つ合せて廿(左の十の縦棒の下が右に曲つて七となつて「廿」となる)の字となり。三十の場合、此の廿(廿)の左に更に十を加へて卅即ち卅となす。は世に同じである。支那古代では、「四十曰強。仕」といつて、四十歳になつてはじめて仕官し、七十才で隠居する。それで、はたらく期間は三十年である。かういふ點から、三十年を以て一世とするといふやうになつたのである。

構文

承選法によつて居る。

人不能百歲。只當志在不朽。

志在不朽。則業不朽。

業在不朽。則名不朽。

名在不朽。則世世子孫亦不朽。

人君者。但當退小人之僞朋。用君子之眞朋。則天下治矣。

(文章軌範・歐陽脩「朋黨論」)

訓點

君子則不然。所守者道義、所行者忠信、所惜者名節。以之修身、則同道而相益、以之事國、則同心而共濟、終始如一。是君子之朋也。故爲人君者、但當退小人之僞朋、用君子之眞朋、則天下治矣。

【語釋】「所守」心にとり守ること。「道義」道德と義理。「所行」身に實踐すること。「忠信」「忠」は、心の誠を意味し、君に事へる道であり。「信」は、言葉に僞りのないことで、友に交る道をいふ。「名節」名義と節操をいふ。「共濟」とも「にすくひ合ふこと」。「濟」は、救済すること。「終始如一」始めから終りまで同一である。同様である譬へ。「小人」下らない人。つまらない者。「君子」に對していふ。「僞朋」僞りの朋黨。「朋」は、仲間。「眞朋」眞の朋黨。「僞朋」に對する。

【通解】有徳の君子はさやうではありません。心に操り守る所は道德と義理とであり、身に實行する所は君に忠、朋友に信といふことであり、惜んで大切にする所は名義と節操とであります。君子は此の三つの者を同じうして居りますから、退いて身を修める時は、互に道と同じうして相益し、進んで國に仕へる時は、互に心と同じうして共に國家の大事を救済し、其の交りは始めから終りまで全く同様であつて、少しも變

ることはありません。これが君子の朋と申すものであります。故に人君たる者はたゞ小人の僞朋を避けて、君子の眞朋を用ひるのが當然のことであるから、それだけは爲さなければなりません。さやういたしますならば、天下は必ず治まることとございませう。

【補説】○「忠信」の「忠」は中心二字の合字で、「ココロノマコト」を意味し、「信」は人言二字の合字で、「言葉ノマコト」即ち言葉に僞のないことをいふ。○「終始如一」の句は、普通世人の用ふるものであるから注意の必要がある。○「是君子之朋也」の「是」は、「コレ」ナリ」とよみ、理由を説明する一形式である。○「但」は、タダとはよむけれどもタダシとよむことは國文のことで、漢文では用ひないことになつてゐる。限定の意の副詞である。そして、「他ハトモカク、タダコレダケハ」の意を含めて解する必要がある。○「則天下治矣」の「則」の上に「然」が省略されてゐる。「然則」となるところである。斯かる場合の「則」は、上句を承けて、「サスレバ則チ」と訓むのがよい。此の場合の「矣」は、テアラウト譯して推量の意とする。

構文

構成を見ると、對偶法式と重疊法式とに據つてゐることに着眼するを要する。

所守者道義、所行者忠信、所惜者名節。
以之修身、則同道而相益、以之事國、則同心而共濟、終始如一。是君子之朋也。

故爲人君者當、退小人之僞朋、
用君子之眞朋、則天下治矣。

131

夫人之情。易發而難制者。惟怒爲甚。第能於怒時。遽忘其怒。而觀理之是非。立可見外誘之不足惡。而於道亦思過半矣。(近思錄)

訓點

夫人之情、易^ク發^シ而難^ク制^ス者、惟^ニ怒^ヲ爲^シ甚^ク。第^ニ能^ク於^テ怒^ノ時^ニ、遽^ニ忘^ル其^ノ怒^ヲ、而^{シテ}觀^ス理^ノ之^レ是^レ非^ヲ、立^チ可^ク見^ル外^ニ誘^ハ之^レ不^レ足^レ惡^ム。而^{シテ}於^テ道^ニ亦^チ思^フ過^シ半^ニ矣。

【釋釋】「情」こころ。「易發」おこり易いこと。「難制」抑制し難い。「外誘」外から誘發するところの物事。「道」聖賢の道。「立」直ちに。「思過半」一寸思ひ考へるだけでも大體は分るの意。

【通解】かの人の中に於て、起り易くて抑制し難いものは、ただ怒を一番とする。然しただよく怒る時に、遽に其の怒を忘れて、道理の正しいか正しくないかを觀察したならば、直ちに外から誘發するものの惡むに足らないことが分るであらう。そして聖賢の道に於ても、亦既に思ひ得ることが多いであらう。

【補說】○「夫人之情」の「夫」は、カノと訓む。「ソレ」と訓むのはよくない。○「易發而難制」の「而」は順接である。○「惟怒爲甚」の「惟」は限定副詞であるから、之に呼應して、「怒」にノミを送つて、怒

ヲノミ」とすることに注意を要する。○「立可見外誘之不足惡」の「立」はタチドコロニと訓み、「ロニ」を送る。○「思過半矣」は、「チヨット思ツタダケデモ、得ルトコロハ半分以上アル、即チ得ルトコロガ多イ」の意である。此の語はよく牢記しておくべきである。

構文

對偶法によつてゐる。

夫人之情、

易發而難制者、惟怒爲甚。

第能於怒時、

忘其怒、
觀理之是非、立可見外誘之不足惡。

而於道亦思過半矣。

132

今夫有貸金於人。其人不能還也。則呵責催督之。呵責催督而不獲。則罵詈而絶之。絶之則無復還之道矣。何若姑緩之。俟其可還徐取哉。後世之治民者。徒知呵責罵詈之而已。吾未知其果利於國也。

(日本政記)

訓點

今夫有貸金於人。其人不能還也。則呵責催督之。呵責催督而不獲。則罵詈而絕之。絕之則無復還之道矣。何若姑緩之。俟其可還。徐取上哉。後世之治民者。徒知責呵罵詈之而已。吾未知其果利於國也。

【語釋】「還」返還する。もどすこと。【呵責】きびしく叱り責める。【催督】催促する。「催」は、せきたてる。「督」は、うながすこと。【獲】貸金の返却を得ること。【罵詈】のゝしり。けなすこと。【絶】交りを絶つ。【姑】まあ兎に角一時の意。【緩之】催促するのをゆるめる。

【通解】今こゝに人に金を貸した者があると假定する。其の借りた者が返却することが出来ない時には、其の人を責め立てて嚴重に督促する。責め立てて督促しても貸金が手に戻らないと、悪口をつけて之と絶交する。そこで借り手と絶交すると二度と貸金の還の見込はあまい。それ故、どうして、暫し催促するのを緩めて、其の返却することが出来るやうになるのを俟つて、それから徐ろに取戻すのに越したことがあらうか。それに越したことはないのである。後世の人民を治める者は、たゞむだに人民を責め立てのゝしることを知つてゐるだけである、然し自分は、それが果して國に利益であるかどうかはわからないのである。恐らくは利益はない事であると思ふ。

【補説】○「今夫有貸金於人」の「今」は、假定の意を表はしてゐる。「今假ニ——アツタトスル」の意。○「不能還也」は、「還ス能ハザルヤ」とよみ、「還スコトガ出来ナイ時ニハ」と譯する。○「無復還之道矣」

の「無復——矣」の形式に就いて吟味を要する。「復ビハナイ」、「一度ハアツタガ、二度トハナイ」の意である。「矣」は、デアルの意。○「何若姑緩之、俟其可還、徐取哉」の「何若——哉」は、比較の意の反語である。「不若姑緩之、俟其可還、徐取也」の意となる。「姑」をシバラクとよむことに注意を要する。○「徒知呵責罵詈之而已」の「徒——而已」は、「タダ——ノミ」と呼應して限定の意を表はす。「呵責罵詈」のやうに長い文句の時には上から順に返點を施す。

構文

承選法によつてゐることに注意を要する。

今夫有貸金於人。

其人不能還也、則呵責催督之。

呵責催督而不獲、則罵詈而絶之。

絶之則無復還之道矣。

何若姑緩之、俟其可還、徐取哉。

後世之治民者、徒知呵責罵詈之而已。吾未知其果利於國也。(主意)

孟子對曰。王好戰。請以戰喻。填然鼓之。兵刃既接。棄甲曳兵而走。或

百步而後止。或五十步而後止。以五十步笑百步。則何如。曰。不可。直不百步耳。是亦走也。曰。王如知此。則無望民之多於鄰國也。
(孟子・梁惠王上)

訓點

孟子對曰、「王好戰。請以戰喻。填然鼓之。兵刃既接。棄甲曳兵而走。或百步而後止。或五十步而後止。以五十步笑百步。則何如。」曰、「不可。直不百步耳。是亦走也。」曰、「王如知此。則無望民之多於鄰國也。」

【語釋】「填然」ドドン／＼と打鳴らす太鼓の形容。「鼓」兵は太鼓の音で進軍し、鐘の音で退却することを法則とした。「兵刃」兵は武器、刃も武器。「接」切り合ひが始まること。「棄甲」甲冑を脱ぎ捨てること。「曳兵」武器をひきずつて退却すること。「不可」笑ふべからずの意。

【通解】孟子が梁の恵王にお對へ申上げて、「王様は戦争がお好きですから、戦争に喩へて申しませう。今や戦機が熟し、ドン／＼と進軍の太鼓が鳴り渡り、白兵戦となつて敵味方が火花を散らして切り合つてゐる頃、甲冑を脱ぎ棄て、武器を曳きずつて遁走した者があると假定します。其の中には、百歩逃げて後に止まる者もありますし、或は五十歩逃げて止まる者もあります。其の逃げること五十歩で踏み止まつた者

が、百歩逃げて止まつた者を、『お前は逃げた距離が多いから臆病者だ。』といつて嘲笑したとしましたならば、王様はそれをどう思召されますか。』といつた。王様は、「其の五十歩逃げた者に笑ふ資格はない。たゞ百歩逃げなかつただけで、五十歩でも逃げたことは逃げたのである。」と曰はれた。そこで孟子は、「若し此の理窟が御了解されてゐられるのでしたら、御國の人民が鄰國の人民より多くならないことを望まれても、それは無理でありませう。何となれば、王様の政治は小さな恵政で、眞の王道から見ますと、鄰國の政治も御國の政治も畢竟大同小異であるからであります。」と申上げた。

【補説】○「填然鼓之、兵刃既接、云々」は、譬喩である。「鼓」は「ツツミウツ」と調み、動詞の場合に用ひ、「鼓」は太鼓といふ名詞の場合に用ひる。字がよく似てゐるから、混同しないやうに旁に注意しなければならぬ。○「直不百步耳」の「直」耳は、限定の一形式で、「タダ」ダケの意を表してゐる。○「是亦走也」の「是」也は、理由を説明する一形式、「コレハ」デアルの意を表はす。○「王如知此」は「如シ」バとなつて、假定条件を表してゐる。「如」は、モシとよみ、假定の接續詞である。○「無望民之多於鄰國也」の「無」は、ナカレとよみ、禁止の意を表はし、「多於鄰國」は、「形容詞・前置・助詞・名詞」の排列であつて、比較形式をなし、「鄰國」にヨリを送る。「鄰」は「隣」に同じ。○「以五十步笑百步」は、「似タリヨツタリ」の意味に用ひる。「五十歩百歩」といふ熟語の出典である。

構文

次の部分は對偶法をなしてゐる。

或百步而後止、
或五十步而後止、
以五十步
笑百步
則何如。

秦攻趙邯鄲。平原君求救於楚。擇門下文武備具者二十人。與之俱。得十九人。毛遂自薦。平原君曰。士處世。若錐處囊中。其末立見。今先生處門下三年。未有聞。遂曰。使遂得處囊中。乃穎脫而出。非特末見而已。平原君乃以備數。十九人目笑之。(十八史略)

訓點

秦攻趙邯鄲。平原君求救於楚。擇門下文武備具者二十人。與之俱。得十九人。毛遂自薦。平原君曰。士處世。若錐處囊中。其末立見。今先生處門下三年。未有聞。遂曰。使遂得處囊中。乃穎脫而出。非特末見而已。平原君乃以備數。十九人目笑之。
【語釋】趙の都、今の直隸省邯鄲縣。【平原君】趙の恵文王の弟、公子勝。平原に封ぜられて平原君といふ。食客を養ふこと數千人であつた。當時食客を好んだ孟嘗君・春申君・信陵君等と共に戰國四公子といふ。

子の一人である。【門下】其の家に寄寓する者、即ち食客のこと。所謂門下生とは異なる。【備具】そなへる。【自薦】自己推薦をすること。【處】居る。【末】穂先。【見】顯はる。【聞】評判すること。【穎脫】穂先の突き出ること。【穎】は、稻のノギ(芒)。こゝでは錐の穂先をいふ。【脱】は、突き出ること。【穎】に就いては異説があるけれども省略する。【數】人數。【目笑】聲を出さずに目と目と見合せて冷笑すること。

【通解】秦が趙の都の邯鄲を攻めたので、平原君は援兵を楚から求めようとした。そこで多數の食客の中、文學武藝をそなへて秀でた者二十人を選んで、それを連れて行かうとし、十九人だけはあつたが、まだ一人不足した。其の時食客であつた毛遂といふ者が、自分から人數の中へ入れて貰ひたいと申し出た。そこで平原君が、すぐれた人物が世に居るのは、丁度錐が囊の中にあるやうなもので、其の穂先が忽ち外へ突き出す筈である。然るに先生は私の家に三年も居られるが、まだこれといつて目立つたことを聞いたこともないが、といつて怪んだ。毛遂は、もし私を囊の中へ入れさへしたならば、穂は全部突き出てしまふでせう。たい單に先だけ一寸出る位のことではありません。と豪語した。平原君もそれではといふので毛遂を人數に加へた。他の十九人は、毛遂の圖々しさに目と目を見合せて冷笑した。

【補説】○「與之俱」の代名詞「之」は選抜した二十名の門下を受ける。「俱」にセントを送ることに注意を要する。○「若錐處囊中」は直喩法による譬喩である。上に恰も又は丁度を添へて解く。○「其末立見」の代名詞「其」は錐を指示する。「立」にチドコロを送る。○「使遂得處囊中乃穎脫而出」は、隱喩法による

る譬喩である。即ち「處囊中」は、其の實力を現はすべき地位と機會とを與へることを含めていつてゐる。「乃」は、カ、ヘツテの意にとる。「使」は、「使メバ」とよんで、使役形の假定で、「サセタナラバ」の意である。○「非特末見而已」の「非特」而已は、限定の一部否定の意を表はし、「タダダケデハナイ」の意である。○「平原君乃以備數」の「以」の下に目的語「之」が省略されてゐる。「乃」は、ソコデの意にとる。

135

人各有好尚。以我好尚。爭彼好尚。究不見眞是非。大抵事不干眞是非。則任彼好尚。亦有何妨。乃曉曉憑己。以角爭銖銖。祇見局量之小。

(言志晚錄)

訓點

人各有好尚。以我好尚。爭彼好尚。究不見眞是非。大抵事不干眞是非。則任彼好尚。亦有何妨。乃曉曉憑己。以角爭銖銖。祇見局量之小。

【角爭】 相争ふこと。くらべ争ふこと。【銖銖】 些細な事。【銖】 も量の名。二十四銖が一兩、八兩が一銖となる。共に微細な重さをいひ、轉じて物の些小の意とする。【局量】 器局度量をいふ。

【憑】 人には各自好きこのみがあるものである。故に自分の好きこのみを以て、他人の好きこのみに比べて見てそれを非難したりすることは、畢竟眞の是非はわからない。大抵人事で眞の是非に關係しないことならば、他人の好きこのみに任せたにしても、本何の妨があらうか、何の妨もないのである。然るに口喧しく云つて、自分を善なる標準として、微細な點に就いて他人と相争ふのは、たゞ其の人の度量の小さいことが分るだけで、つまらないことである。

【補説】 ○「事不干眞是非、則任彼好尚、亦有何妨」に於て、「ンバ、トモ」となる關係に注意を要する。「ンバ則チ」となつて假定條件を表はし、「トモ」となつて背反の意を表はし、何ノ妨カアラン」となつて反語をなしてゐる。○「乃」は、カ、ヘツテの意に解する。○「祇見局量之小」の「祇」は、ノミの關係に注意を要する。「タダ」ダケの意で限定形式の一である。「祇」は、タダとよみ、限定の副詞であるから、「ノミ」を「見」に送ることを忘れてはならない。

〔六〕 □□耳而已。爾也。已矣。而已矣。而已矣。

——だけである。

「耳・已・而已・爾・也・已・矣・而已矣」は、皆「ノミ」と調み、敬尾詞として用ひられる。そして限定

形の概説の處で述べたやうに、各々によつて多少意味の相違はあるが、「ソルダケデアル」、「ソノ外ニハナイ」、「コレバカリチャ」の意味を示すものである。大體は、

「耳」は「ソレダケ」の意で強勢の趣が主である。

「已」は「ソノ外ニハナイ」、「ソレデスム」の意を表し、耳よりは意が軽い。強勢にも限定にも用ひる。

「而已」は「ジイ」と音讀し、其の約音がジであるから、耳(音ジ)に通じをあてて「ミ」と訓み、「サウシテソレデスム」、「サウシテソノ外ニハナイ」の意を表し、限定の趣が主である。

「爾」は音ジで、「耳」に通じて「ミ」と訓み、其の物を指し定めて、「コレバカリチャ」の意で、「耳」よりやゝ重い。

そして「也已」、「而已矣」等敬尾詞の重用されたものは、右の區別に立脚して、それに他の重加された敬尾詞の趣を加味して考へればよいのである。

特に注意を要することは、「ノミ」に限定の意の場合の外に、指定・断定の意を表して、「——デアル」「——ナノデアル」と解することのあることである。限定か、指定・断定かについて、よく原文の思想について判別しなければならない。

是故。所欲有甚於生者。所惡有甚於死者。非獨賢者有是心也。人皆有之。賢者能勿喪耳。(孟子・告子上)

是故。所欲有甚於生者。所惡有甚於死者。非獨賢者有是心也。人皆有之。賢者能勿喪耳。(孟子・告子上)

訓點

是故。所欲有甚於生者。所惡有甚於死者。非獨賢者有是心也。人皆有之。賢者能勿喪耳。

【語釋】「是心」 義を欲し、不義を惡む良心。【喪】 亡失すること。

【通解】 かういふわけだから、生を願ひ望み、死を惡み嫌ふのは、人間の常情であるけれども、汚れない良心から之を觀る時は、其の願ひ望むものは、生よりも更に甚だしいものがある。即ち義がそれである。又其の惡み嫌ふ所のは、死よりも更に甚だしいものがある。即ち不義がそれである。たゞ獨り賢人だけに此の生を欲し、死を惡む所の良心が有るといふわけではない。世の人々には誰にでも有るのだ。だが、しかし、ただ賢人だけが能く此の良心を持ち守つて、喪失することがないのである。

【補説】 ○「是故」は「コノユエニ」と訓む。「是以(ココヲモツテ)」も亦同じ。○「甚於生」「甚於死」は比較形式の一で、「於」は比較を示す前置助詞だからヨリと訓み、「生」「死」にヨリを送らねばならぬ。○「非獨賢者、有是心也」の「非獨」は「否定助動詞+副詞」の形で、「一部否定を示し、「獨り」——「ノミニ非ズ」と訓み、「タダヒトリ」——「デアルダケデハナイ、他ニモ亦——アル」の意であることを注意しなければならぬ。そして「賢者」に「ノミ」を送ることを忘れないやうに。○「勿喪耳」は、「喪フコトナキノミ」と訓み、單なる否定と、指定との兩形式を表してゐる。

構文

簡単な對偶法によつて居る。

是故 所欲有甚於生者、
所惡有甚於死者。

非獨賢者有是心也。
賢者能勿喪耳。
人皆有之。

137

蒲生氏郷曰。使我受封中原。雖小國。足以圖霸矣。今乃棄於邊陲。無復能爲已。是以泣。信斯言也。豐公之疑。亦非無謂。(近古史談)

訓點

蒲生氏郷曰。使我受封中原。雖小國。足以圖霸矣。今乃棄於邊陲。無復能爲已。是以泣。信斯言也。豐公之疑。亦非無謂。

【語釋】「封」領地。「中原」中國の地で京師に近い地方。「霸」はたがしら。「邊陲」都から遠くはなれた邊鄙なほと。國のはて。こゝは會津を指す。「豐公」豊臣秀吉。

【通解】蒲生氏郷が曰ふには、「自分を近畿地方の大名に任じて呉れてあつたとしたならば、それがよしや小國であつても、天下の旗頭となり得るのに十分であつたらう。だのに今は卻つて僻遠の地の會津に棄

てられてしまつた。これでは二度とは事をなすことは出来ないで、此のまゝで終つてしまふだけである。これが残念であるから泣くのである」と。若し此の言を事實であるとすれば、豊臣秀吉が氏郷に謀叛心があるのではないかといふことを疑つたのも、亦無理のないことである。

【補説】○「使我受封中原雖小國足以圖霸矣」の「使我受封中原」は、使役の形をとつた假定形である。隨つて、「バ」を「使」に送らねばならぬ。「雖小國」は、上の假定に對する條件であり、之に呼應して推量の「ン」を以て「足ラン」と結んでゐる點に注意され度い。○「無復能爲已」の「無復」は、「否定助動詞+副詞形」ので、積極的否定即ち全部否定の形式である。「已」は「ミ」と訓み、「外ニハナイ、コノママデ終ツテシマフ」と解し、限定形を表すものである。○「是以」は「ココロモツテ」又は「コノユエニ」と訓む。「コレヲモツテ」と訓んでは誤りである。○「信斯言也」は假定形として、「信」にセバを送り、「信ナリトセバ」と訓む。

138

子曰。若聖與仁。則吾豈敢。抑爲之不厭。誨人不倦。則可謂云爾已矣。公西華曰。正唯弟子不能學也。(論語・述而篇)

訓點

子曰。若聖與仁。則吾豈敢。抑爲之不厭。誨人不倦。則可謂云爾已矣。

爾已矣。公西華曰、正唯弟子不能學也。」

【語釋】「聖」聰明睿智で、人格の最高の人をいふ。「抑」思ふにの意。「爲」學ぶ。「厭」あきること。

【傳】教へ導く。音「クワイ」。「云爾」斯くの如くに左様に。「公西華」孔子の弟子。「正唯」言ふ所の如きはの意。「弟子」衆くの弟子を指す。

【通解】孔子が、「聖とあがめられ、仁と尊ばれるやうな立派な名に、自分の如きものが、どうして當ることが出来よう。しかし自分は、此の聖と仁に至ることを學んで、厭きることなく、聖と仁との道を人に教へて倦まないといふ、ことだけは、自分の能くするところで、此の如く然りといふことが出来よう、此の外に何の稱すべきものがあらうぞ。」と曰はれた。そこで弟子の公西華が、「たゞ先生の學んで厭かず、辭へて倦まないといふことだけが、吾等弟子の學ぶことの出来ないことなのであります。」といった。

【補說】○「若聖與仁」の「若」をゴトキと訓むことに心すべきである。○「爲之」の「爲」をマナブと訓むことは珍らしいことであるから、はつきり記憶しなければならぬ。○「可謂云爾已矣」の「云爾」は二字でシカリと訓み、「然」と同様の意義に解する。歇尾詞「已矣」はノミと訓み、「コレダケデ、他ニハ何モナイ」といふ限定の意を表してゐる。○「正唯弟子不能學也」の「唯」は限定副詞であるから、之に呼應して、「不」にノミを送つて、「ザランノミ」と訓むことに注意を要する。

孟子曰、仁人心也。義人路也。舍其路而弗由、放其心而不知求、哀哉。人有雞犬放、則知求之。有放心而不知求、學問之道無他、求其放心而已矣。(孟子・告子上)

訓 點

孟子曰、「仁、人心也、義、人路也。舍其路而弗由、放其心而不知

求、哀哉。人有雞犬放、則知求之。有放心而不知求、學問之道無

他、求其放心而已矣。」

【語釋】「仁」人の天から稟けた心の徳。「義」事を行ふに宜しきに合ふをいふ。「舍」捨に同じ。「放」其

物欲に蔽はれて、仁心を放逸すること。

【通解】孟子が曰ふに、「仁は人の心であり、義は人の路である。即ち、人間本然の心が仁であり、人とて當然蹈むべき道が義である。然るに世の人は、その當然の路たる義を捨ててそれに由らず、その本然の心をどこかへやつて了つて、探し求める事を知らない。實になさけない次第だ。世の人は雞や犬がどこかへ行く事があれば、それを探し求める事を心得てゐるが、自分の心がどこかへ行つてしまつてゐるのに、それを探し求めることを知らないのは、物の輕重が分らぬにも程がある。といはねばならない。學問の

道といふのは外ではない。ただどこかへ行つてゐる本然の心を探し求めるといふの外には何もないのだ。吾々は古來の聖賢の教を學んで、そこから吾々自らの放心した心を探して來る外はないのである。」と。

【補説】○「舍其道而弗由」放其心而不知求の「而」は順接。○「人有雞犬放」の「有」にバを送つて假定形にする。そして、「放」は意味の上から受身形にしてル、を送つて、「放タルル」と訓まねばならぬ。○「有放心而不知求」の「有」にはモを送り逆接背反の意にする。随つて「而」は逆接を示すものとなる。○「而已矣」の三字でハミと訓む。「已」や「而已」より意味が強い。

構文

對偶法によつて居る。

孟子曰。

仁人心也。

義人路也。

舍其道而弗由。

放其心而不知求。

哀哉。

有雞犬放、則知求之。

有放心、而不知求。

學問之道無他、求其放心而已矣。(主意)

孟子曰。原泉混混。不舍晝夜。盈科而後進。放乎四海。有本者如是。是之取爾。苟爲無本。七八月之間。雨集。溝澮皆盈。其涸也。可立而待也。故聲聞過情。君子恥之。(孟子・離婁下)

訓點

孟子曰、「原泉混混、不舍晝夜。盈科而後進、放乎四海。有本者、如是。是之取爾。苟爲無本、七八月之間、雨集、溝澮皆盈、其涸也、可立而待也。故聲聞過情、君子恥之。」

【原泉】源ある水の意。「原」は源の古字。「混混」は「滾々」に同じ。水の湧出する状況。「不舍晝夜」晝夜間断なく流れてやまぬこと。「不舍」は「オカズ」「ステズ」「ヤメズ」の何れに訓んでもよい。【科】坎に同じ。地の窪んだ所。「放」達する。「七八月」周の七八月は陰曆の五六月にあたる。【溝澮】田間の水路。「溝」は小さく、「澮」は大きい。【可立而待也】虚名の長久なる能はざるの喩。【聲聞】名譽。名聲。【情】「實」に同じ。實情のこと。【通解】孟子がいふには、「元來水源のある水は、滾々として晝夜間断なく流れてやまず、流れゆくにつれ

て窪地があると、それを一杯に合しては又進み流れ、終には四方の大海に達するものである。凡て本源のある水は、此のやうなものである。孔子が水を讚美したのは、此の美をとつただけのものなのである。然しかりにも、本源のない水になると、七八月の頃に雨水が集つて、田間の水路は皆溢れ流れるものである。けれども一旦雨がやみ、水の潤れるに當つては、その潤れ方の速かなことは立つて待つてゐてもよい位の短時間である。これは單なる水だけの事ではなくて、人も亦名譽評判の實情以上であることは長久性を有するものではないから、實徳を尊重する君子は之を恥ぢるのである。」と。

【補説】 ○「盈科而後進」の「而後」は、「シカルノチニ」と訓む。○「是之取爾」は、「コレヲコレ取レルノミ」と訓み、「爾」は「コレバカリデアル」と限定の意に解さねばならぬ。「是之」を「コレコレヲ」と誤訓してはいけない。○「苟爲無本」は、「イヤシクモ——バ」の假定形であることに注意が要る。○「其淵也」の「也」はヤと訓む。

【究】

自 非

——でない限りは。
——でない以上は。

「——ニ非ザルヨリハ」と訓み、「——デナイ限リハ」「——デナイ以上ハ」の限定の意を表す形式である。場合によると、強勢的ならしめんが爲に、下句を反語にすることがあり、又「自レ非ニ——不ニ——」
——ニ非ザルヨリハ、——セズ」の形となつて、下に否定句を伴ふこともある。

凡有血氣之倫。皆有好勝之意。方其氣之盛也。雖布衣賤士。有不可奪。自非知識特達。度量過人。未有能勇於奮發之中。舍己從人。惟義是聽者也。(唐宋八大家文・蘇軾代張方平諫用兵書)

訓點

凡有_レ血氣之倫、皆有_レ好勝_レ之意。方_レ其氣之盛_レ也、雖_レ布衣賤士、有_レ不可_レ奪。自_レ非_レ知識特達、度量過_レ人、未_レ有_レ能_レ勇_レ於奮發之中、舍_レ己從_レ人、惟_レ義_レ是聽_レ者也。

【語釋】「血氣」客氣。物に激し易く壯なる意氣。「倫」ともがら。「輩」・「類」に同じ。「布衣賤士」布を着る庶人や、身分の賤しい人をいふ。「有_レ不可_レ奪」其の志を奪ひとつて易へさせることの出来ないものがあるの意。「奮發之中」物事を思ひ立つた最中。「舍_レ己」自分の考をすてる。「從_レ人」他人の意見に従ふこと。「義_レ是聽」物事の道理だけをきき分ける。

【通解】すべてはやり氣のある人達は、皆他に打勝つことを好む意志があるものである。其の血氣の盛んな時に方つては、布の衣を着る庶人であつても、身分の賤しい人であつても、其の意志を奪ひとつて易へさせることの出来ぬ強いところのものがある。そこで知識に於て特に萬事に通達して居り、度量に於て常人

よりまさつてゐる者でない限りは、争を思ひ立ち、昂奮激發せる中に在つて、勇ましく己が所存をすてて他人の意見に従ひ、たい物の道理だけを聞き分けさへすればよいといふ者は、決して居ないのである。

【補説】○「凡」は、テを送り「スベテ」と訓む。オヨソと訓むのはよくない。○「方其氣之盛也」の「方」也は、アタリテヤと訓む。○「雖布衣賤士有不可奪」の「雖」は、假定を表すものであつて、「有不可奪」の下に、目的語「志」が省略されて居る。○「自非」は限定を示す根抵の形式であることに注意が肝要である。○「未」也の「未」は、文末まで管到してゐることに注意すべきである。○「惟義是聽者」の「義」には、限定副詞「惟」に呼應して、ミを送り、「義ヲノミ」としなければならぬ。そしてこれは、目的語の提起による倒装形の一である。「聽義」に同じ。

構文

凡有血氣之倫、皆有好勝之意。

方其氣之盛也、雖布衣賤士、有不可奪。

自非 智識特達 度量過人、

未有能勇於奮發之中、

舍己從人、惟義是聽者也。

第八章 推定形

推定形は、推量形ともいつて、或る事柄を推測し断定する意を表す文の形式で、次の六種の場がある。

- (一) 「大半・率・大概・概」を用ひる場合。
- (二) 「庶幾・燕・幾」を用ひる場合。
- (三) 「或」を用ひる場合。
- (四) 「恐」を用ひる場合。
- (五) 「蓋」を用ひる場合。
- (六) 「應」を用ひる場合。
- (七) 「願」「想」「以爲」「以」「思」「謂」「察」等を用ひる場合。

大率

〔吉〕

率	大	概
率	大	概

おほかた。
たいがい。
大部分。
大體。
あらまし。

此の四つは、皆「オホムネ」と訓み、ネを送る。そして「オホカタ」「ダイガイ」「大部分」「ダイタイ」「アラマシ」等の意味に譯す。

此の他に、「オホムネ」と訓むものに、「約・大約・類・大都」等があるが、減多に使用されない。

君子當平居無事時。大率與衆人無異。遇艱難多事。而後見其才器之蘊蓄。優且長也。所謂不遇盤根錯節。無足以別利器也。(慎思錄)

訓點

君子當平居無事時。大率與衆人無異。遇艱難多事。而後見其才器之所蘊蓄。優而且長也。所謂不遇盤根錯節。無足以別利器。

也。

【蘊蓄】「平居」平生・平素に同じ。ふだんの意。【才器】才能器量。「器」は心のはたらき。【蘊蓄】心につみ蓄へること。【優且長】大いにすぐれてゐる意。「優長」いふ熟字の間に「且」を挿入したものである。【盤根錯節】ひろがりわたかまつてゐる根と、入り組んだ木の節。込み入つて困難な事の喩。

【利器】鋭利な刃物。すぐれた才能の喩。

【通解】立派な成徳の君子も、平生の何事もない時には、大體は世の一般常人と違つた所はない。色々困難で事の多い場合に出遇つて、始めて心の中につみ蓄へられてゐる所の才能器量の、非常に優れて居る事が分るのである。これが、所謂「わたかまつた木の根や、ひどく入り組んだ木の節に遇はなくては鋭利な刃物の見分けがつかぬ。」といふもので、人も込み入つた困難な事件に出遇はなくては、君子の立派な才能もその見分けがつかぬのである。

【補説】○「大率」は、「オホムネ」と訓み、ネだけを送る。そして、「君子ノ多クハ」の意ではなくて、「君子ノ事ハ、大體ニ於テ」の意である。○「而後」は「シカルノチニ」と訓むことを忘れてはならぬ。○「所謂不遇盤根錯節無足以別利器也」の「所謂」は二字をこのままで「イハユル」と訓み、「所謂」のやうに返點を施さなくてもよいことになつて居る。これを「所謂」などと訓んではいけない。「所有」も亦同様に「アラユル」と訓むことも序に記憶され度い。「無足以」の「以」は、副詞的に用ひたものであるが、「用」の意に解し、「盤根錯節ヲ用ヒテ、之ニヨツテ」の意であることを念頭に置いて釋すべきである。

る。又、「盤根錯節」は、困難なことの喩であり、「利器」は、すぐれた才能の譬であることに留意することが肝要である。

143

今人率口説多忙。視其所爲。整頓實事。十一二。料理閑事。十八九。又認閑事。以爲實事。宜其多忙。有志者。勿誤踏此窠。(言志錄)

訓點

八 九。又認閑事、以爲實事、宜其多忙、有志者、勿誤踏此窠。

【語釋】「今人」現今の人。「整頓」と「のへること」。「頓」もと「のへる意」。「料理」きりもりすること。始末する。「料」は計、「理」は治の意。【閑事】日常の些事無駄事をいふ。【實事】實際的の事柄。實際に役立つ事柄。【窠】穴。缺陷のこと。失敗の迹の意。

【通解】現今の人は、大概忙しい／＼と口癖のやうにいつてゐる。然し其の人達の所作を見ると、實際に役立つことを整へ始末してゐることが、十の中で一つか二つしかない。そして實際に役立たないことを骨折つてやつてゐることが十の中で八九である。そればかりでなく、彼等は無駄事を實際に役立つことだと考へてやつてゐる。こんなことでは其の多忙なのも無理はない。大いに爲すあらんとする志を抱く人は、誤

つて斯かる失敗の迹を踏むやうなことがあつてはならない。

【補説】○「今人率口説多忙」の「今人」は、「キンジン」又は「今ノ人」と訓み、「イマヒト」と訓んではいけない。○「率」は、オホムネと訓み、「ネ」を送り、「大概ハ——デアル」と推定の意に譯す。○「十一二」「十八九」の「十」にニを送つて、「十二」「十八九」と訓むことに注意を要する。「十中ノ「十二」「十中ノ八九」の意味である。○「宜、其多忙」の「宜」にナリを送つて、「ムベナリ」と訓み、「如何ニモ尤モダ」「ナルホドサウアル答ダ」の意に譯す。述語の形容動詞として用ひられる。「其多忙、宜」の倒裝形である。

構文

今人率口説多忙。

視其所爲、
料理閑事、十八九。

整頓實事、十一二。
又、以爲實事、
宜其多忙。

有志者、勿誤踏此窠。